
平成 29～31 年度 文京区基本構想実施計画（素案）

平成 28 年 10 月
文京区

目次

| | |
|------------------------|-----|
| I 財政状況と今後の財政見通し | 1 |
| 1 人口動向 | 2 |
| 2 区の財政状況 | 3 |
| 3 今後の財政見通し | 11 |
| II 分野別計画事業 | 17 |
| 1 子育て・教育 | |
| 子育て支援 | 18 |
| 教育 | 34 |
| 青少年の健全育成 | 44 |
| 2 福祉・健康 | |
| 高齢者福祉 | 49 |
| 障害者福祉 | 58 |
| 生活福祉 | 66 |
| 健康づくり | 72 |
| 生活衛生環境 | 79 |
| 3 コミュニティ・産業・文化 | |
| 地域コミュニティ | 84 |
| 産業振興 | 90 |
| 生涯学習 | 97 |
| 文化振興 | 103 |
| スポーツ振興 | 110 |
| 観光 | 117 |
| 交流 | 124 |
| 4 まちづくり・環境 | |
| 住環境 | 129 |
| 環境保護 | 136 |
| 災害対策 | 142 |
| 防犯・安全対策 | 149 |
| III 行財政運営 | 155 |
| 1 区民サービスの向上 | 158 |
| 2 開かれた区役所 | 163 |
| 3 区の公共施設 | 166 |
| 4 行財政運営 | 174 |

I 財政状況と今後の財政見通し

★「I 財政状況と今後の財政見通し」における表記について

- 1 各表の計数は、原則として表示単位未満を四捨五入しています。
- 2 増減率及び構成比などは、原則として各表内計数により計算しています。

1 人口動向

(1) 人口の推移

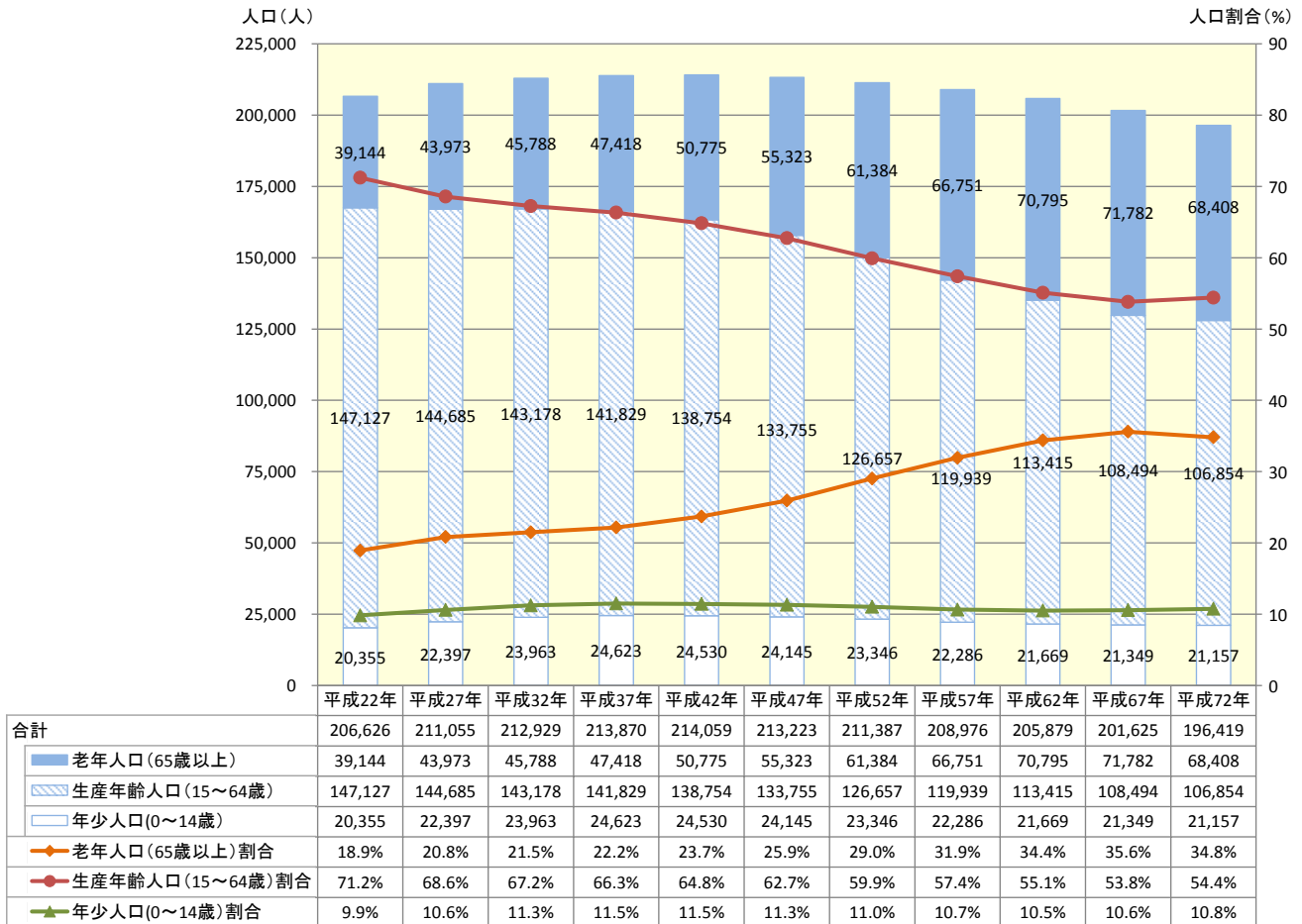
本区の人口は、平成10年に165,864人まで減少しましたが、以降は増加に転じています。また、転入者数が転出者数を上回る社会増に加え、平成23年からは、安定的に出生数が死亡数を上回る自然増も継続しています。

(2) 将来の人口推計

本区では、平成27年9月に策定した「まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」において、将来人口についての独自推計を行っています。そこでは、今後、老年人口が平成67年まで増え続ける一方、生産年齢人口が減少し続けるとともに、平成37年を過ぎると年少人口も減少するため、本区の人口は減少に転じると予測されています。

本実施計画の計画期間中における人口構成の大きな変動はないものの、将来人口は、今後のまちの規模や活力を表す指標の一つであることから、「基本構想」の実現に向けて「実施計画」に掲げる各計画事業を展開することにより、将来的な人口構成の変化に備える必要があります。（下図参照）

図1 将来人口推計（独自推計）



※ 割合は、小数点以下第二位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

2 区の財政状況

(1) 予算の規模（一般会計）

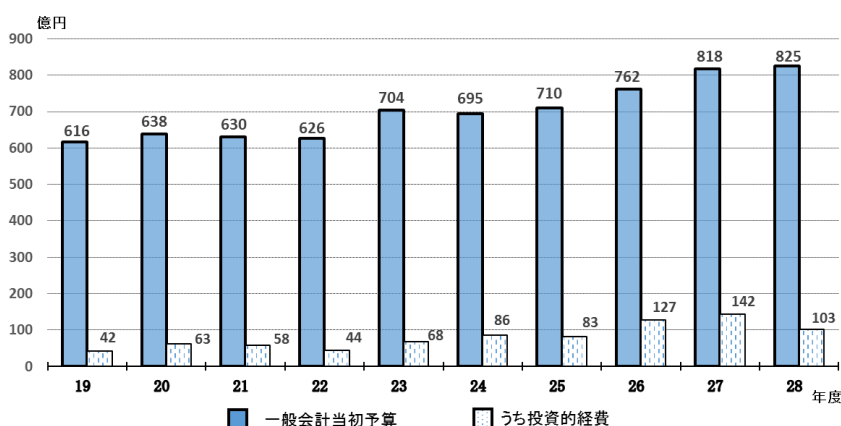
28年度一般会計当初予算は、前年度に続き800億円を超えています。

これは、5年度一般会計当初予算（834億700万円）に次いで、過去2番目に大きい予算規模です。

19年度と比較すると209億円、33.9%の増となっており、年々、予算規模が拡大していることがわかります。

そのうち、*投資的経費は、26年度以降、100億円を超える予算額で推移しており、予算規模が拡大した大きな要因の一つとなっています。

図2-1 一般会計当初予算の状況



(2) 歳出の状況（*普通会計）

ア 性質別歳出

義務的経費（*人件費、*扶助費、*公債費）は、家計に例えると食費や光熱水費など日常生活に欠かせない費用に当たり、削減することが非常に難しい経費です。

27年度普通会計決算の義務的経費は、歳出総額の43.9%を占めており、その主な内容は次のようになっています。

○ 人件費は188億円、歳出全体の22.0%を占めています。その推移は、団塊世代の職員の大量退職期と職員数適正化の取組により減少傾向にありますが、歳出全体に占める割合は特別区を上回る状況にあります。

○ 扶助費は172億円、歳出全体の20.1%を占めています。19年度と比較すると89億円、107.2%の増となっています。

また、投資的経費は102億円、歳出全体の12.0%を占めています。その推移は増加傾向にあり、19年度と比較すると66億円、183.3%の増となっています。

* 投資的経費 道路、公園、学校等の建設整備や用地取得に要する経費

* 普通会計 各地方自治体が設けている会計区分の範囲が異なっていること等により地方公共団体間の財政比較や統一的な把握が困難なため、地方財政の統計上、統一的に用いられる会計区分

* 人件費 職員や非常勤職員に対し、勤労の対価や報酬として支払う経費、退職手当等

* 扶助費 社会保障制度として、生活困窮者、高齢者、児童、障害者等への支援に要する経費

* 公債費 過去に借り入れた特別区債の各年度における元金と利子を償還するための経費

図 2 - 2 普通会計決算（性質別歳出）の状況

単位：億円

| 区分 | 年度 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 |
|-----------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 義務的 経費 | 人件費 | 200 | 196 | 199 | 193 | 193 | 186 | 182 | 188 | 188 |
| | 扶助費 | 83 | 88 | 95 | 123 | 135 | 137 | 141 | 154 | 172 |
| | 公債費 | 39 | 32 | 31 | 26 | 22 | 20 | 21 | 16 | 15 |
| | 小 計 | 322 | 316 | 325 | 342 | 350 | 343 | 344 | 358 | 374 |
| 投資的経費 | | 36 | 56 | 84 | 45 | 63 | 85 | 74 | 117 | 102 |
| その他経費 | | 274 | 238 | 261 | 256 | 231 | 224 | 272 | 228 | 299 |
| 他会計繰出金 | | 65 | 73 | 65 | 59 | 70 | 74 | 69 | 71 | 78 |
| 合 計 | | 697 | 683 | 735 | 702 | 714 | 726 | 759 | 774 | 854 |

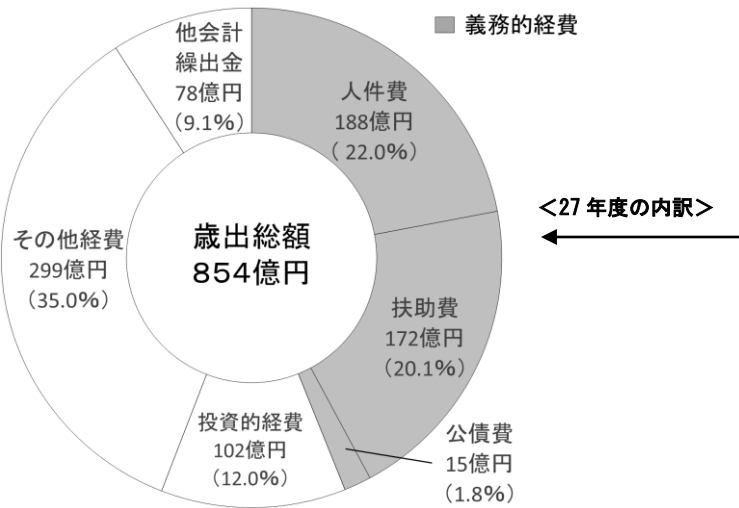
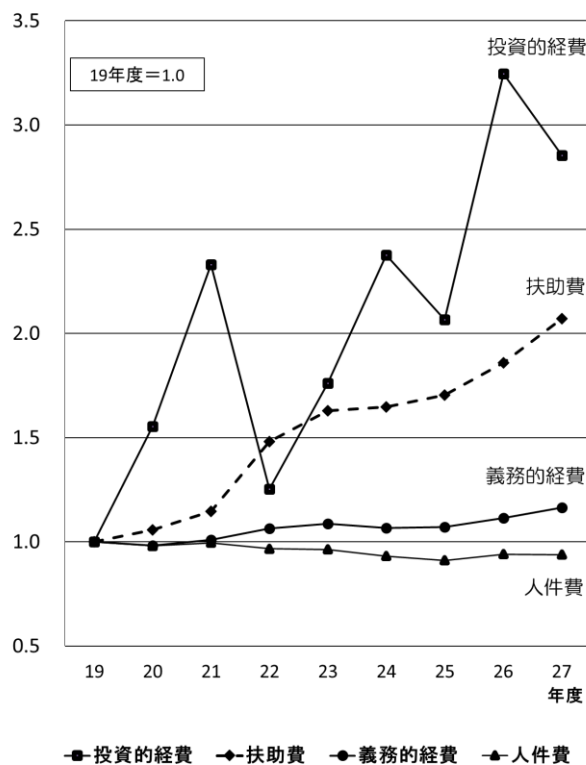


図 2 - 3 人件費比率の状況

単位：%

| 区分 | 年度 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 |
|-----|----|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 文京区 | | 28.7 | 28.7 | 27.1 | 27.5 | 26.9 | 25.6 | 24.0 | 24.3 | 22.0 |
| 特別区 | | 22.8 | 21.8 | 20.4 | 20.6 | 20.1 | 19.5 | 18.7 | 17.3 | 16.9 |

図 2 - 4 投資的経費と扶助費等の状況（19年度対比）



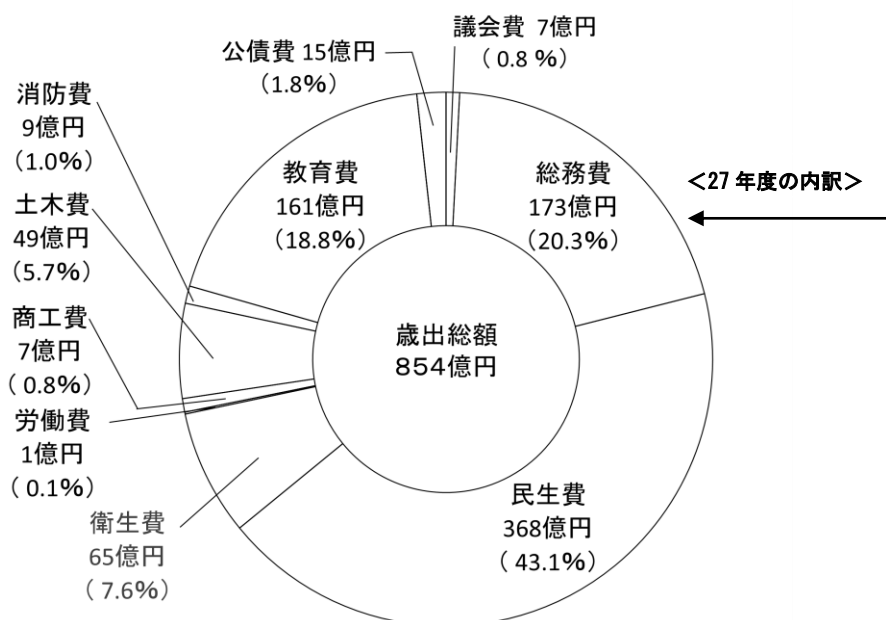
イ 目的別歳出

27年度普通会計決算の主な内容は、次のようになっています。

- *総務費は173億円、歳出全体の20.3%を占めています。前年度から39億円、29.1%の増となっています。区民施設の改修工事や区民施設整備基金への積立て等が増加したことが主な要因となっています。
- *民生費は368億円、歳出全体の43.1%を占めています。その推移は増加傾向にあり、19年度と比較すると141億円、62.1%の増となっています。児童福祉費や老人福祉費等が著しく増加しています。
- *教育費は161億円、歳出全体の18.8%を占めています。前年度から38億円、30.9%の増となっています。小中学校の改修工事や学校施設建設整備基金への積立て等が増加したことが主な要因となっています。

図2-5 普通会計決算（目的別歳出）の状況

| 区分 | 年度 | | | | | | | | | |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|--|
| | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | |
| 議会費 | 6 | 6 | 6 | 6 | 7 | 7 | 6 | 6 | 7 | |
| 総務費 | 175 | 150 | 156 | 171 | 147 | 119 | 113 | 134 | 173 | |
| 民生費 | 227 | 243 | 254 | 274 | 300 | 313 | 318 | 371 | 368 | |
| 衛生費 | 67 | 63 | 64 | 65 | 65 | 65 | 64 | 66 | 65 | |
| 労働費 | 1 | 1 | 4 | 5 | 4 | 2 | 2 | 1 | 1 | |
| 農林水産費 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 商工費 | 7 | 8 | 38 | 8 | 8 | 7 | 7 | 6 | 7 | |
| 土木費 | 47 | 61 | 59 | 45 | 38 | 36 | 38 | 39 | 49 | |
| 消防費 | 5 | 5 | 5 | 6 | 7 | 11 | 10 | 11 | 9 | |
| 教育費 | 123 | 113 | 119 | 96 | 115 | 146 | 180 | 123 | 161 | |
| 災害復旧費 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 公債費 | 39 | 33 | 30 | 26 | 22 | 20 | 21 | 16 | 15 | |
| 諸支出金 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 合計 | 697 | 683 | 735 | 702 | 714 | 726 | 759 | 774 | 854 | |

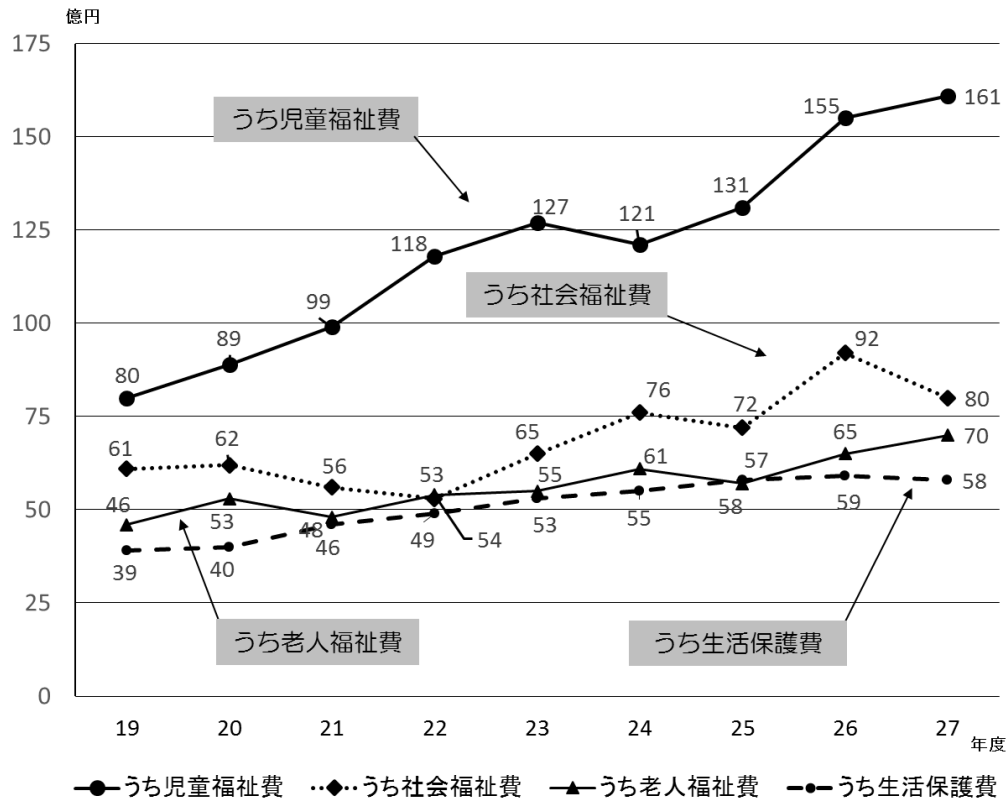


* 総務費 税務、戸籍及び選挙に要する経費の他、庁舎や財産の維持管理等に要する経費

* 民生費 高齢者福祉や生活保護、児童福祉等に要する経費。国民健康保険特別会計、介護保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計への繰出金を含む。

* 教育費 学校の建設や運営等に要する経費

図 2 - 6 民生費の状況



(3) 歳入の状況（普通会計）

歳入は、その用途が特定されない一般財源（*特別区税や*特別区交付金等）と用途が特定される特定財源に分類されます。

27年度普通会計決算における一般財源は、歳入全体の66.3%を占めており、その大半が、特別区税と特別区交付金です。

特別区税は、納税義務者等の伸びにより23年度から増加傾向にあります。

特別区交付金は、企業業績の回復等を背景として、25年度から増加傾向に転じています。

これらの一般財源は、過去、景気の急激な落ち込みにより大幅に減少した実績があるため、社会経済の動向や税制改正等の影響を受けやすいものと言えます。

* 特別区税 特別区が課税する税。特別区民税、軽自動車税、特別区たばこ税及び入湯税がある。

* 特別区交付金 東京都が市町村民税法人分、固定資産税及び特別土地保有税の3税を課税・徴収し、都区財政調整制度に基づき、その55%を特別区の財政需要に応じて交付するもの。

図 2 - 7 普通会計決算（歳入）の状況

| | | 単位：億円 | | | | | | | | | |
|------|---------|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|--|
| 区分 | 年度 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | |
| 一般財源 | 特別区税 | 282 | 288 | 296 | 276 | 277 | 282 | 288 | 302 | 310 | |
| | 特別区交付金 | 219 | 211 | 182 | 188 | 162 | 160 | 173 | 187 | 193 | |
| | その他 | 59 | 53 | 51 | 49 | 49 | 47 | 52 | 61 | 83 | |
| | 小計 | 560 | 552 | 529 | 513 | 488 | 489 | 513 | 550 | 585 | |
| 特定財源 | 国庫・都支出金 | 67 | 74 | 117 | 105 | 115 | 113 | 121 | 128 | 134 | |
| | 繰越金 | 28 | 34 | 65 | 50 | 33 | 36 | 38 | 29 | 47 | |
| | 繰入金 | 26 | 33 | 28 | 20 | 65 | 72 | 62 | 58 | 64 | |
| | その他 | 51 | 55 | 46 | 47 | 49 | 54 | 53 | 56 | 53 | |
| | 小計 | 172 | 196 | 256 | 222 | 262 | 275 | 274 | 271 | 298 | |
| 合計 | | 732 | 748 | 785 | 735 | 750 | 764 | 787 | 821 | 883 | |

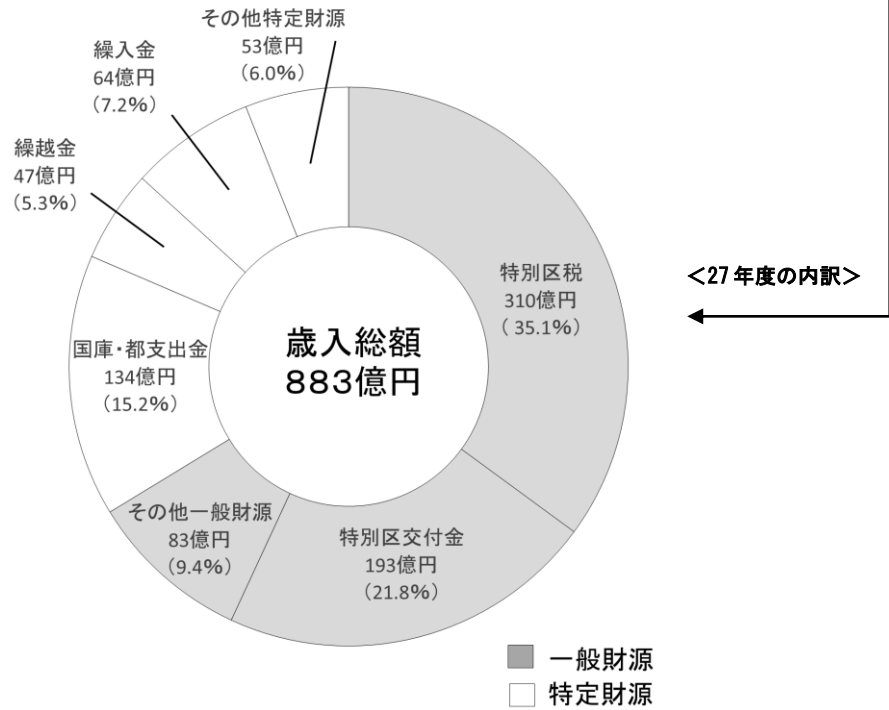
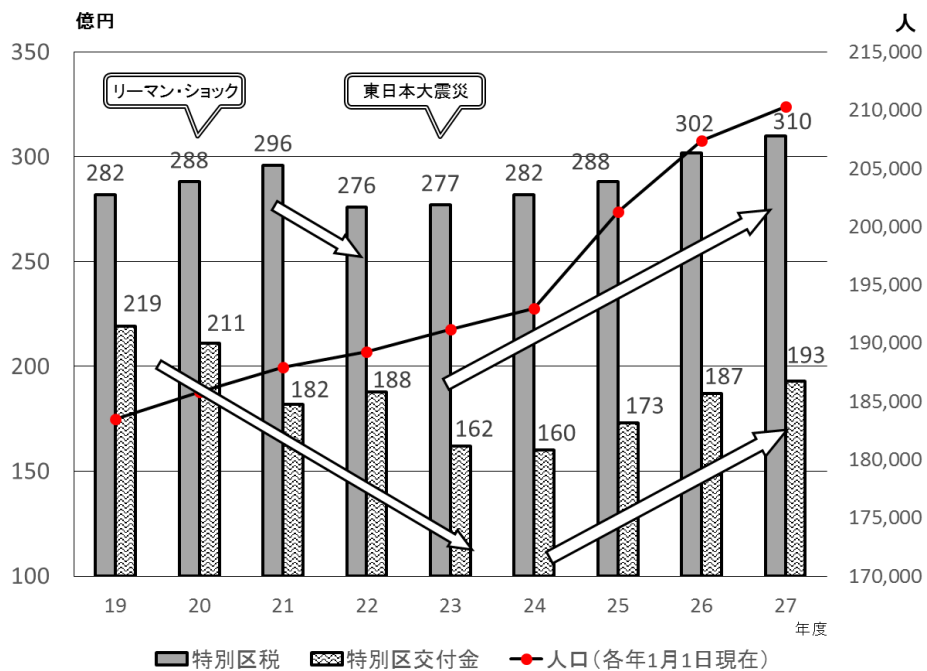


図 2 - 8 特別区税・特別区交付金と人口の状況



(4) 基金の状況（一般会計）

基金は、家計に例えると貯金に当たるものです。*財政調整基金と*特定目的基金（*減債基金及び介護給付費準備基金（特別会計）を含む。）に分類できます。

財政調整基金は、急激な景気の変動による歳入減や臨時的な歳出増に対応するため、柔軟に活用しています。

特定目的基金には、区民施設整備基金や学校施設建設整備基金等があり、区民施設や学校施設の改修・改築等に活用しています。23年度以降、第六中学校の改築、総合体育館建設、福祉センター及び教育センター建替え等の大規模施設の整備に充当しました。

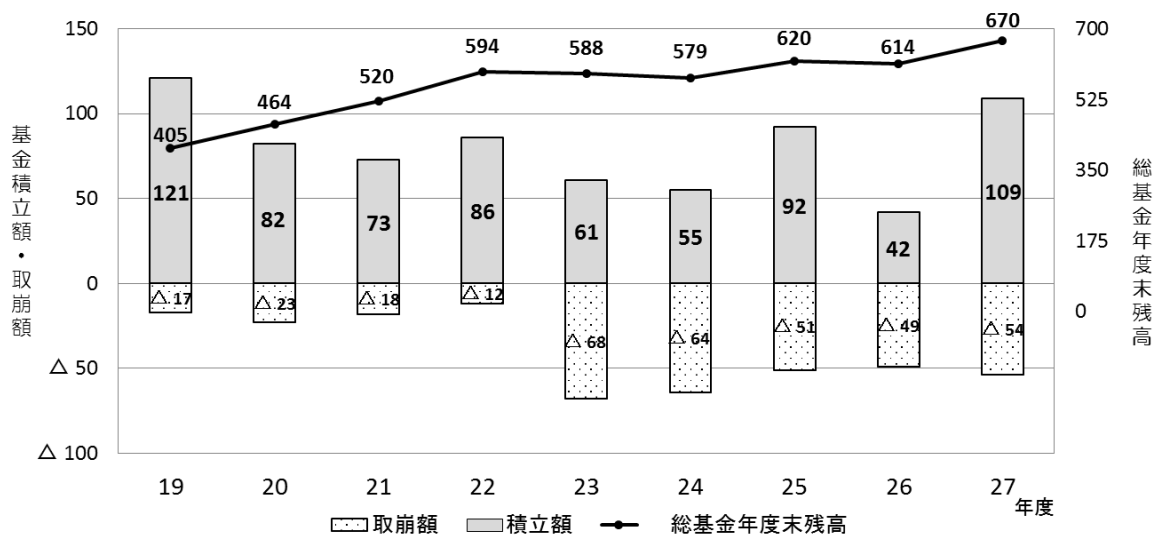
財政調整基金や特定目的基金には、毎年度の決算剰余金等を積み立てています。

総基金の年度末残高は、3年度の674億円から13年間で504億円減少し、16年度末残高は170億円になりました。

その後、企業業績の回復や納税義務者数の増加等による一般財源の増加により、11年間で500億円増加し、27年度末残高は670億円となっています。

図2-9 基金積立額・取崩額と総基金年度末残高の状況

単位：億円



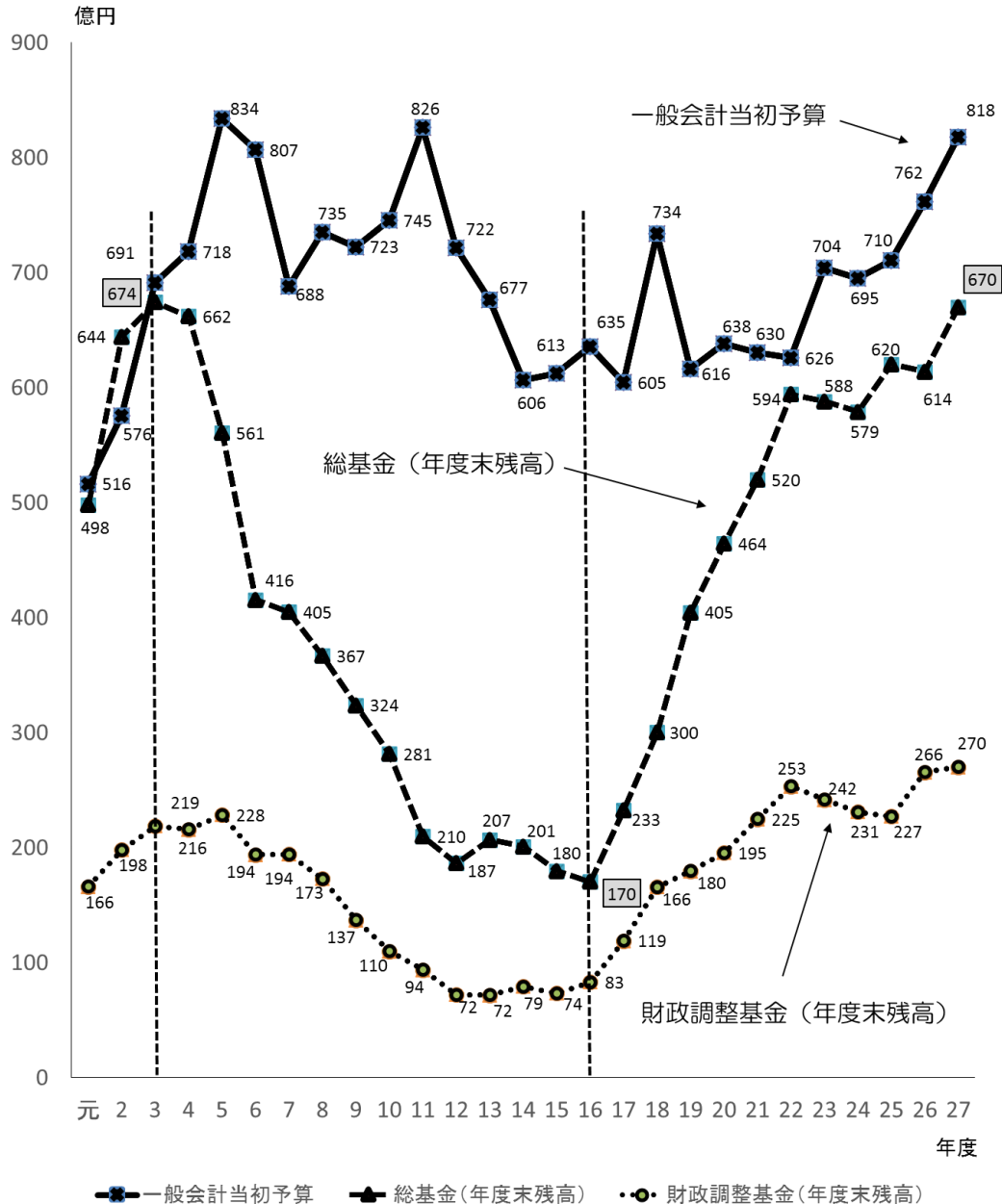
| 区分 | | 年度 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 |
|-------|----------|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 内訳 | 総基金年度末残高 | | 405 | 464 | 520 | 594 | 588 | 579 | 620 | 614 | 670 |
| | 財政調整基金 | | 180 | 195 | 225 | 253 | 242 | 231 | 227 | 266 | 270 |
| | 特定目的基金 | | 225 | 269 | 295 | 341 | 347 | 348 | 393 | 349 | 399 |
| 基金積立額 | | | 121 | 82 | 73 | 86 | 61 | 55 | 92 | 42 | 109 |
| 基金取崩額 | | | 17 | 23 | 18 | 12 | 68 | 64 | 51 | 49 | 54 |

* 財政調整基金 年度間における財政調整の役目を果たす基金。区では、地方財政法（昭和23年法律第109号）の規定に基づき、毎年度の決算剰余金（歳入－歳出）の2分の1を下らない金額をこの基金に積み立てている。

* 特定目的基金 施設建設や教育等、個々の目的を達成する事業の財源としてのみ使用可能な基金

* 減債基金 満期一括償還など、将来の特別区債償還に備えて積み立てる基金

図 2-10 総基金（年度末残高）と財政調整基金（年度末残高）等の状況



(5) 財政指標の状況

ア *経常収支比率（普通会計）

財政構造の弾力性を測る指標です。

家計に例えると食費や光熱水費など日常生活に欠かせない費用が、給与のような毎月決まって得られる収入に占める割合を表しています。

適正水準は、一般的に 70%から 80%とされており、この値が高くなってくると新たな施策を実施することが難しくなってきます。

22 年度以降、一般財源の減収や扶助費の増加等により、80%を上回る水準が続いていましたが、27 年度は適正水準になりました。

* 経常収支比率 人件費、扶助費、公債費のように毎年度定期的に支出される経費（経常的経費）に充当された一般財源の額が、特別区税、特別区交付金のような毎年度定期的に収入される一般財源（経常一般財源）に占める割合

図 2-1-1 経常収支比率等の状況（主な一般財源との比較）

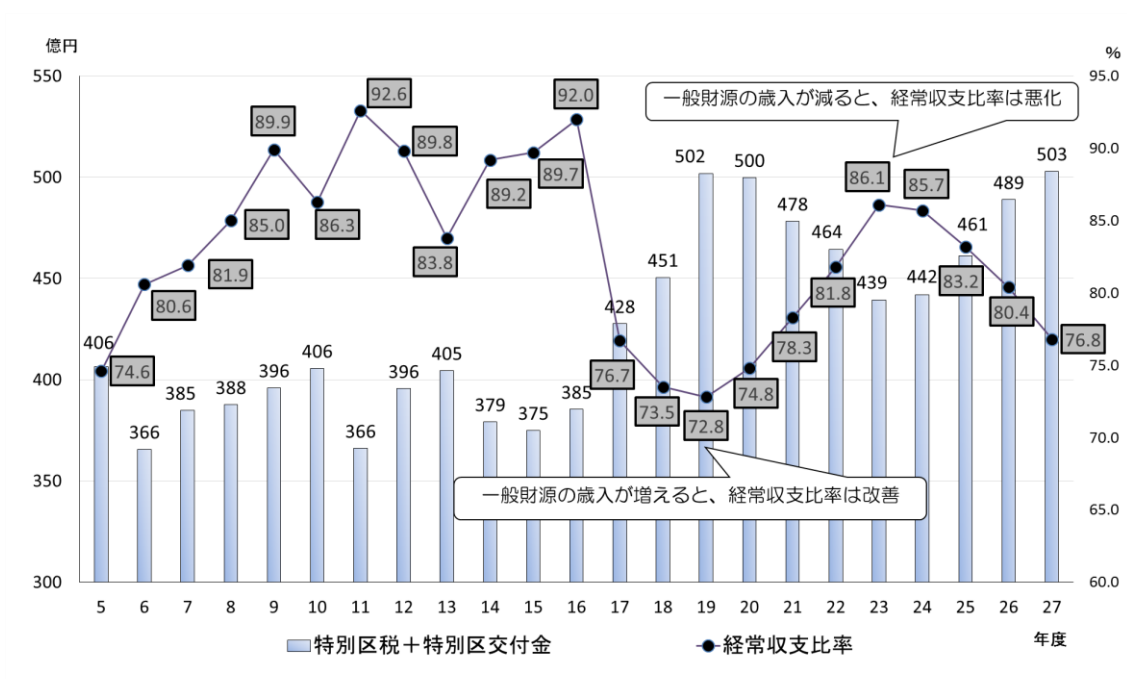


図 2-1-2 経常収支比率の状況（特別区等との比較）

| 区分 | 年度 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 |
|-------|----|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 文京区 | | 72.8 | 74.8 | 78.3 | 81.8 | 86.1 | 85.7 | 83.2 | 80.4 | 76.8 |
| 特別区 | | 75.3 | 76.1 | 82.1 | 85.7 | 86.4 | 85.8 | 82.8 | 80.7 | 77.8 |
| 全国市町村 | | 92.0 | 91.8 | 91.8 | 89.2 | 90.3 | 90.7 | 90.2 | 91.3 | |

単位：%

イ 区民一人当たりの総基金（年度末残高）と特別区債（年度末残高）の差引額（普通会計）

区の貯金である基金と、借金である特別区債の年度末残高について、区民一人当たりの差引額を次の表で示しています。

27年度における区民一人当たりの総基金（年度末残高）は、約31万7千円ですが、それに対する特別区債（年度末残高）は約3万9千円となっています。

差引額は約27万8千円となり、これは、貯金が借金を上回っていることを示しています。

なお、特別区では約19万5千円となっています。

図 2-1-3 区民一人当たりの総基金（年度末残高）と特別区債（年度末残高）の差引額

| 区分 | 年度 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 |
|-----|----|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 文京区 | | 99 | 142 | 178 | 225 | 234 | 232 | 254 | 250 | 278 |
| 特別区 | | 43 | 67 | 69 | 152 | 71 | 148 | 162 | 168 | 195 |

単位：千円

3 今後の財政見通し

(1) はじめに

将来にわたり安定的な行政サービスを提供するためには、今後の行政需要を的確に把握し、その変化にも対応し得る財政基盤を築くことがとても重要です。

本区では、将来にわたって持続可能で安定的な財政運営を行っていくため、歳入歳出予算や基金等における中長期的な推計を行いました。

(2) 歳入歳出予算の中長期的な見通し

基本的な考え方

ア 対象

一般会計当初予算を対象とします。

イ 期間

29年度から38年度までの10年間とします。

ウ 基本的な条件

以下のとおりとします。

なお、費目別の詳細な推計の条件は、別表①「費目別の推計の条件」のとおりとします。

| 歳入 | <p>○一般財源</p> <ul style="list-style-type: none"> 内閣府「中長期の経済財政に関する試算（28年7月）」のベースラインケース（名目GDP成長率）に基づき推計します。発表されていない37年度以降の数値は、36年度の名目GDP成長率の数値を使って推計します。 なお、名目GDP成長率と連動しないと判断するものは、28年度一般会計当初予算を据え置きます。 <p style="text-align: center;">ベースラインケース 単位：%程度</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>31</th> <th>32</th> <th>33</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名目GDP成長率</td> <td>2.2</td> <td>1.7</td> <td>1.9</td> <td>1.7</td> <td>1.4</td> </tr> <tr> <td></td> <td>34</td> <td>35</td> <td>36</td> <td>37</td> <td>38</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1.3</td> <td>1.3</td> <td>1.3</td> <td>(1.3)</td> <td>(1.3)</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 財政調整基金は単年度収支不足額に充当することを想定しているため、歳入における推計には含まれていません。 <p>○特定財源</p> <ul style="list-style-type: none"> 別表①「費目別の推計の条件」のとおり | 年度 | 29 | 30 | 31 | 32 | 33 | 名目GDP成長率 | 2.2 | 1.7 | 1.9 | 1.7 | 1.4 | | 34 | 35 | 36 | 37 | 38 | | 1.3 | 1.3 | 1.3 | (1.3) | (1.3) |
|----------|--|-----|-----|-------|-------|----|----|----------|-----|-----|-----|-----|-----|--|----|----|----|----|----|--|-----|-----|-----|-------|-------|
| | 年度 | 29 | 30 | 31 | 32 | 33 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 名目GDP成長率 | 2.2 | 1.7 | 1.9 | 1.7 | 1.4 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 34 | 35 | 36 | 37 | 38 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 1.3 | 1.3 | 1.3 | (1.3) | (1.3) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 歳出 | <ul style="list-style-type: none"> 別表①「費目別の推計の条件」のとおり | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 共通 | <ul style="list-style-type: none"> 消費税率は、31年10月の引上げ（軽減税率の影響を除く。）を見込み、32年度以降、歳入（地方消費税交付金）・歳出（物件費、投資的経費及び維持補修費）に反映させています。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

<別表①：費目別の推計の条件>

| 区 分 | | 推 計 の 条 件 | |
|--------|-----------------------|--|---|
| 歳 入 | 一 般 財 源 | 特別区税 | ①28年度一般会計当初予算をベースとする。②「中長期の経済財政に関する試算」のベースラインケース（名目GDP成長率）を見込む。③「まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」の人口推計を見込む。 ※ただし、軽自動車税、特別区たばこ税、入湯税は、28年度一般会計当初予算を据え置く。 |
| | | 特別区交付金 | ①28年度一般会計当初予算をベースとする。②「中長期の経済財政に関する試算」のベースラインケース（名目GDP成長率）を見込む。③法人住民税の一部国税化（26年度税制改正で、地方自治体の財源である法人住民税の一部を国税としたもの）等の影響を見込む。 |
| | | 地方消費税 交付金 | ①28年度一般会計当初予算をベースとする（消費税率の引上げによる影響の平年度化は32年度以降とする）。②「中長期の経済財政に関する試算」のベースラインケース（名目GDP成長率）を見込む。 |
| | | その他 | ①利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金は「中長期の経済財政に関する試算」のベースラインケース（名目GDP成長率）を見込む。②自動車取得税交付金、地方譲与税交付金、地方特例交付金、特別会計繰入金、競馬組合分配金、繰越金は、28年度一般会計当初予算を据え置く。 |
| | 特 定 財 源 | 国庫・都支出金 | ①28年度一般会計当初予算をベースとする。②扶助費及び投資的経費における歳出額と連動させる。 |
| | | 特定目的基金 繰入金 | ①28年度一般会計当初予算をベースとする。②投資的経費における歳出額と連動させる。③減債基金からの繰入額を見込む。 |
| | | 特別区債 | ①過去5か年（24～28）中、発行している年度での平均額で見込む。 |
| | | その他 | ①分担金及び負担金は、過去5か年（24～28）の推移で見込む。②交通安全対策特別交付金、使用料及び手数料、財産収入、諸収入、寄付金は、28年度一般会計当初予算を据え置く。 |
| 歳 出 | 義 務 的 経 費 | 人件費 | ①28年度一般会計当初予算をベースとする。②退職手当を見込む。 |
| | | 扶助費 | ①28年度一般会計当初予算をベースとする。②過去5か年（24～28）の扶助費（1人当たり）の推移を見込む。③「まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」の人口推計を見込む。 |
| | | 公債費 | ①既発行の特別区債の償還額等を見込む。②新規発行の特別区債は、10年満期一括償還を想定する。 |
| | 投資的経費 | ①28年度一般会計当初予算をベースとする。②「公共施設等総合管理計画」の将来更新費用等を見込む。③主な大規模施設整備等の投資的経費を見込む。 | |
| | 他会計繰出金 | ①28年度一般会計当初予算をベースとする。②過去5か年（24～28）の他会計繰出金（1人当たり）の推移を見込む。③「まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」の人口推計を見込む。 | |
| | その他 | ①物件費、維持補修費は、過去5か年（24～28）の推移等を見込む。②積立金は、特別区債の償還のための経費や基金への積立を見込む。③補助費、貸付金は、28年度一般会計当初予算を据え置く。 | |

図 2-13 歳入歳出予算の推計

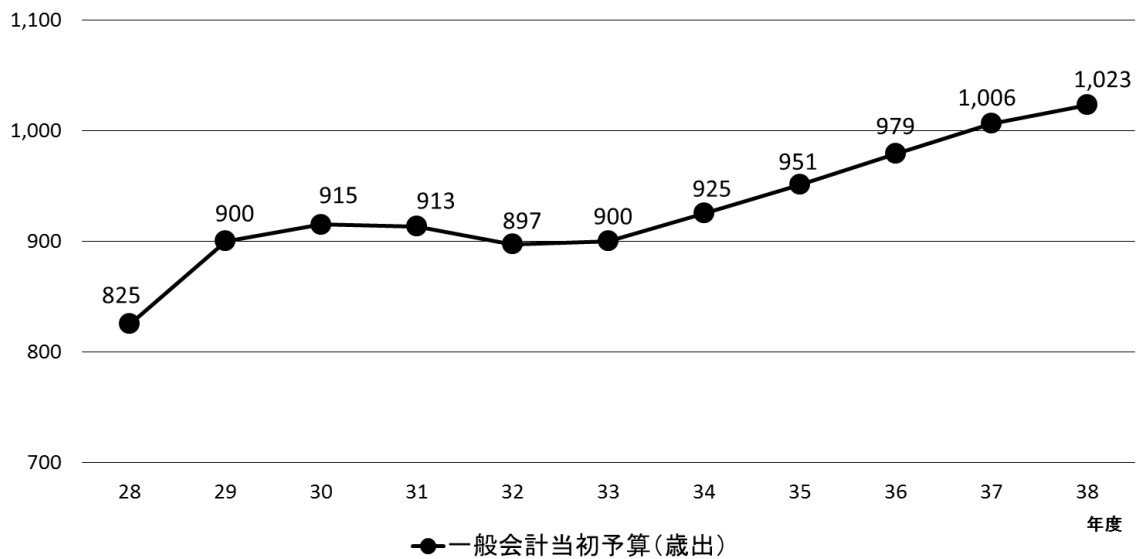
単位：百万円

| 区分 | | 年度 | | | | | | | | | | |
|----------------|----------|----------|---------|---------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | | 29 | 30 | 31 | 32 | 33 | 34 | 35 | 36 | 37 | 38 | |
| 歳入 | 一般財源 | 特別区税 | 31,089 | 31,502 | 31,971 | 32,395 | 32,748 | 33,078 | 33,411 | 33,747 | 34,087 | 34,396 |
| | | うち特別区民税 | 29,811 | 30,224 | 30,693 | 31,117 | 31,470 | 31,800 | 32,133 | 32,469 | 32,809 | 33,118 |
| | | 地方消費税交付金 | 6,489 | 6,599 | 6,723 | 8,567 | 8,685 | 8,798 | 8,910 | 9,025 | 9,141 | 9,260 |
| | | 特別区交付金 | 17,020 | 17,724 | 18,511 | 19,229 | 18,576 | 18,377 | 18,078 | 17,805 | 17,714 | 17,931 |
| | | その他 | 2,112 | 2,134 | 2,160 | 2,183 | 2,203 | 2,221 | 2,240 | 2,259 | 2,278 | 2,298 |
| | | 小計 | 56,710 | 57,959 | 59,365 | 62,374 | 62,212 | 62,474 | 62,639 | 62,836 | 63,220 | 63,885 |
| | 特定財源 | 国庫・都支出金 | 18,420 | 19,686 | 20,101 | 17,878 | 16,371 | 16,934 | 17,521 | 18,134 | 18,772 | 19,481 |
| | | 特別区債 | 800 | 800 | 800 | 800 | 800 | 800 | 800 | 800 | 800 | 800 |
| | | 繰入金 | 4,589 | 3,365 | 2,417 | 2,047 | 2,855 | 2,855 | 2,855 | 3,025 | 3,355 | 2,855 |
| | | その他 | 5,930 | 6,043 | 6,156 | 6,269 | 6,382 | 6,495 | 6,608 | 6,721 | 6,834 | 6,947 |
| | | 小計 | 29,738 | 29,893 | 29,473 | 26,993 | 26,408 | 27,084 | 27,785 | 28,680 | 29,762 | 30,083 |
| 歳入合計 (A) | | 86,448 | 87,852 | 88,837 | 89,368 | 88,620 | 89,558 | 90,423 | 91,516 | 92,981 | 93,968 | |
| 歳出 | 義務的経費 | 人件費 | 19,927 | 19,905 | 19,754 | 20,057 | 19,797 | 19,927 | 20,057 | 20,165 | 20,100 | 19,603 |
| | | 扶助費 | 19,770 | 20,706 | 21,684 | 22,707 | 23,702 | 24,739 | 25,821 | 26,948 | 28,124 | 29,429 |
| | | 公債費 | 2,014 | 1,104 | 743 | 648 | 459 | 380 | 299 | 414 | 682 | 114 |
| | 投資的経費 ※ | 15,758 | 16,010 | 13,958 | 9,333 | 7,729 | 7,729 | 7,729 | 7,729 | 7,729 | 7,729 | |
| | 他会計繰出金 | 7,865 | 8,010 | 8,157 | 8,306 | 8,467 | 8,629 | 8,794 | 8,961 | 9,129 | 9,286 | |
| | その他 | 24,629 | 25,722 | 26,956 | 28,623 | 29,881 | 31,141 | 32,402 | 33,648 | 34,863 | 36,129 | |
| | 歳出合計 (B) | | 89,962 | 91,456 | 91,251 | 89,673 | 90,034 | 92,545 | 95,101 | 97,864 | 100,627 | 102,289 |
| 単年度収支不足額 (A-B) | | △ 3,514 | △ 3,604 | △ 2,414 | △ 305 | △ 1,414 | △ 2,987 | △ 4,678 | △ 6,348 | △ 7,646 | △ 8,321 | |

※表中、投資的経費には、現段階で経費が不明確な事業（改修計画に基づくシビックセンター改修経費、小学校改築経費及び児童相談所移管に要する経費等）は含まれていません。

図 2-14 一般会計当初予算（歳出）の見通し

単位：億円



(3) 基金等の中長期的な見通し

基本的な考え方

ア 対象

財政調整基金、特定目的基金（減債基金及び介護給付費準備基金（特別会計）を含む。）及び特別区債の年度末残高とします。

イ 期間

28年度から38年度までとします。

ウ 基本的な条件

別表②「基金等の推計の条件」のとおりとします。

なお、推計は「歳入歳出予算の中長期的な見通し」と連動させるとともに、毎年度の決算剰余金等を財政調整基金や特定目的基金に積み立てることを想定しています。

<別表②：基金等の推計の条件>

| 区分 | | 推計の条件 |
|--------|-----|--|
| 財政調整基金 | 取崩額 | ①毎年度の単年度収支不足額を取り崩す。 |
| | 積立額 | ①一般会計当初予算における一定の決算剰余金を見込み、地方財政法第7条第1項の規定に基づき、2分の1を下らない金額を積み立てる。②他会計からの繰入金を見込む。 |
| 特定目的基金 | 取崩額 | ①毎年度の繰入金を取り崩す。②特別区債における満期一括償還に要する経費を取り崩す。 |
| | 積立額 | ①一般会計当初予算における一定の決算剰余金を見込み、2分の1の金額を積み立てる。 ②毎年度の積立金を積み立てる。 |
| 特別区債 | | ①既発行分の特別区債の他、主要な公共施設等整備事業の実施による新規の特別区債（毎年度8億円・10年満期一括償還）を想定する。 |

※特定目的基金における介護給付費準備基金（特別会計）は、28年度末残高見込み（802,990千円）を据え置いて推計します。

図 2 - 1 5 基金等（年度末残高）の推計

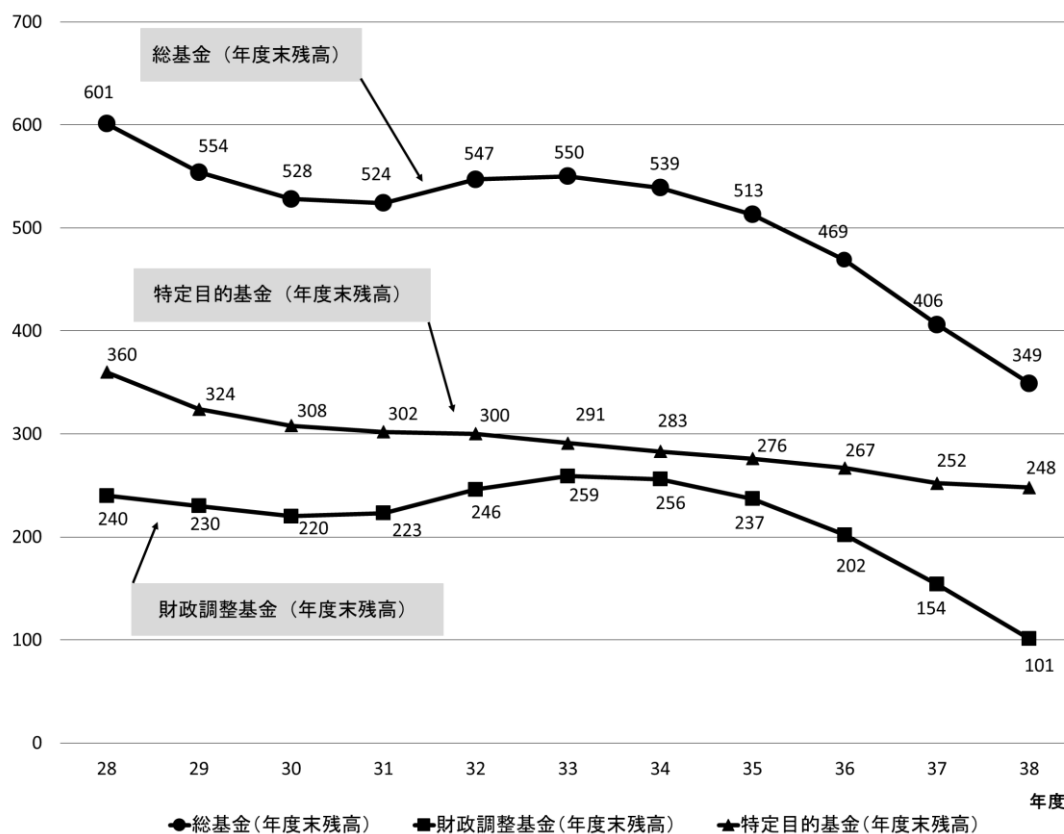
単位：百万円

| 区分 | 年度 | | | | | | | | | | | |
|---------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--|
| | 28 | 29 | 30 | 31 | 32 | 33 | 34 | 35 | 36 | 37 | 38 | |
| 総基金（年度末残高） | 60,094 | 55,426 | 52,789 | 52,441 | 54,666 | 55,027 | 53,931 | 51,329 | 46,885 | 40,624 | 34,882 | |
| 財政調整基金（年度末残高） | 24,046 | 23,005 | 22,013 | 22,258 | 24,630 | 25,891 | 25,609 | 23,701 | 20,188 | 15,445 | 10,097 | |
| 特定目的基金（年度末残高） | 36,048 | 32,421 | 30,776 | 30,183 | 30,036 | 29,136 | 28,322 | 27,628 | 26,697 | 25,179 | 24,785 | |

| 区分 | 年度 | | | | | | | | | | | |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--|
| | 28 | 29 | 30 | 31 | 32 | 33 | 34 | 35 | 36 | 37 | 38 | |
| 特別区債（年度末残高） | 6,701 | 5,584 | 5,351 | 5,461 | 5,656 | 6,032 | 6,482 | 7,010 | 7,419 | 7,555 | 8,256 | |

図 2 - 1 6 基金（年度末残高）の見通し

単位：億円



Ⅱ 分野別計画事業

★「Ⅱ 分野別計画事業」における表記について

1 「3 今後3か年の方向性の実現度を測るための指標」の数値について

- (1) 平成29年度から31年度までの数値については、目標値です。
- (2) 28年度の数値については、特に記載のないものは推計値です。
- (3) 23年度から27年度までの数値については、実績値です。

2 「4 将来像の実現に向けた、今後3か年の計画事業」における各計画事業について

(1) 事業区分について

各事業について、次のとおり区分が記されています。

- ・ 新規事業 ⇒ 新
- ・ レベルアップ事業 ⇒ レ
- ・ 継続事業 ⇒ 記載なし

1 子育て・教育

1-1 子育て支援

1 将来像

地域の思いやりにあふれた「おせっかい」の輪の中で、
みんなが楽しく育ち合えるまち

子どもと大人が笑い声の中で、楽しく安心して育ち合い、それを区民や子育てにかかわるすべての人たちが、思いやりにあふれた「おせっかい」の心で支え合うまちを目指します。

2 将来像の実現に向けた、現状と今後3か年の方向性

平成28年4月現在、本区の0歳から5歳までの乳幼児人口は11,077人、23年と比較して1,965人、21.6%増加しています。また、本区の合計特殊出生率は、27年には1.17となり、5年前と比較して0.2ポイント回復しています。

このような中、出産や子育ての不安を軽減するため、妊娠から出産、子育て期にわたり、より身近な場で子育てを支える環境づくりが重要となっています。

また、保護者の就労形態やライフスタイルの多様化など、子どもと家庭を取り巻く環境が著しく変化する中、増大する保育ニーズにスピード感を持って対応するなど、子育て支援の更なる充実が必要となっています。

そこで、27年4月施行の子ども・子育て支援新制度を踏まえ、私立認可保育所の整備など、幼児期の教育や保育の量の拡充と質の向上を図ってまいります。

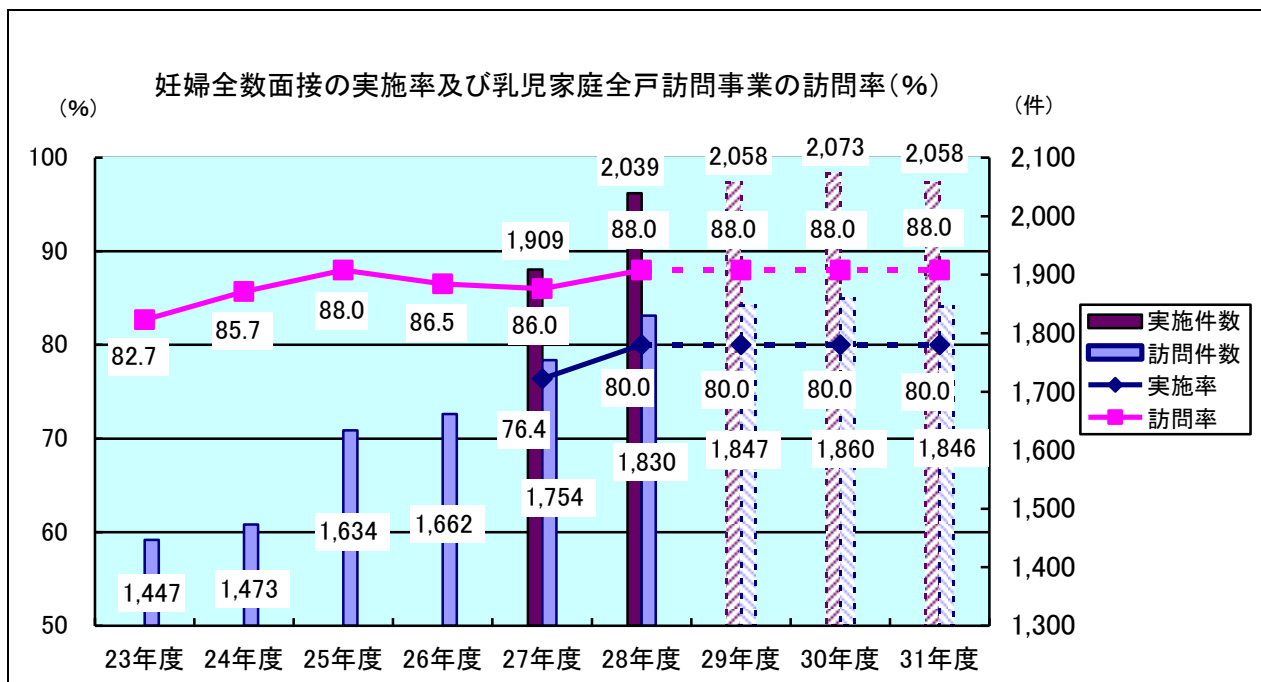
さらに、子どもの健やかな成長と子育て家庭の健康を確保するため、ネウボラ面接や乳児家庭への訪問、子育て応援メールマガジンなどにより、出産や子育てに関する不安の軽減を図るなど、妊娠期から切れ目のない支援を行っていきます。

また、全ての子育て家庭が安心して子育てできるよう、一時保育や育成室、放課後全児童向け事業の実施など子育て支援の充実に努めるとともに、子どもの貧困対策の推進に関する法律等の施行を踏まえ、子どもの貧困対策に必要な教育支援、生活支援、経済的支援など、必要な施策を推進していきます。

なお、児童福祉法の改正に伴い、児童相談の第一義的窓口である基礎的自治体として、児童虐待の未然防止から社会的養護の必要な子どもへの対応等、切れ目のない一貫した相談・支援体制を構築するため、児童相談所の設置に向けた検討を進めます。

3 今後3か年の方向性の実現度を測るための指標

(1) 子どもの健やかな成長と子育て家庭の健康の支援



※ 妊婦全数面接は、27年11月開始

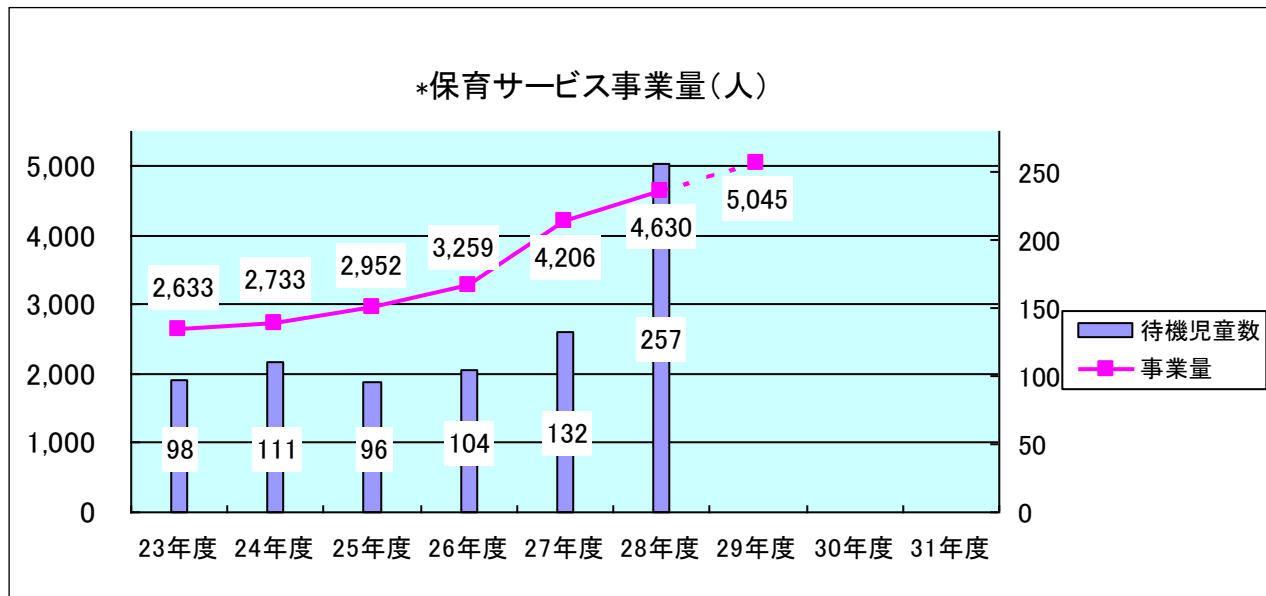
【指標の内容、設定理由・根拠】

核家族化と共に少子化が進む中で、両親ともに育児に関する知識・体験が乏しく、また、周囲からの支援を受けることが困難な状況となっています。

そのため、保健師・助産師等の専門職が、全ての妊婦に対し面接を行うとともに、生後4か月以内の乳児がいる全ての家庭を訪問し、出産・子育てに関する情報提供を行うとともに、各家庭のニーズに応じた支援を、妊娠期から切れ目なく行っていきます。

妊婦全数面接及び乳児家庭全戸訪問事業は、出産・子育ての不安を軽減し、子どもの健やかな成長と子育て家庭の健康の確保につながることから、その実施率を指標とします。妊婦全数面接は、事業を開始した平成27年度の実績76.4%を踏まえ、80.0%の実施を目指します。また、乳児家庭全戸訪問事業は、対象者数や困難ケースが増加する中でも訪問率88.0%の実施を目指し、孤立しがちな子育て家庭の不安や悩みの軽減に加え、虐待の予防や早期発見など、各家庭の状況に合わせた適切な支援を着実に行っていきます。

(2) 幼児期の教育や保育の量の拡充と質の向上



※ 待機児童数は、各年4月1日時点の実績値

※ 27年度以降の数値は、子ども・子育て支援新制度の指針に基づき事業量を算定

【指標の内容、設定理由・根拠】

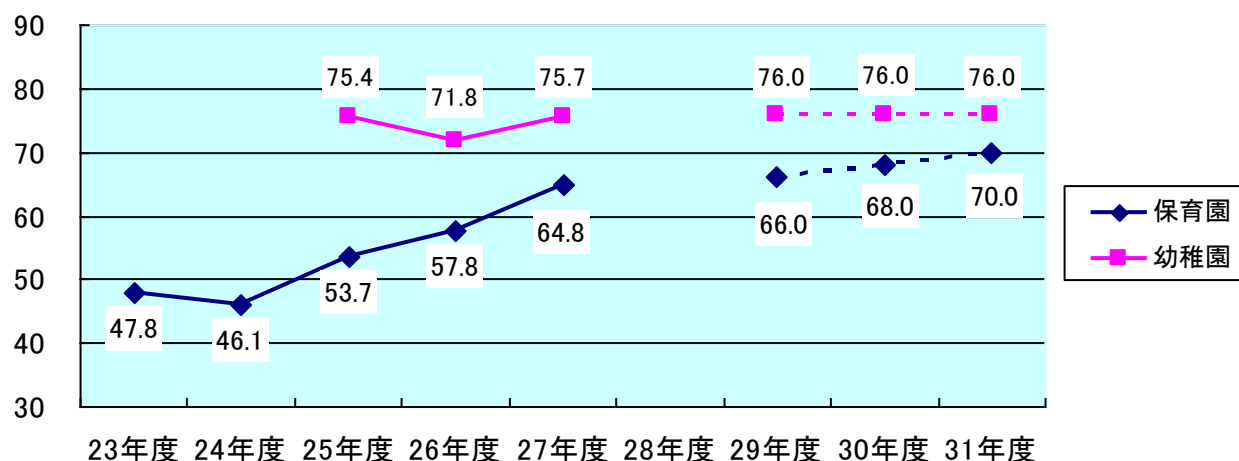
未就学児童人口の著しい増加等による保育ニーズの高まりに迅速に対応するため、私立*認可保育所の整備を中心とした保育サービス事業量を指標とし、待機児童対策に取り組みます。

平成29年度の目標値は子ども・子育て支援事業計画に基づく整備目標としますが、30年度以降の目標値については、増大する保育ニーズにスピード感を持って対応するため、毎年度の待機児童の実態等を踏まえた計画の見直しを行っていきます。

*保育サービス事業量 保育所の入所可能人数等、保育サービスを提供できる量

*認可保育所 国の基準に基づき都道府県が認可した施設で、保護者が仕事などで子どもの保育ができない（保育の必要性のある）理由があるときに、子どもを保育する通所の施設

保育園及び幼稚園利用者の保護者満足度(%)



※ 幼稚園については、25年度からアンケート調査を開始

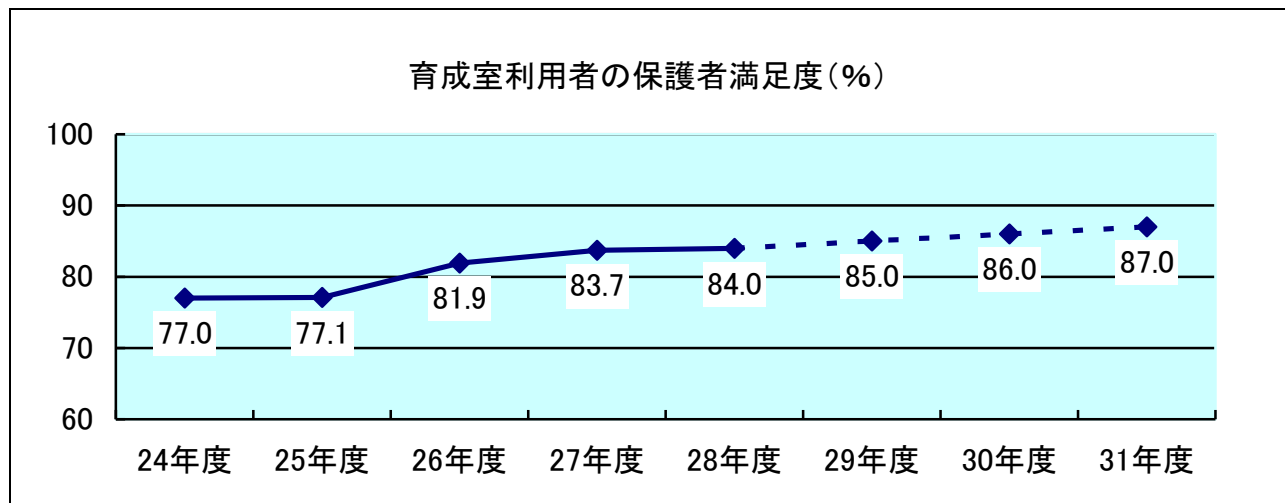
【指標の内容、設定理由・根拠】

区立保育園や幼稚園における保護者アンケートにより、保護者や地域住民の保育・幼児教育に対する要望や満足度を把握することで、内容の充実を図り、更なる保育・幼児教育の質の向上を目指します。

区立保育園では、保護者アンケートの「総合的評価」において、「大変満足している」を指標とし、7割の保護者からそう評価される保育サービスを目指します。

また、区立幼稚園においては、保護者アンケートの「現在の本園に総合的に満足している」を指標とし、対象の幼児が変わる中でも、継続的に8割弱の保護者から「とてもあてはまる」と評価される幼児教育を維持することを目指します。

(3) 子育て支援の充実



※ 24年度からアンケート調査を開始

【指標の内容、設定理由・根拠】

区内全ての育成室においてアンケートを実施し、保護者の満足度を把握することで、保護者の多様なニーズを的確に捉え、保育の質の向上を図ります。

育成室保護者アンケートにおける、保育指針に沿った育成室の運営に関する設問に対し、「はい」（できている）と回答しているものを「評価」とし、その平均を指標とします。過去の実績を踏まえ、おおむね85%を目標とし、毎年度1ポイントの増加を目指します。

4 将来像の実現に向けた、今後3か年の計画事業

| 番号 | 区分 | 事業名 | 事業概要 | 所管部 |
|----|----|------------|---|--------|
| 1 | レ | 子ども家庭相談事業 | 子どもと家庭に関する総合的な相談や児童虐待通告に対応し、児童相談所などの専門機関や地域と連携しながら、要保護・要支援家庭を支援するとともに、児童虐待の未然防止と早期発見・対応を図ります。 | 子ども家庭部 |
| 2 | | 児童虐待防止対策事業 | <p>地域において子どもと家庭に関する支援のネットワークを構築し、関係機関と連携しながら、要保護児童対策地域協議会を運営するほか、児童虐待対応・再発及び未然防止を図るため、特に養育を支援する必要がある家庭に育児支援ヘルパーを派遣します。</p> <p>また、子育て支援講座の開催、児童虐待防止啓発事業、養育家庭普及活動を行います。</p> | 子ども家庭部 |

| | | | | |
|---|---|----------------------|--|--------|
| 3 | 新 | 児童相談所設置に向けた検討 | <p>改正児童福祉法により、特別区が児童相談所を設置することが可能となり、国は、施行後5年以内を目途として設置に向けた支援や必要な措置を講ずることとしています。</p> <p>本区においても、早期設置に向け、所管部署や全庁的な検討体制の設置など、具体的な検討・準備を行います。</p> | 子ども家庭部 |
|---|---|----------------------|--|--------|

| 【行財政運営の視点】 | |
|----------------|---|
| 児童相談所の設置に向けた対応 | |
| 現 状 | <p>区として、移管に当たっての課題の抽出・整理を行った上で、ロードマップを作成するとともに、特別区においては「児童相談所移管準備連絡調整会議」の下、特別区としての全体のロードマップを作成するなど準備を進めています。</p> |
| 課 題 | <p>特別区全体で連携し、各区の共通課題の抽出や整理を行い、円滑に移管できるよう都と協議を進めていく必要があります。</p> <p>区では、この協議を踏まえた上で早期の設置を目指し、施設整備、人材の確保育成、児童相談所設置市事務の検討等に取り組んでいく必要があります。</p> |
| 方向性 | <p>児童相談所の早期開設に向けた具体的な準備に着手します。</p> <p>児童相談所の業務は、児童相談業務や一時保護所運営のほか、児童相談所設置市事務など、多岐にわたるため、全庁的な検討体制のもとに検討を行い、的確に準備を進める必要があります。このため、平成29年度組織改正では、専管組織として、児童相談所移管準備担当（所管部署）を検討します。また、心理職などの専門職については、計画的な採用を検討していきます。</p> |

| | | | | |
|---|---|-------------------|---|--------|
| 4 | | 親子ひろば事業 | 乳幼児とその保護者が安心して遊べ、子育て親子の情報交換や仲間づくりができる場を提供するとともに、支援員が利用者の子育てに関する相談に対し助言するなど、必要な支援につなげます。 | 子ども家庭部 |
| 5 | | 家庭教育支援の推進 | 子どもたちの健やかな成長を図るため、家庭教育に関する保護者向けの講座や座談会、情報提供を行うなど、親子の育ちと子育て世代のネットワークづくりを支援します。 | 教育推進部 |
| 6 | レ | 子育てひろば事業 | 乳幼児とその保護者が安心して遊べる場や仲間づくりの場を提供するとともに、専門指導員が子育てに関する相談を受けるなど、子育ての支援を図ります。 | 子ども家庭部 |
| 7 | レ | ファミリー・サポート・センター事業 | 子育ての援助を受けたい区民と援助を行いたい区民が会員となり、地域の中で子育ての相互援助活動を行います。 また、「子育てサポーター認定制度」を活用し、提供会員の掘り起こしと育成を行い、担い手の拡充と保育の質の向上を図ります。 | 子ども家庭部 |
| 8 | 新 | 子育てサポーター認定制度 | 地域の子育て世帯をサポートする人材の掘り起こしと育成を目指し、子育てサポーター認定研修を実施します。子育てサポーターは、ファミリー・サポート・センター事業の担い手となり、段階的なスキルアップを図りながら、地域の子育て世帯をサポートします。 | 子ども家庭部 |
| 9 | | 乳幼児家庭支援保健事業 | 乳幼児健診や乳児家庭全戸訪問事業において虐待予防のスクリーニングを実施し、虐待の予防を図るとともに、子育て困難家庭や虐待の危険性のある親子を早期に発見し、適切な支援を行います。 | 保健衛生部 |

| | | | | |
|----|---|-------------------------------|--|--------|
| 10 | | 乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん訪問事業) | 生後4か月以内の乳児がいる全ての家庭を保健師や助産師が訪問し、母子の健康管理や子育てに関する情報提供を行うとともに、孤立しがちな子育て家庭における不安や悩みを聴き、支援が必要な家庭を適切なサービスに結び付けます。 | 保健衛生部 |
| 11 | | 子育て情報提供事業 | 子育て支援サービスの周知を目的として、民生委員・児童委員との協働により子育てガイドを作成し、配付します。 また、子どもの成長に合わせた子育て支援情報を、子育て応援メールマガジンで配信します。 | 子ども家庭部 |
| 12 | レ | ベビーシッターの派遣による子育て支援 | ベビーシッターサービスを希望する2歳未満の乳幼児がいる家庭を対象に、サービスを一定の負担で利用できる子育て訪問支援券を交付します。 また、小学校6年生までの児童がいるひとり親の家庭を対象に、「ひとり親家庭子育て訪問支援券事業」及び「ひとり親家庭緊急一時ホームヘルパー派遣事業」を行います。 | 子ども家庭部 |
| 13 | | 一時保育事業 | 学校等の行事参加やリフレッシュなど、多様な保育需要に対応するため、キッズルーム等で一時保育事業を行います。 また、在宅子育て家庭の支援のため、区立保育園において、一時的に保育が必要な児童を対象に、緊急一時保育事業を実施します。 なお、緊急一時保育事業に空きがある場合、理由を問わず利用できるリフレッシュ一時保育事業を実施します。 | 子ども家庭部 |

| | | | | |
|----|---|---------------------|--|--------|
| 14 | レ | ショートステイ・トワイライトステイ | 保護者が病気や出産、就労等の理由により、一時的に子どもを自宅で保育することが困難になった場合、宿泊又は夜間の時間帯における一時預かりを行います。 | 子ども家庭部 |
| 15 | | 地域子育てステーション | 在宅子育て家庭の支援のため、区立保育園において、子育てに関する相談や情報提供を行う地域子育てステーション事業を実施します。 | 子ども家庭部 |
| 16 | レ | 妊婦健康診査 | 妊婦の健康リスクを把握し、母体や胎児の健康確保及び経済的負担の軽減を図るため、妊婦健康診査等に係る費用の一部を助成します。 | 保健衛生部 |
| 17 | レ | 特定不妊治療への支援 | 特定不妊治療(体外受精及び顕微授精)について、治療費の融資あっせん及び利子の一部助成を行うほか、治療費の助成を行います。 また、男性不妊検査についても、当該検査に係る費用の一部を助成します。 | 保健衛生部 |
| 18 | レ | 母親・両親学級の実施 | 妊婦及びパートナーを対象に、妊娠、出産、子育てについて学び、妊娠中の不安を解決し、仲間づくりを行うため、講義、実習等を実施します。 | 保健衛生部 |
| 19 | | ぶんきょうハッピーベイビープロジェクト | 子どもを望む全ての人が安心して子どもを産み、育てられるよう、区民自らの主体的な健康維持・増進に向けた取組を支援するとともに、妊娠・出産等に関する正確な情報を提供していくため、ぶんきょうハッピーベイビー応援団を設置し、少子化対策の推進を図ります。 | 保健衛生部 |

| | | | | |
|----|---|------------------------|--|--------|
| 20 | 新 | 文京区版ネウボラ事業 | <p>妊娠から出産、子育て期にわたる切れ目のない支援によって、より身近な場で妊産婦などを支える仕組みをつくるため、保健師、助産師等が産前・産後の健康や子育ての相談に応じるネウボラ相談のほか、妊娠中の様々な不安の軽減を図る妊婦全数面接を実施します。</p> <p>また、産後には宿泊型ショートステイ、サタデーパパママタイムなど保護者を対象とした交流事業も実施します。</p> | 保健衛生部 |
| 21 | | 育成室への障害児受入れ | <p>心身の発達に遅れがあるなど、特別な配慮を要し、かつ、放課後に家庭で適切な保育を受けることができない児童を育成室に受け入れ、必要に応じて学年延長を行います。</p> <p>また、個別指導プログラムの作成や非常勤職員の配置など、受入環境の整備や保育内容の充実を図ります。</p> | 教育推進部 |
| 22 | レ | 私立認可保育所の開設を中心とした待機児童対策 | <p>未就学児童の著しい増加や保育サービスの利用ニーズの高まりに迅速に対応するため、私立認可保育所の誘致を中心として、スピード感を持って保育所待機児童の解消に取り組みます。</p> | 子ども家庭部 |
| 23 | | 保育園障害児保育 | <p>保育の必要性の認定を受けた児童のうち、心身の発達に偏りがあるなど、保育に当たって特別な配慮を要する児童を、保育園において保育します。</p> <p>また、教育センターと連携し、保育内容の充実を図ります。</p> | 子ども家庭部 |
| 24 | レ | 区立幼稚園の預かり保育 | <p>幼稚園の教育課程の開始前若しくは終了後及び長期休業中に、区立幼稚園全園で預かり保育を実施します。</p> | 教育推進部 |

| | | | | |
|----|---|----------------|--|--------|
| 25 | レ | 育成室の整備拡充 | 予想される待機児童の解消を図るため、暫定受入れ等の対策を講じるとともに、必要な地域に新たな育成室を整備拡充します。 | 教育推進部 |
| 26 | レ | 多様な保育サービス事業の実施 | 未就学児童の著しい増加や保育サービスの利用ニーズの高まりに迅速に対応するため、民間活力を活用して小規模保育事業等の整備運営を行い、スピード感を持って保育所待機児童の解消に取り組みます。 | 子ども家庭部 |

| | | | | |
|----|---|---------------|--|--------------|
| 27 | レ | 区立幼稚園の認定こども園化 | 区立幼稚園の認定こども園への移行については、校舎の改築・改修にあわせ整備する方針とし、その時々における保育所待機児童数や幼稚園の充足率等の状況、区内の地域バランス等について、総合的に考慮の上、個別に検討していきます。 | 子ども家庭部、教育推進部 |
|----|---|---------------|--|--------------|

| 【行財政運営の視点】 | |
|---------------|--|
| 区立幼稚園の認定こども園化 | |
| 現 状 | <p>区立幼稚園は、区内に 10 園あります。そのうち 1 園は、平成 18 年 4 月から幼稚園と保育園が併設された幼保一元化施設「柳町こどもの森」として運営しています。</p> <p>幼稚園 3 歳児においては、定員を上回る入園の応募があることから 28 年度の募集から千駄木幼稚園の定員拡大と第一幼稚園の 3 歳児新規募集を実施しました。</p> <p>また、保育需要が高まる中においても、保育のみでなく幼児教育を受けさせたいと望む保護者の増加や保護者が短時間勤務の場合には保育所への入園が難しい等の状況から、預かり保育の拡充を 28 年 4 月から行いました。</p> |
| 課 題 | <p>平成 27 年 4 月から子ども子育て支援新制度が本格施行されたことを踏まえ、質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供するためには、幼稚園の認定こども園化が必要となりますが、限られた敷地の中で、保育室や調理室の設備への対応等、施設整備面に課題があります。</p> <p>また、現在の幼稚園の入園率を考慮すると、幼稚園の定員を減らすことなく 2 号認定・3 号認定子どもの入園が可能な認定こども園とすることが必要です。</p> |
| 方向性 | <p>教育大綱や子育て支援計画を踏まえ、施設の改築・改修計画に合わせ、区立幼稚園の認定こども園化を検討します。</p> <p>具体的には、柳町こどもの森、明化幼稚園の認定こども園化を進めるとともに、その他の幼稚園については、施設整備面の課題等を考慮しながら認定こども園化の可否について個別に検討します。</p> |

| | | | | |
|----|---|-------------------------|--|--------------|
| 28 | 新 | 文京区版幼児教育・保育カリキュラムの実践と検証 | 区立保育園、区立幼稚園において等しく質の高い幼児教育・保育を提供するため、文京区版幼児教育・保育カリキュラムについて各園で実践、検証するとともに、平成30年度から適用される新たな幼稚園教育要領及び保育所保育指針を踏まえ、現行のカリキュラムを改定します。 | 子ども家庭部、教育推進部 |
| 29 | 新 | お茶の水女子大学こども園の運営 | 認可保育所に幼稚園機能を備えた保育所型認定こども園である区立お茶の水女子大学こども園を、国立大学法人お茶の水女子大学への委託により運営します。当該施設で質の高い保育サービス・幼児教育を提供するとともに、教育カリキュラム開発等の実践研究を通じて、望ましい幼児教育・保育環境を探求し、その研究成果を区内の保育・幼児教育施設に還元します。 | 子ども家庭部 |
| 30 | 新 | 青柳保育園改築 | 老朽化が進んだ青柳保育園の改築を行い、保育環境の改善を図ります。 | 子ども家庭部 |
| 31 | レ | 病児・病後児保育事業 | 病中又は病気回復期の児童を家庭で保育することが困難なときに、医療機関等で一時的に預かるほか、ベビーシッターの派遣による訪問型の病児・病後児保育サービスについて、保育利用料の一部を助成します。 | 子ども家庭部 |

| | | | | |
|----|---|---------------|---|-------|
| 32 | レ | 放課後全児童向け事業の推進 | 学校施設を活用し、地域の方々、運営事業者等による見守りのもと、児童が放課後を安全・安心に過ごすことができる「小学生を対象とした放課後の居場所づくり」を実施することで、児童が地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進します。 | 教育推進部 |
|----|---|---------------|---|-------|

| 【行財政運営の視点】 | |
|------------|---|
| 児童館のあり方の検討 | |
| 現 状 | 児童館は、児童を健全に育成するための施設として、区内 16 か所に設置しています。 |
| 課 題 | 放課後全児童向け事業は、区立小学校の放課後や休業日に校庭等を開放し、子どもが安心して活動できる居場所を提供するもので、平成 31 年度までに全区立小学校での実施を計画しています。児童館との関係においては、対象とする利用者に重複があります。 |
| 方向性 | 放課後全児童向け事業の実施状況を踏まえながら、児童館のあり方を検討していきます。 |

| | | | | |
|----|--|----------------------------|---|-------|
| 33 | | 民間事業者誘致による小学生の受入れ(都型学童クラブ) | 既存の育成室運営では対応できない時間延長や一時受入れ等の保育ニーズに対応するため、放課後児童健全育成事業を実施する民間事業者を経費の一部を補助します。 | 教育推進部 |
| 34 | | 母子家庭等自立支援事業 | 児童扶養手当受給水準にある母子家庭の母又は父子家庭の父で、知識・技能を習得するための講座を受講している人を対象に、生活の安定を図るため、資格の取得ができるよう給付金を支給します。 | 福祉部 |

| | | | | |
|----|---|----------|--|--------|
| 35 | 新 | 子どもの貧困対策 | 子どもの将来が生まれ育った環境に左右されることがないように、また、貧困が世代を超えて連鎖することがないように、子どもの貧困対策を推進します。 | 子ども家庭部 |
|----|---|----------|--|--------|

| 【行財政運営の視点】 | |
|-----------------|---|
| 子どもの貧困対策・低所得者対策 | |
| 現 状 | <p>子どもの貧困対策については、平成 25 年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、「子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されることのない社会を実現する」との基本理念が定められました。</p> <p>26 年には、「子供の貧困対策に関する大綱」が、27 年 12 月に国は、「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」を策定しました。</p> |
| 課 題 | <p>貧困にある子どもの実態把握や庁内の情報の共有・連携により、子どもの貧困対策に必要な施策を推進するとともに、民間主体の取組も広がりを見せつつある中で、協働していくことが求められています。</p> |
| 方向性 | <p>全庁的な連携により、子どもの貧困対策に必要な教育支援、生活支援、保護者に対する就労支援、経済的支援など、様々な貧困の環境に対する必要な施策を推進します。</p> <p>また、社会福祉協議会や N P O 等、支援を行う団体とより一層の協力・協働を図ります。</p> <p>さらに、「ふるさと納税」を活用するなど、寄附による仕組みも検討します。</p> |

1-2 教 育

1 将来像

豊かな環境と人とのかかわりの中で、
子どもが「個」として尊重され、共に学び合うまち

文京区は、緑や歴史、文化、教育環境などに恵まれています。そのような中で、学校や地域での人とのかかわりを通して、豊かな知性と確かな学力や他人を思いやる心を身に付けるとともに、学校を核として家庭や地域が連携し、子ども一人ひとりが「個」として尊重され、共に楽しく学び合うまちを目指します。

2 将来像の実現に向けた、現状と今後3か年の方向性

本区の年少人口が増加する中、平成28年度において、区立小学校の児童は8,112人で増加傾向にあります。区立中学校の生徒は2,022人で減少傾向がありますが、児童数増の影響が次第に表れ、今後増加することが想定されます。

今日、子どもを取り巻く教育環境も、情報化やグローバル化が一層進展する社会経済を反映し、急速に変化しています。

また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を控え、体力向上・生涯スポーツへの関心を高めるとともに、子どもたちが何らかの形で、東京2020大会に貢献する態度を育成していくことも求められています。

そこで、全ての子どもが社会や環境の変化に対応していくため、確かな学力や豊かな人間性、健やかな体の調和のとれた「生きる力」を一層育んでいきます。

また、コミュニケーション能力や情報活用能力を高め、よりよい人間関係を築くとともに、社会の一員としての自覚を持ち、地域や社会の発展に貢献する力を育てます。

さらに、特別な支援が必要な子どもを含めた一人ひとりの個性や能力に着目し、最大限に伸ばすとともに、自尊感情、自己肯定感を高めていく教育活動を推進します。

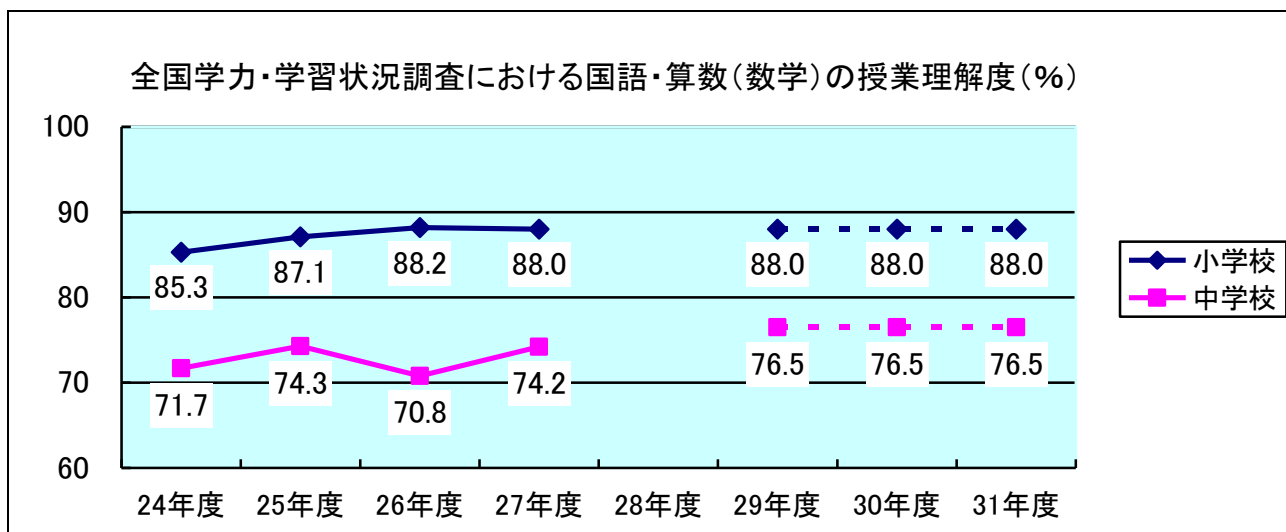
地域ぐるみの学校支援としては、地域の人材の力を得て、学校、家庭、地域の連携・協力体制の整備を進めます。

また、区内大学等と連携した不登校対策事業の強化や乳幼児期から青年期までの継続的な発達支援・相談体制の充実等を図ります。

このほか、教育環境を向上させるため、老朽化した校舎等の改築・改修や教育情報ネットワークの環境整備を図ります。

3 今後3か年の方向性の実現度を測るための指標

(1) 自ら学び考え課題を解決する子どもの育成



※ 23年度は東日本大震災の影響等により調査を実施していない。

【指標の内容、設定理由・根拠】

学習指導要領では基礎的・基本的な知識・技能の習得並びに習得した知識等を活用し、問題解決するために必要な思考力・判断力・表現力及び体験活動を通して主体的に学習に取り組む態度を育成することが求められています。

教育振興基本計画では、「生きる力」＝「知・徳・体のバランスのとれた力」の育成を教育施策の柱に位置付け、「授業改善推進プラン」に基づく指導方法の工夫・改善などにより、児童・生徒の学力の向上を図っています。その「知」の指標として、児童生徒の授業理解度を設定します。

全国学力・学習状況調査において、「国語、算数(数学)の授業の内容はよく分かりますか」の項目に、国語で「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した割合の合計と算数(数学)で「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」の合計の平均を指標とします。

<小学校>

平成27年度の区の実績が88.0%で、都の82.9%、国の81.5%を上回っています。

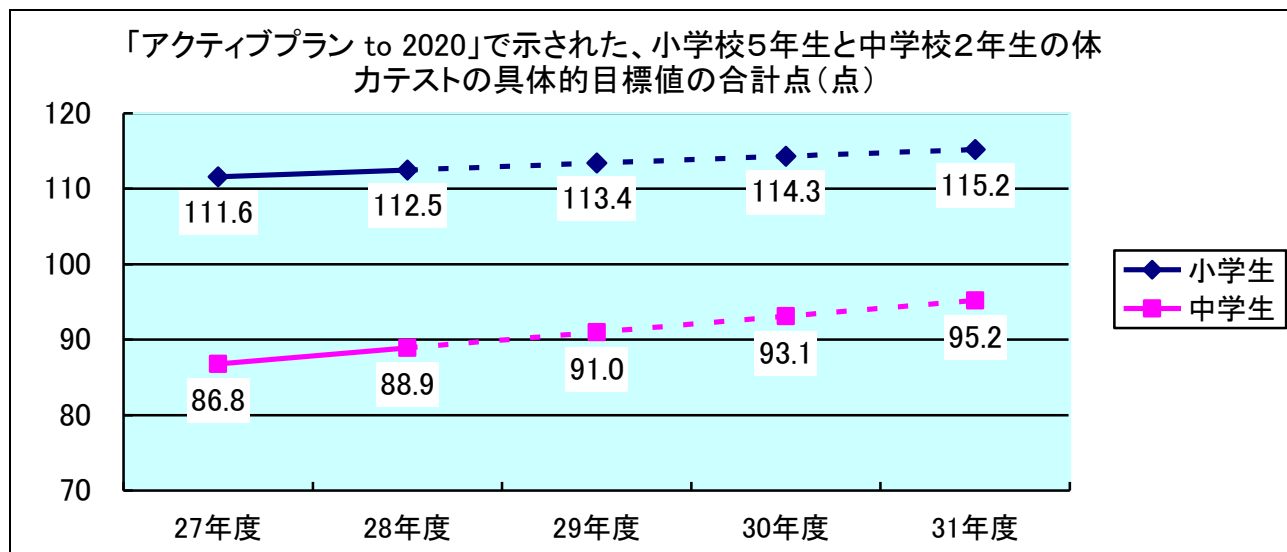
高水準の維持を目指し、対象の児童が変わる中でも継続的に88.0%以上を保つことを目標とします。

<中学校>

平成27年度の区の実績が74.2%で、都の73.8%、国の73.0%を上回っています。

高水準の維持を目指し、対象の生徒が変わる中でも継続的に76.5%以上を保つことを目標とします。

(2) 小・中学生の体力の増進



【指標の内容、設定理由・根拠】

保健体育科では、生涯にわたって健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現することを重視しています。また、「アクティブプラン to 2020 総合的な子供の基礎体力向上方策(第3次推進計画)」(東京都教育委員会)では、体力を高める基礎を、児童・生徒の「基本的な生活習慣の定着」「栄養・運動・休養(健康三原則)」「アクティブライフの実践」と捉え、総合的に児童・生徒の体力・運動能力を向上させていくことが示されました。区においても、小学校での「体力向上推進プラン」の実践や実技の専門指導員の派遣に加え、中学校における連合体育行事、運動部活動の充実、武道・ダンス指導員の配置などにより、児童・生徒の体力の向上を図っています。そこで、東京都統一体力テストにおける体力合計点を指標とし、総合的に児童・生徒の体力・運動能力を向上させていきます。

<小学校第5学年>

平成27年度の実績値は都の平均とほぼ同じです。

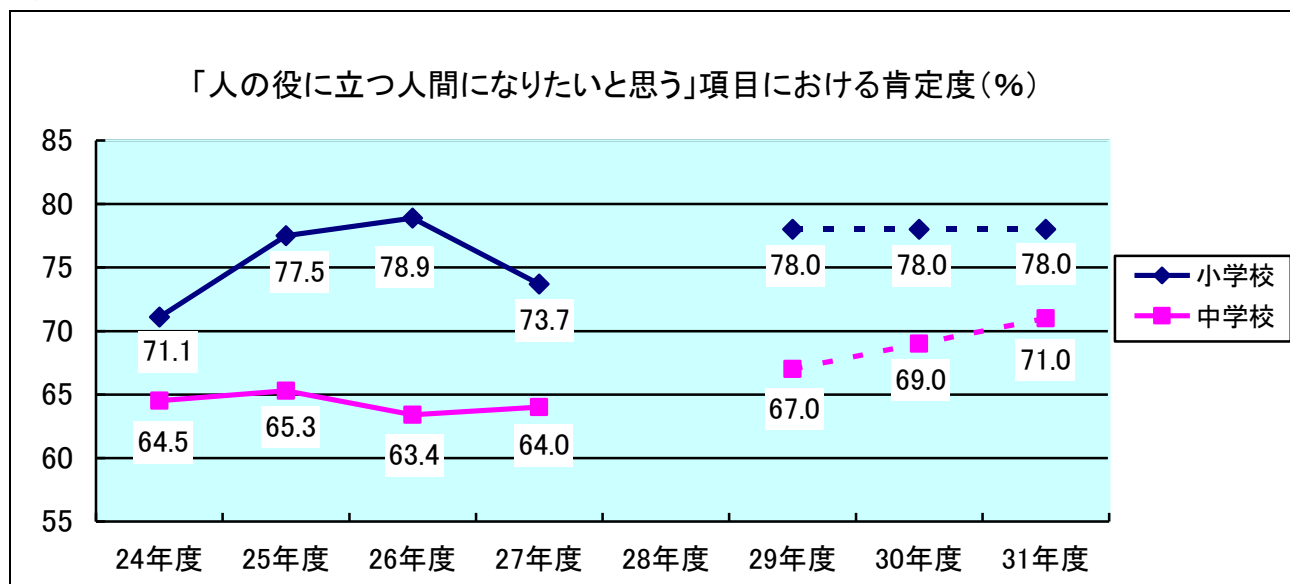
都が設定した32年度までの目標値(男女の合計点116点)を目指します。

<中学校第2学年>

平成27年度の実績値は都の平均を下回っています。

都が設定した32年度までの目標値(男女の合計点97点)を目指します。

(3) 豊かな人間性の育成



※ 23年度は東日本大震災の影響等により調査を実施していない。

【指標の内容、設定理由・根拠】

教育振興基本計画では、「生きる力」＝「知・徳・体のバランスのとれた力」の育成を教育施策の柱に位置付け、自他の違いを認め、自分も他者も大切にできる心の教育、いのちの教育を進めるとともに、社会の一員としての規範意識や倫理観、全ての人への思いやりの心などを育む道徳教育を進めています。その「徳」の指標として、全国学力・学習状況調査において、「人の役に立つ人間になりたいと思いますか」の項目に「当てはまる」と回答した割合を指標として設定します。

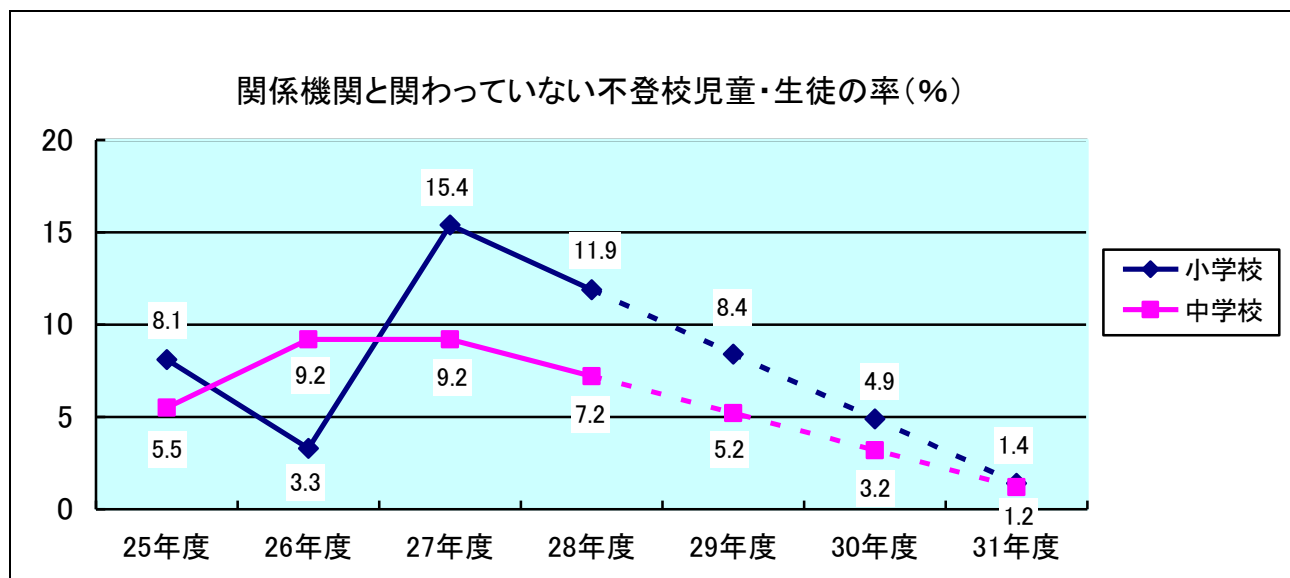
<小学校>

平成27年度の区の値が国の71.6%、都の70.1%を上回っているため、高水準の維持を目指し、対象の児童が変わる中でも継続的に78.0%以上を保つことを目標とします。

<中学校>

平成27年度の区の値が国の72.0%、都の69.2%を下回っているため、国・都の水準を目指し、31年度までに71.0%とすることを目標とします。

(4) いずれの関係機関にも関わっていない不登校児童・生徒数の減少



【指標の内容、設定理由・根拠】

不登校の背景は多様であり、更に様々な要因が複合的に重なり合っていることから、不登校児童・生徒への対応には、児童・生徒一人ひとりの気持ちに寄り添って、その状況を十分把握し、様々な関係機関との関わりの中で、児童・生徒及び保護者へのきめ細かい支援を継続していくことが重要です。

そこで、「いずれの関係機関にも関わっていない」という不登校児童・生徒の率を指標とし、その人数を減少させることで、学校復帰や社会的自立を支援します。

<小学校>

関係機関や各小学校との連携を促進することにより、「いずれの関係機関にも関わっていない」という人数を毎年度3.5ポイントずつ減少させ、平成31年度までに1.4%とすることを目指します。

<中学校>

関係機関や各中学校との連携を促進することにより、「いずれの関係機関にも関わっていない」という人数を毎年度2ポイントずつ減少させ、平成31年度までに1.2%とすることを目指します。

4 将来像の実現に向けた、今後3か年の計画事業

| 番号 | 区分 | 事業名 | 事業概要 | 所管部 |
|----|----|------------|--|-------|
| 36 | 新 | いじめ問題対策事業 | いじめ対策について点検するとともに、関係機関との連携を深め、いじめ問題への対応力の強化を図ります。 また、教員向け啓発リーフレットを作成し、早期発見・早期対応に向けた組織的な対応力を高めるとともに、教員研修会を実施し、教員の対応力を向上させます。 | 教育推進部 |
| 37 | レ | 科学教育事業 | 発達段階に応じた自然科学教室を実施するとともに、専門指導員による出前授業や理科実験支援により、学校の理科教育を支援します。 また、プログラミングやものづくりを体験するパソコン教室を実施し、子どもたちの情報科学への興味・関心を高めます。 | 教育推進部 |
| 38 | 新 | 区内大学等連携事業 | 区内大学等の高度な専門性や多様な人材を活用し、科学教育事業や教員研修・研究事業等の拡充を図るとともに、教員等を志望する学生のキャリアアップを支援します。 | 教育推進部 |
| 39 | レ | 健康・体力増進事業 | 区内大学と連携し、幼稚園・小学校へ体力向上アドバイザー等を派遣するほか、小学校において健康トレーナーの巡回相談や体力向上イベント、健康教室を実施します。 あわせて、区内病院及び大学と連携し、がん教育を推進します。 | 教育推進部 |
| 40 | | 学校防災宿泊体験事業 | 災害から自らの命を守るための力を身に付けるとともに、協力して身近な人を助け、地域に貢献できる人間を育てるために、全小・中学校で防災宿泊体験を実施します。 | 教育推進部 |

| | | | | |
|----|---|-------------------|---|-------|
| 41 | | 文京ふるさと学習プロジェクトの推進 | 文京区の伝統や文化、ゆかりのある人物等への関わりを深めながら、ふるさと文京への理解、愛する心、道徳教育の充実及びシチズンシップ教育等、教育内容や教育方法の充実を図ります。 | 教育推進部 |
| 42 | | 学習内容定着状況調査活用事業 | 学力・学習状況調査の分析結果を基に、授業改善推進プランを作成し、区立小・中学校の指導方法の工夫・改善や家庭学習の進め方の助言に生かします。 | 教育推進部 |
| 43 | | 大学との連携による学校活動支援事業 | 区内大学との相互協力協定に基づき、大学生及び大学院生を学習指導補助員として区立小・中学校に派遣し、授業の担任指導補助、放課後補習教室、夏季補習教室の指導補助等として活用します。 | 教育推進部 |
| 44 | 新 | 小中連携教育のあり方の検討 | 学校教育法の改正により、平成28年度から9年間の義務教育を一貫して行う「義務教育学校」が制度化されたことを踏まえ、児童・生徒の発達段階に応じた小中連携教育について検討を進めます。 | 教育推進部 |
| 45 | | 保・幼・小・中の連携教育の推進 | 就学前教育、小学校及び中学校の円滑な接続、「小1問題」、「中1ギャップ」の未然防止を図るため、各学校・園の連携による教育課程改善、学力向上策、相互交流、家庭教育との連携等による教育的効果を総合的に検討し、更なる推進を図ります。 | 教育推進部 |

| | | | | |
|----|---|------------------|--|-------|
| 46 | 新 | *合理的配慮の推進 | <p>「交流及び共同学習支援員」や*バリアフリーパートナー等を活用し、交流及び共同学習を継続して推進します。</p> <p>また、小・中学校の教員を対象とした特別支援教育に関する研修を実施するとともに、特別支援学級設置校に専門家を派遣し、合理的配慮の内容、提供について実践研究を継続します。</p> <p>さらに、東京都特別支援教育第三次実施計画に基づき、全ての小学校に「特別支援教室」を設置します。</p> | 教育推進部 |
| 47 | レ | 教員研修・研究事業 | <p>幼稚園、小・中学校教員に対して、学校組織の一員として求められる力の育成や、教員としての専門性の向上を図るため、講義や演習、授業観察、授業研究等による研修を行います。</p> | 教育推進部 |
| 48 | | 総合相談事業 | <p>いじめや不登校、非行、発達障害、集団不応等幼児・児童・生徒の問題行動及び教育・生活上の悩みに対する予防・発見・解消に向けて、子どもと保護者及び学校への支援を行います。</p> | 教育推進部 |
| 49 | レ | 学校支援地域本部 | <p>地域住民等の学校教育支援活動により教員の負担を軽減し、子どもへのきめ細かな対応につなげるため、青少年委員等が担う地域コーディネーターが学校との調整を図り、学校ニーズを踏まえた支援を行います。</p> | 教育推進部 |

*合理的配慮 障害のある人もない人も、互いに生き方や生きがいを尊重し、認め合い、共に暮らしていくために必要な配慮。例えば、障害者が継続して仕事ができるよう人的な支援や職場環境の改善を雇用者が行うことや障害者が円滑に移動できるように支援すること（過度の負担とならない範囲）が該当する。

* バリアフリーパートナー 心身の発達に遅れがあるなど、学校教育の場で特別な支援を必要とする子どもたちが、その持てる力を高め、学習上の困難を改善し、又は克服できるよう、手伝いをするボランティア

| | | | | |
|----|---|--------------------|--|-------|
| 50 | | 青少年委員による学校支援活動等の推進 | 地域ぐるみで子どもたちの学びを支えられるよう、地域住民の学校教育への参画を促進するとともに、地域との関わりを大切にした学校支援を推進します。 | 教育推進部 |
| 51 | | 老朽校舎の改築 | 老朽化した学校の校舎改築を行い、多様な学習活動に対応した指導を可能とするとともに、安全な学校生活を送ることができるよう施設面の整備を図ります。 | 教育推進部 |
| 52 | | 外壁・サッシ改修 | 区立小・中学校の老朽化している外壁・サッシの改修工事を行います。 | 教育推進部 |
| 53 | | 給食室の整備 | 給食施設の衛生環境を一層充実させるため、老朽化した給食室を学校給食衛生管理基準に則した*ドライシステム施設に改修します。 | 教育推進部 |
| 54 | | 校庭の改修 | 全天候型舗装校庭を採用している学校のうち、舗装が老朽化している区立小・中学校について、整備を行います。 | 教育推進部 |
| 55 | | 学校施設の快適性向上 | 築30年以上が経過している区立小・中学校の内装を改修し、快適な教育環境の整備を図ります。 | 教育推進部 |
| 56 | | 教育情報ネットワーク環境整備の充実 | 児童・生徒の情報活用能力の育成や、教科指導における*ICT機器活用の推進、校務の情報化による教員の負担軽減などを図るため、質の高い教育情報ネットワーク環境を整備し、教育の質の向上につなげます。 | 教育推進部 |
| 57 | 新 | 誠之小学校改築 | 教育振興基本計画及び誠之小学校改築基本構想に基づき、誠之小学校の全面改築を進めます。 | 教育推進部 |

* ドライシステム 厨房施設において、床に水を流さずに乾いた状態で調理や洗浄作業を行う方式

* ICT Information and Communications Technology の略（情報通信技術）

| | | | | |
|----|---|------------|--|-------|
| 58 | 新 | 明化小学校等改築 | <p>教育振興基本計画及び明化小学校改築基本構想に基づき、明化小学校の全面改築を進めます。改築に当たっては、歴史の継承及び最新の教育環境の整備を基本的な考え方として整備を図ります。</p> <p>また、敷地を有効に活用するため、併せて明化幼稚園を改築し一体的な整備を図ります。</p> | 教育推進部 |
| 59 | 新 | 柳町小学校等改築 | <p>教育振興基本計画及び柳町小学校・柳町こどもの森等改築基本構想に基づき、柳町小学校等の全面改築を進めます。改築に当たっては、敷地の有効活用を図るため、柳町こどもの森・児童館・育成室も含めて一体的な整備を図ります。</p> | 教育推進部 |
| 60 | 新 | 八ヶ岳高原学園の改修 | <p>施設全体の劣化が著しい設備及び浴室棟の改修に向けた設計を実施します。</p> | 教育推進部 |

1-3 青少年の健全育成

1 将来像

地域で人とのかかわりを学びながら、光る笑顔の青少年が育つまち

未来を担う青少年一人ひとりの自主性を尊重し、開かれた地域の中で、人とのつながりを大切に作る心を育てていくまちを目指します。そして、青少年が笑顔で輝きながら、自立して社会の中で成長していくとともに、思いやりの心を持てるよう、青少年を受け止め、支え、共に歩いていくまちを目指します。

2 将来像の実現に向けた、現状と今後3か年の方向性

都市化の進展により、地域社会の連帯感が希薄になるとともに、子育て家庭の転入、出生数の増加により児童人口が増加しています。

また、情報技術の更なる進展に伴い、インターネット等によるコミュニケーションが常態化し、子どもたちが集団での遊びや活動の中で、社会性を身に付ける機会が減少しています。

一方、地域の中では、青少年健全育成会のほか、スポーツ団体やNPO等により、子どもたちが社会参加・社会参画できる機会が提供されており、子どもたちの中には、様々な活動や交流を通じ、社会性や自立性を身に付けようとする姿も見受けられます。

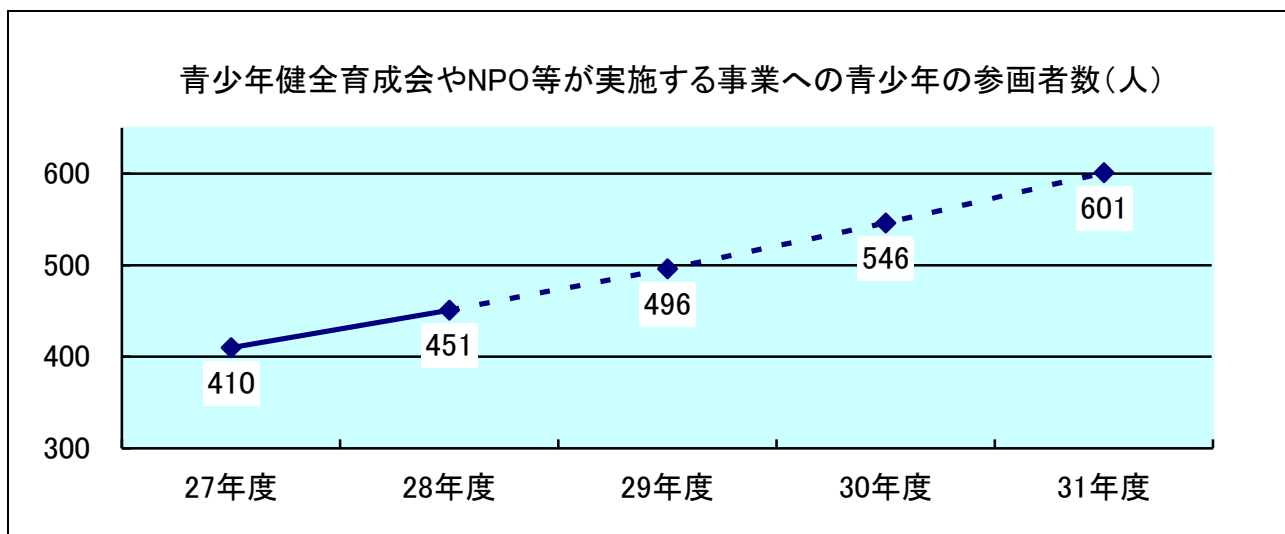
そこで、子どもたちが、更に社会性を身に付け自立した大人に成長していくため、青少年健全育成会等が実施する事業を通して、地域の大人や子ども同士でふれあう機会を提供するとともに、子どもたちが事業の企画段階から参画することにより、社会参加の充実を図ります。

また、子どもたちが安全に安心して暮らせる環境を整えるため、地域ぐるみで子どもたちを温かく見守る取組を進めます。

さらに、青少年プラザ事業等を通して、子どもたちの自主的な活動を支援し、自立した大人への成長を支えます。

3 今後3か年の方向性の実現度を測るための指標

(1) ふれあいや社会参加の充実

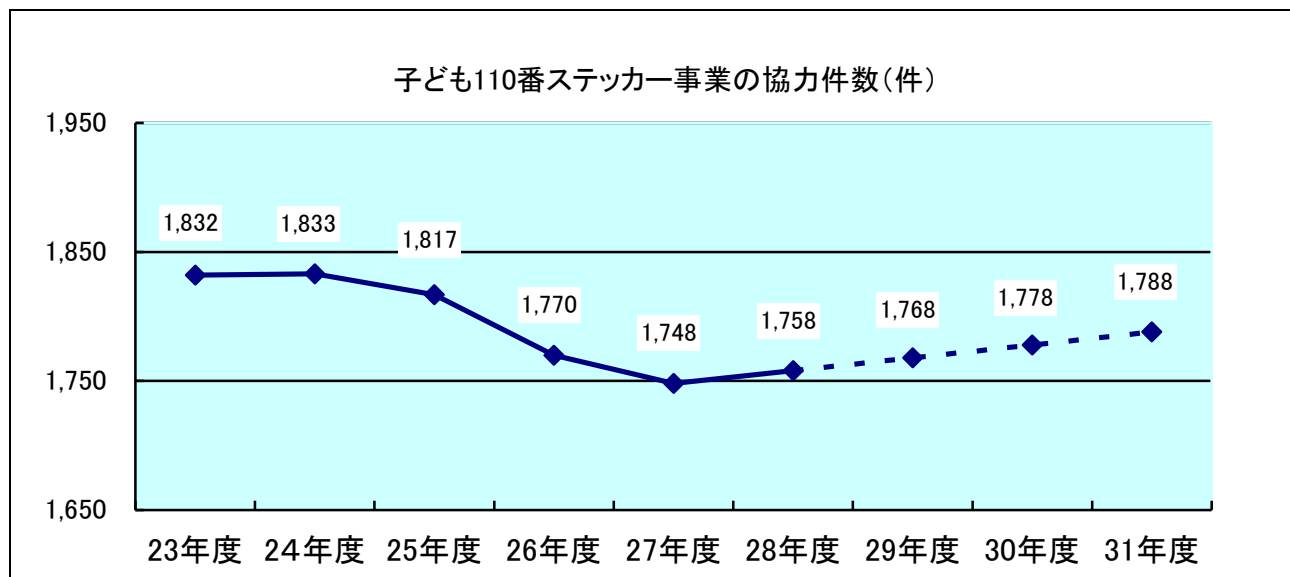


【指標の内容、設定理由・根拠】

青少年が地域団体等の事業の企画や運営に参画することにより、地域でのふれあいや社会参加の充実が図られることが想定されるため、青少年健全育成会やNPO等が実施する青少年の社会参加推進事業等への参画者数を指標とし、青少年の社会参加・社会参画を推進します。

これまで、年間約400人の青少年が青少年健全育成会等の事業に参画している状況を踏まえ、事業への参画者を毎年度10%増加させていくことを目指します。

(2) 地域での見守り

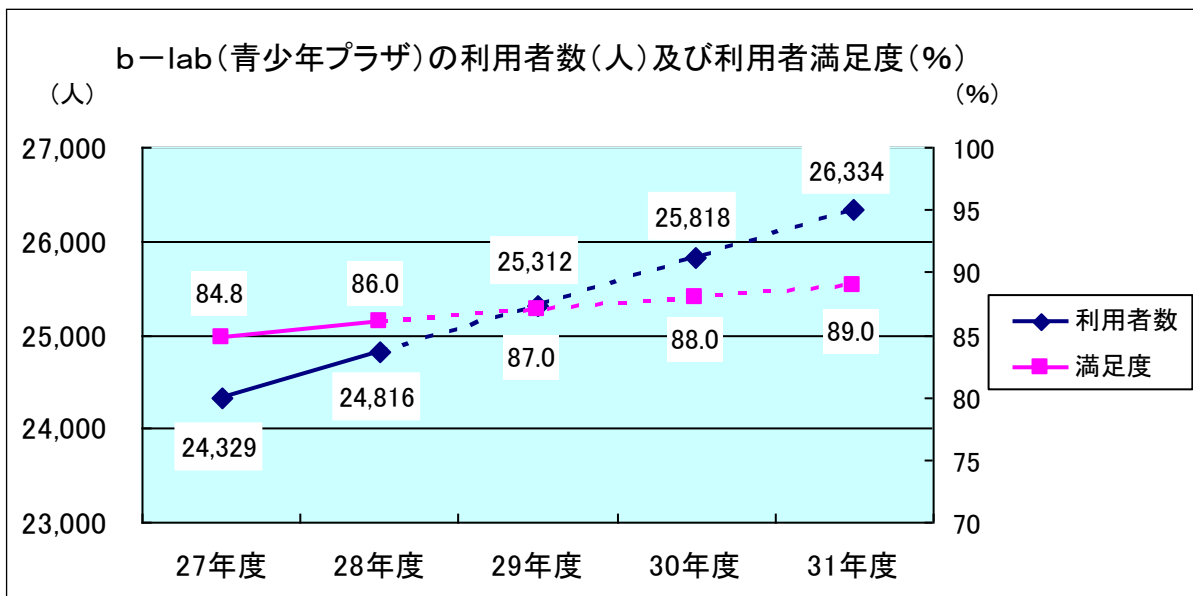


【指標の内容、設定理由・根拠】

緊急時に子どもが駆け込める避難場所を示す、子ども110番ステッカー事業を継続して実施することにより、子どもたちにとって、より安全な地域環境づくりを推進するとともに、地域における防犯意識の向上と犯罪抑止のため、本ステッカーの協力件数を指標とします。

区立小学校PTAの協力により、ステッカー貼付箇所の確認と新規協力の依頼を行います。例年、新たに協力していただける方がいる一方、転居や高齢などを理由に協力を終了する方もいる中で、協力者を毎年度10件増加させることを目指します。

(3) 自立のきっかけづくり



※ 27年度に開館

【指標の内容、設定理由・根拠】

b-lab (青少年プラザ)の利用者が増加し、子どもたちの自主的な活動を支援する機会を増やすことで、自立した大人への成長のきっかけとなることが想定されるため、利用者数を指標とします。各種事業の展開、広報活動を通して、b-labの利用促進を図り、利用者を毎年度2%増加させていくことを目指します。

また、利用者の満足度が高まることは、中高生の自主的な活動を通じた自立のきっかけづくりの、更なる促進につながることから、b-lab利用者に対するアンケート調査の満足度を指標とします。その結果に基づく事業を実施し、自立した大人へ成長していく機会の拡大を図ることで、利用者アンケートで「満足している」と回答する割合を毎年度1ポイント増加させていくことを目指します。

4 将来像の実現に向けた、今後3か年の計画事業

| 番号 | 区分 | 事業名 | 事業概要 | 所管部 |
|----|----|--------------------|--|-------|
| 61 | | 青少年健全育成会活動支援 | 青少年健全育成活動に対する補助を行うとともに、合同行事や委員研修会などその活動を支援します。 あわせて、合同行事などを通して「家庭の日」の啓発に取り組みます。 | 教育推進部 |
| 62 | | 青少年の社会参加推進事業 | 区内でNPO等が実施する、地域の人たちとの交流により青少年の主体的な社会参加を図る事業や、青年育成を推進する事業に対し、補助金を交付します。 | 教育推進部 |
| 63 | | 文京区社会を明るくする運動 | 法務省が主唱する「社会を明るくする運動」の趣旨に基づき「東京ドーム周辺広報啓発活動」「文京区社会を明るくする大会」「文京矯正展」を実施し、本運動の趣旨を広く区民に呼び掛けます。 | 福祉部 |
| 64 | | 子ども110番ステッカー事業 | 緊急時に子どもが駆け込める避難場所を示す子ども110番ステッカーを、協力者の自宅や事業所などに貼付するとともに、小学校1年生に事業周知用のステッカーを配付します。 また、小学校PTAの協力により、ステッカー貼付箇所を確認等を行います。 | 教育推進部 |
| 65 | | 青少年プラザ事業 | 中高生世代の自主的な活動・交流の場を提供するとともに、文化・スポーツ、学習支援等の各種事業を実施します。 また、ホームページ、広報誌の発行等の広報活動を通して、施設及び事業の周知を図ります。 | 教育推進部 |
| 66 | | STEP～ひきこもり等自立支援事業～ | ひきこもり状態にある若者やその家族を支援するため、相談事業、フリースペース、社会経験を積むための段階的な支援プログラム等を実施するとともに、講演会や個別相談会、茶話会を開催します。 | 教育推進部 |

2 福祉・健康

2-1 高齢者福祉

1 将来像

歳を重ねても、いきいきと自分らしく暮らせるまち

高齢者一人ひとりがいつまでも、住み慣れた地域で、自立した暮らしができるよう、*自助・互助・共助・公助の組み合わせによって、地域全体で支え、安心して暮らせる居住空間の整備やさまざまなバリアフリー化、活躍できる場づくりなどの高齢者福祉施策の向上を図り、生涯にわたって、いきいきと、その人らしい生活が送れるまちを目指します。

2 将来像の実現に向けた、現状と今後3か年の方向性

本区の人口全体に占める65歳以上の高齢者人口の割合（高齢化率）は、平成29年1月現在で●●.●●%（●●,●●●人）であり、区民の5人に1人が高齢者となっています。平成37年（2025年）には、団塊世代が75歳以上の後期高齢者となり、また、ひとり暮らし高齢者の世帯や高齢者のみの世帯の増加も予想されます。

こうした中、だれもが住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、本区の人口構成の特徴を踏まえ、「医療」「介護」「介護予防」「住まい」「生活支援」が一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築していきます。

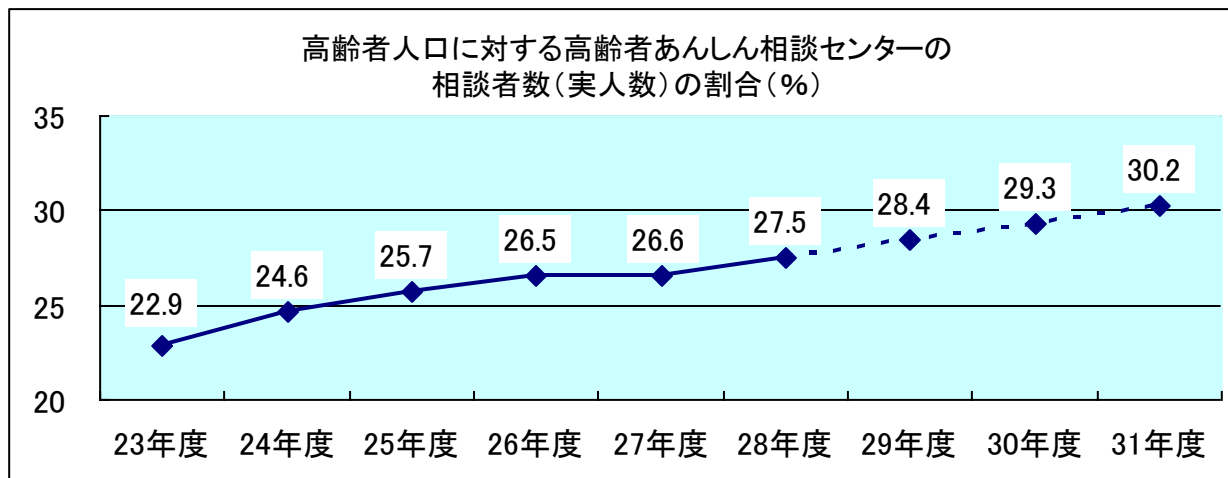
そこで、地域包括ケアシステムの拠点として高齢者あんしん相談センターの充実を図るとともに、*地域ケア会議等を通じ、行政、関係機関・団体、区民等が連携を深め、「地域ぐるみの支え合い」を進めていきます。また、元気高齢者や*ミドル・シニアを始めとする区民や団体等が主体となって、高齢者の見守りや日常生活をサポートする体制をつくるため、多様な人材を発掘し、サービスの担い手になっていくような取組を進めていきます。

さらに、認知症施策を総合的に推進していくとともに、医療と介護を必要とする高齢者が、適切な支援やサービスを受けられるよう、高齢者を取り巻く関係機関との協働による医療・介護連携の推進を図ります。また、介護保険制度の基盤をより一層整備するため、在宅サービスの充実と合わせ、介護施設の整備を進めるとともに、介護人材の確保に取り組んでいきます。

加えて、介護予防分野では健康寿命を延伸するため、高齢になっても、自分らしくいきいきと生活できるよう、生きがいつくりの支援や地域活動の担い手として活躍する場を整えていきます。

3 今後3か年の方向性の実現度を測るための指標

(1) 地域で支え合うしくみの充実



【指標の内容、設定理由・根拠】

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、地域における高齢者福祉の拠点である高齢者あんしん相談センターが広く認知されるとともに、必要な人に必要な支援が確実に行われるよう、特にアウトリーチ（訪問支援）を含めた相談支援、認知症高齢者に対する支援、総合事業及び介護予防の拠点並びに在宅医療・介護連携の推進といった役割を果たしていく必要があります。また、地域ケア会議等を通じて、地域団体、介護事業者、医療関係者、NPO 法人、民間企業等の様々な団体等がネットワーク化し、地域課題に取り組むことで、地域を支え合うしくみの充実を図っていくことが急務です。

このような地域に根づいた活動を推進するため、高齢者あんしん相談センターの役割や相談・支援内容等について、積極的な周知を図るとともに、高齢者人口に対する高齢者あんしん相談センターの相談者数（実人数）の割合を指標として把握し、その結果に基づき、高齢者あんしん相談センターの充実を図ることで地域包括ケアシステムの構築を行っていきます。

これらの取組により、平成 31 年度に相談者数（実人数）が高齢者人口の約 30%となることを目指します。

*福祉分野では、様々な助け合いの形態を、次のように定義する。

自助 自ら働いて、又は自らの年金収入などにより、自らの生活を支え、自ら健康を維持すること。

互助 インフォーマルな相互扶助、例えば、近隣の助け合いやボランティアなど

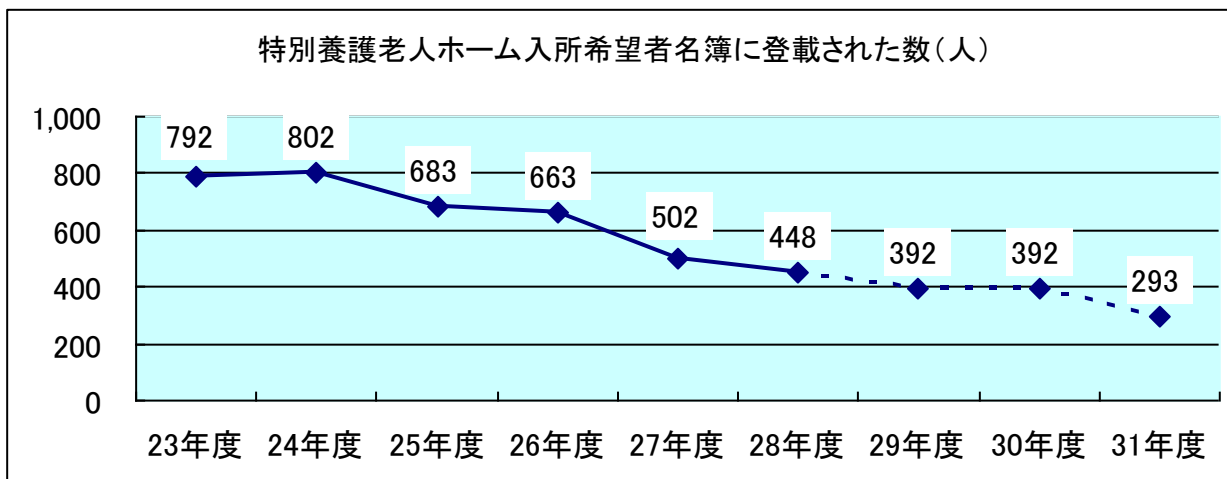
共助 社会保険のような制度化された相互扶助

公助 自助・互助・共助では対応できない困窮などの状況に対し、受給要件を定めた上で必要な生活保障を行うことなど

***地域ケア会議** 地域包括ケアシステムの実現に向けて、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を同時に進めていくために開催する医療、介護等の多職種協働による会議

***ミドル・シニア** 元気高齢者が地域での居場所や活躍の場をつくるには、高齢期への助走として準備期間が必要となるため、概ね 50 歳以上を対象としたミドル・シニア講座等を実施している。なお、ミドル・シニアは文京区の造語。

(2) 在宅サービスの充実と多様な住まい方の支援や取組



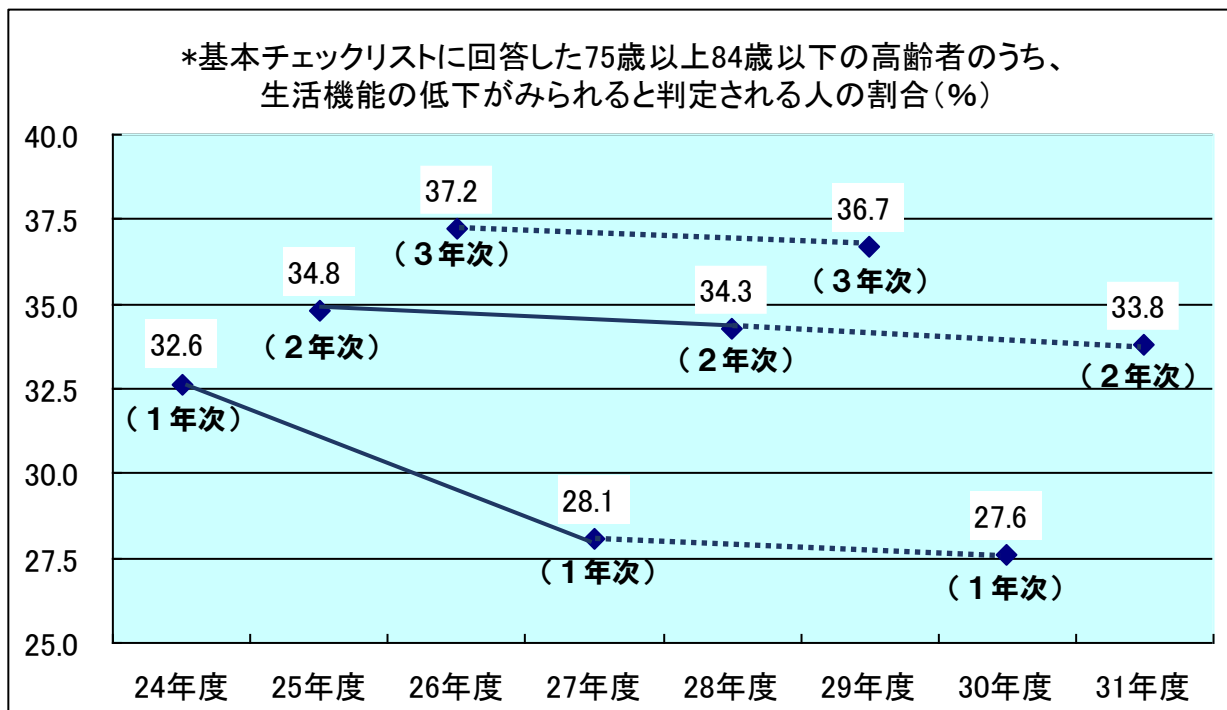
【指標の内容、設定理由・根拠】

今後、高齢者人口の増加が見込まれる中、施設入所希望者も増えていくことが予想されます。介護が必要になっても、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、区内に特別養護老人ホームなどの整備を図るとともに、在宅サービスを充実し、本人や家族の希望に沿った多様な住まい方を支援できるよう取り組んでいきます。

また、「医療と介護の連携」「多様な主体による生活支援サービスの開拓」「効果的な介護予防事業の展開」を進めることで、在宅生活が続けられるよう取り組んでいきます。

こうした取組を通じて、特別養護老人ホーム入所希望者名簿に登載される人数が減少していくことを目指します。

(3) 健康で豊かな暮らしの実現



※ 24年度から調査方法及び調査範囲を変更

【指標の内容、設定理由・根拠】

これまで介護予防については、広く周知啓発を図ることにより、高齢者の健康維持・増進への意識・関心は高まってきました。そのため、地域での高齢者の活動及び区の介護予防事業への参加は増えており、生活機能の低下がみられる人は減少してきています。様々な活動によって介護予防を実践している高齢者を評価する指標として、高齢者に送付している基本チェックリストにおいて生活機能の低下と判定される人の割合を設定します。

基本チェックリストによる調査は、3年間を1サイクルとして実施しており、調査1年次に対象者全員に送付し、2年次、3年次は未回答者に送付しています。そのため、各サイクルの同じ年次の結果同士を比較し、前回の調査より該当率が低くなること（生活機能の低下がみられる人が減少すること）を目指します。

*基本チェックリスト 65歳以上の方を対象に要介護状態とならず、元気な生活を送っていただくため、運動機能、口腔機能などの生活機能等の低下や低栄養状態を早期に発見することを目的とした「健康質問調査票」のこと。

4 将来像の実現に向けた、今後3か年の計画事業

| 番号 | 区分 | 事業名 | 事業概要 | 所管部 |
|----|----|--------------------|--|-----|
| 67 | | 民間事業者による高齢者施設の整備 | 民間事業者に対する支援を行い、特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設を整備します。 | 福祉部 |
| 68 | | 地域密着型サービス施設等整備補助 | 地域密着型サービス事業のうち、*小規模多機能型居宅介護(看護小規模多機能型居宅介護を含む。)*認知症対応型共同生活介護及び*地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の整備に係る費用の一部を補助することにより、整備を促進します。 | 福祉部 |
| 69 | 新 | 旧区立特別養護老人ホームの大規模改修 | 経年により老朽化が進んでいる旧区立特別養護老人ホーム(文京大塚みどりの郷を除く。)について、施設、設備等の機能を原状回復する工事を行います。 | 福祉部 |
| 70 | 新 | 文京すまいるプロジェクトの推進 | 住宅の確保に配慮を要する高齢者等に対し、住まいの確保と、有する能力に応じ可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活が営めるよう住まい方の支援を行うとともに、居住継続をサポートするため、居住支援協議会において、必要な支援策について協議します。 | 福祉部 |

*小規模多機能型居宅介護 通いを中心として、利用者の態様や希望に応じて、随時訪問や宿泊を組み合わせてサービスを提供することにより、利用者の居宅における生活の継続を支援するもの

*認知症対応型共同生活介護 認知症の高齢者が共同生活をする住居で、日常生活上の世話や機能訓練などの介護サービスを提供するもの

*地域密着型介護老人福祉施設 定員が29人以下の特別養護老人ホーム

| | | | | |
|----|---|-----------------|--|-------|
| 71 | レ | ミドル・シニア社会参加推進事業 | <p>おおむね 50 歳以上の区民が、生きがいつくりや地域活動等を開始する契機として、社会参画促進事業(ミドル・シニア講座、高齢者施設ボランティア講座、絵本の読み聞かせ講座)を実施します。</p> | 福祉部 |
| 72 | レ | シルバー人材センターの活動支援 | <p>健康で働く意欲のある高齢者のニーズに対応しつつ、地域貢献にもつながるよう、シルバー人材センター会員を派遣する事業(シルバーお助け隊、買物支援おたがいさまサービス)に対し補助を行います。</p> | 福祉部 |
| 73 | レ | 一般介護予防事業の推進 | <p>高齢者が要介護状態になることを予防するため、文の京介護予防体操の普及を進めます。また、活動の担い手となる文の京介護予防体操推進リーダーを計画的に養成し、介護予防を推進します。</p> | 保健衛生部 |
| 74 | 新 | 生活支援体制整備事業 | <p>介護予防・日常生活支援総合事業において様々な主体によるサービス提供を進めるため、生活支援コーディネーターが地域人材を発掘し、サービス提供の担い手になってもらうよう働き掛ける活動を支援します。</p> | 福祉部 |
| 75 | | ふれあいいきいきサロンへの助成 | <p>社会福祉協議会が実施する、ふれあいいきいきサロン活動事業を支援し、高齢者を始め、障害者、子育て中の保護者等が地域で交流を深めることにより、住民同士の支え合いの仕組みづくりを進めます。</p> | 福祉部 |
| 76 | | 高齢者緊急連絡カード設置 | <p>「65 歳以上のひとり暮らし世帯」及び「80 歳以上の高齢者のみの世帯」の緊急事態に適切に対処するため、住所・氏名・緊急連絡先、かかりつけ医等を記載したカードを作成し、対象者宅に設置します。</p> | 福祉部 |

| | | | | |
|----|---|----------------|---|-----|
| 77 | | ハートフルネットワーク事業 | 高齢者が住み慣れた地域で安心して生活をするために、民間事業者、団体、公共機関、高齢者あんしん相談センター及び区でネットワークを構築し、相互に連携しながら高齢者の見守り等を行います。 | 福祉部 |
| 78 | | みまもり訪問事業 | 社会福祉協議会が実施する、みまもり訪問事業を支援し、訪問が必要な高齢者の把握やサポーターの養成等を進め、高齢者の安否確認や孤立防止を図ります。 | 福祉部 |
| 79 | | *小地域福祉活動の推進 | 社会福祉協議会が実施する、小地域福祉活動を支援するため、地域福祉コーディネーターを配置して、地域住民による課題の共有、検討及び解決の支援を行い、地域での住民同士の支え合いの体制づくりに取り組みます。 | 福祉部 |
| 80 | レ | 認知症施策の総合的な推進 | 認知症予防のための各種事業、認知症高齢者等の適時・適切な対応の充実等を進めることにより、地域で医療、介護サービス、見守り等の日常生活の支援サービスが包括的に提供される体制を整えます。 また、行方不明となるおそれがある認知症高齢者等を見守るため、SOSメールを協力者に一斉発信し、捜索に協力してもらう事業を実施するほか、若年性認知症対策の検討を行います。 | 福祉部 |
| 81 | レ | 介護人材確保・定着等支援事業 | 介護サービス事業所等の関係機関とネットワークを構築して、人材確保・定着に関する取組を行い、区内介護サービス事業所の人材不足の解消につなげるとともに、介護サービス水準の向上を図ります。 | 福祉部 |

*小地域福祉活動 地域の住民がその地域の課題を共有し、解決方法を考え、実践していくこと。

| | | | | |
|----|---|-------------------------------------|---|---------------|
| 82 | | 権利擁護センター事業の充実 | <p>社会福祉協議会の権利擁護センターあんしんサポート文京が実施している、成年後見制度申立て支援や、福祉サービス利用援助事業等を支援します。</p> <p>また、地域の中でよりきめ細やかな身上監護ができる人材を確保すべく、専門職や親族後見人ではない、いわゆる市民後見人の活用について検討します。</p> | 福祉部 |
| 83 | レ | 地域包括ケア推進委員会の運営 | <p>地域の実情を反映させた包括的な地域ケアを効果的に推進するため、地域包括ケア推進委員会を運営します。また、高齢者あんしん相談センター点検評価及び医療介護連携等について、専門的・効果的に検討するため、専門部会を運営します。</p> | 福祉部 |
| 84 | レ | 地域包括支援センター(高齢者あんしん相談センター)の充実 | <p>高齢者が住みなれた地域で可能な限り自分らしく暮らし続けられるよう、総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援、介護予防マネジメントの基本機能を向上するとともに、地域ケア会議、在宅医療・介護の連携、認知症施策を推進し、超高齢社会に向けた体制強化を図ります。</p> | 福祉部 |
| 85 | | 医療と介護の連携強化 | <p>今後の高齢者人口の増加に向け、切れ目のない医療と介護サービスが提供でき、高齢者が可能な限り地域で尊厳ある生活が送れるよう、医療と介護の連携を強化します。</p> | 福祉部、 保健衛生部 |

【行財政運営の視点】

超高齢社会に向けた事業の改善・見直し

| | |
|------------|--|
| 現 状 | <p>国の高齢化率は26.7%（平成27年10月1日現在）となり、今後とも高齢化率が進むと予想される中、平成37年には団塊世代が後期高齢者となります。75歳以上の後期高齢者になると医療・介護の必要性が高まるため、将来的には、社会保障関連経費が急激に増大すると考えられています。</p> <p>本区の場合、平成28年7月1日現在において高齢者数42,299人、高齢化率19.9%ですが、いずれも平成67年まで延び続けると予想しています。また、平成37年を境にすると、平成32年から平成37年は1,630人増、平成37年から平成42年は3,357人増と、高齢者人口の増加数が倍増すると推計しています。</p> <p>このような見通しの下、人生90年時代に相応しい施策への転換が求められています。</p> |
| 課 題 | <p>今後、高齢者人口が増加しても、安心して暮らし続けられる体制（地域包括ケアシステム）の構築が急務であり、推進していくための有機的な連携が求められています。</p> <p>また、平均寿命と健康寿命の差を縮め、平均寿命が延びても、医療や介護の負担増を回避することが極めて重要です。</p> <p>かつて世界のどこの国も経験したことのない超高齢社会を乗り切るため、前述の課題と危機意識を区民や関係者と共有し、本区の特性を活かした施策を進めていくことが必要です。</p> |
| 方向性 | <p>地域包括ケアシステムの構築を推進するため、庁内の関係各部署が組織横断的に取り組める体制を整えるほか、区民や各専門分野の委員により構成された各種会議体等において検討・協議を行っていきます。また、高齢者あんしん相談センターの機能強化を図るとともに、区と社会福祉協議会が綿密に連携し、地域連携の推進に当たります。</p> <p>さらに、*健康寿命の延伸は、国も重要課題としており、制度の見直しが続いているため、これらに適切に対応しながら、高齢者への介護予防等を推進していきます。あわせて、高齢者が地域の中で生きがいや役割を持って生活できるような取組を検討していきます。</p> <p>超高齢社会に向けた施策を推進するためには、様々な分野の連携が必要です。公的機関に限らず、民間事業者や区民の団体等が主体となって、相互に連携し、実効性のある幅広い取組を目指し、高齢者福祉関連事業を再構築して施策を推進していきます。</p> |

*健康寿命 東京都保健所長会方式による65歳健康寿命のこと。65歳の人が必要介護認定（要介護2）を受けるまでの状態を「健康」と考え、その年齢を平均的に表したもの。

2-2 障害者福祉

1 将来像

だれもがお互いに人格と個性を尊重し、支え合うまち

*ノーマライゼーションの理念に基づき、障害の有無にかかわらず、だれもが人格と個性を尊重される、一層ふれあいのある社会にしていきます。また、住み慣れた地域社会で豊かな生活が送れるよう、居住空間の整備や地域全体のバリアフリー化などを進めるとともに、就労支援などを推進することで、障害者の自立生活や社会参加が実現できるまちを目指します。

2 将来像の実現に向けた、現状と今後3か年の方向性

平成26年1月、国は障害に基づくあらゆる形態の差別を禁止する「障害者権利条約」に批准し、平成28年4月には「障害者差別解消法」が施行されました。同法では、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会の実現が求められ、本区においても、普及啓発活動や「障害者差別解消支援地域協議会」の設置に取り組んでまいりました。

また、平成28年4月には、改正障害者雇用促進法も施行され、平成30年に予定される法定雇用率の引上げや増加する雇用者に向けた定着支援の充実も求められています。

そこで、障害者が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、公有地を活用するなどして、地域の理解を得ながら、グループホームの基盤整備を行います。

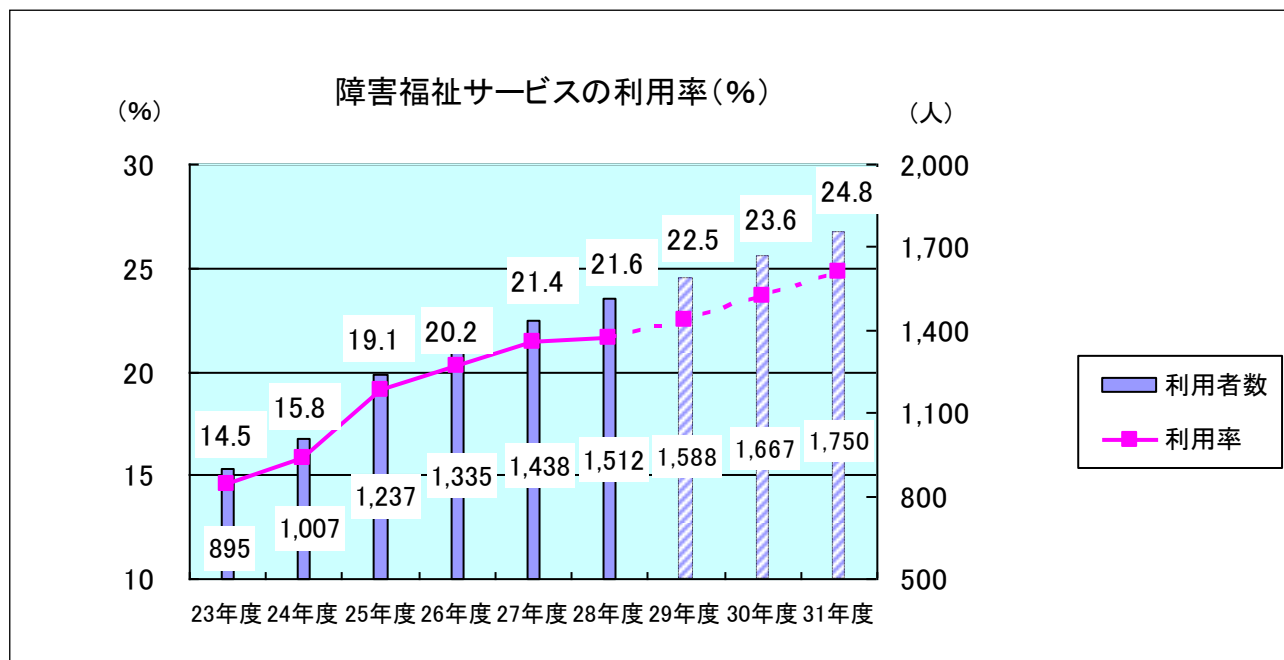
また、精神科病院に長期入院している精神障害者が地域生活に円滑に移行し、安定した生活を送ることができるよう、障害者等の状況に応じたきめ細かな総合相談支援の実施や障害者の地域移行・地域定着促進のための関係機関のネットワーク構築など、障害者基幹相談支援センターを中心とした支援体制の強化を図ります。

あわせて、バリアフリー基本構想に基づき、生活関連経路のバリアフリー整備を進め、ひとにやさしいまちづくりを推進するとともに、印刷物におけるSPコードの活用やデジ版の作成等による情報のバリアフリー化やコミュニケーションの多様化の推進により、障害者の社会参画の推進を図ります。

さらに、障害者の就労支援については障害者の意欲と能力に応じて働けることが重要となるため、障害者就労支援センターが基点となり、障害者の一般就労を促進するための働き掛けや、継続して働き続けられるためのきめ細かい支援を行うとともに、障害者施設での就労（福祉的就労）の充実を図ります。

3 今後3か年の方向性の実現度を測るための指標

(1) 障害者の日常生活・社会生活の総合的な支援



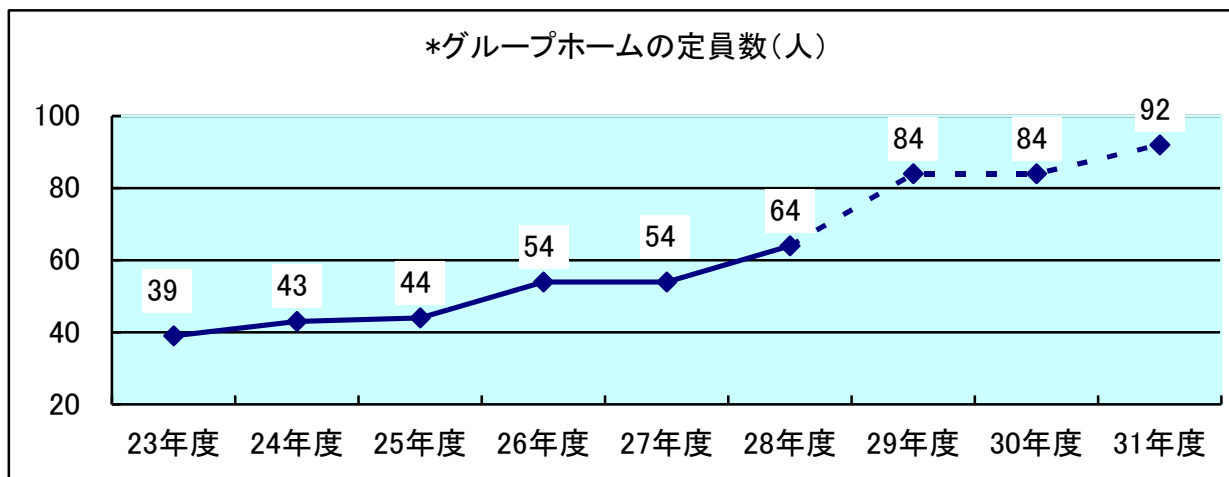
【指標の内容、設定理由・根拠】

障害の有無にかかわらず、人格と個性を尊重し、互いに認め合う社会を実現するため、個別のニーズとライフステージに応じたサービスが質・量ともに適切に提供されているかどうかを、障害福祉サービス対象者のうち利用した人の割合を指標とします。

また、障害福祉サービス対象者と利用者の過去の実績を踏まえ、毎年度、利用率の前年度比5%の増加を目指します。

* ノーマライゼーション 障害のある人もない人も、子どもも高齢者も、全ての人が地域で普通（ノーマル）の生活を送ることを当然とし、共に認め合って普通の生活ができる社会を創造すること、また、その考え方

(2) 安心して地域生活を継続できるための基盤整備



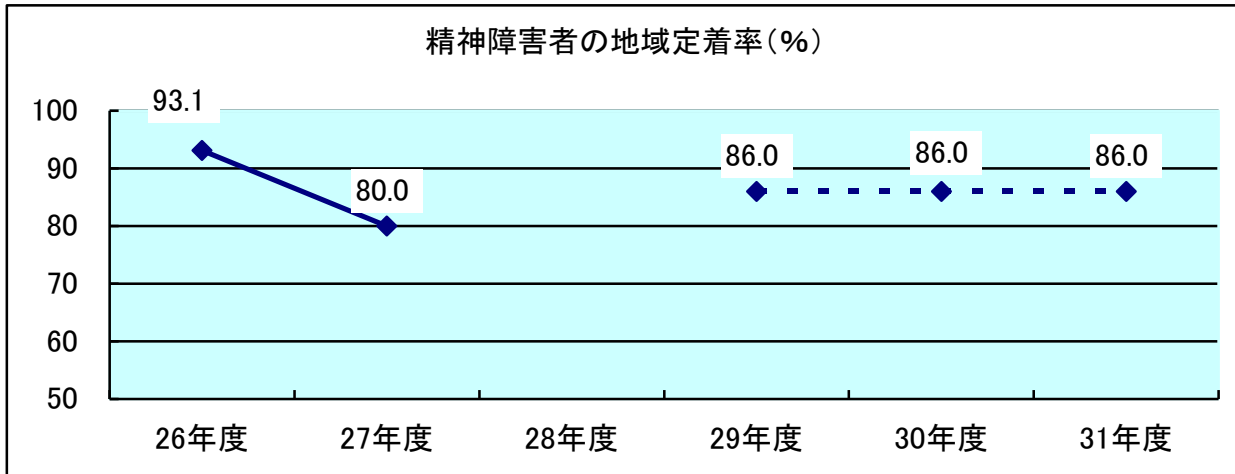
【指標の内容、設定理由・根拠】

ノーマライゼーションの理念の下、施設入所者等の地域移行や親からの独立など、障害者が可能な限り地域の中で自立して生活ができるよう、安心・快適に生活できる知的・身体・精神障害者のグループホームを整備していく必要があります。その達成度を測るため、グループホームの定員数を指標とします。

障害者本人や家族のグループホーム利用のニーズを踏まえつつ、障害者施設としての公有地等の活用見込みや、民間事業者からの整備についての相談状況等を勘案し、平成31年度までに定員92人の達成を目指します。

*グループホーム 日常生活上の支援を受けながら、地域において家庭的に共同生活を行う住居

(3) 精神障害者の地域生活の継続



※ 25年度から調査を開始し、26年度の評価データとする。

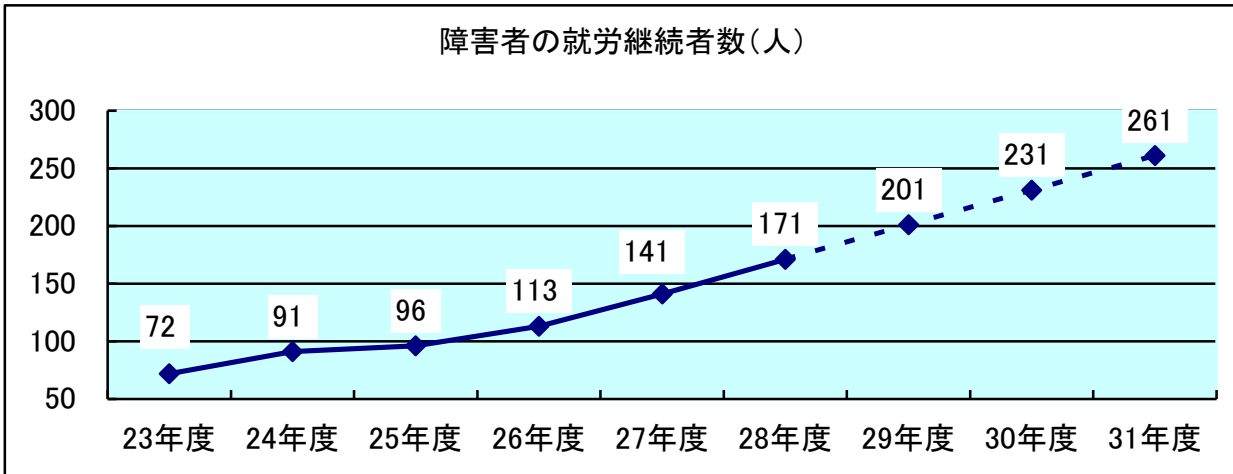
【指標の内容、設定理由・根拠】

退院する精神障害者及び在宅精神障害者に対して、地域定着支援や 24 時間緊急時相談支援等事業、地域生活安定化支援事業、グループホーム利用などの障害福祉サービスを活用して、地域定着化を図っていきます。

服薬や受診を中断すると病状が悪化し、再入院となることが多いため、上記の事業を着実に実施しながら、精神障害者の地域生活を支援していく必要があります。

そのため、新たな退院者を分母として、1年以上再入院せずに地域で生活を維持できている人の割合を指標とします。目標値は、平成 26 年度、27 年度の実績値を勘案し、86%を目指します。

(4) 障害者就労支援の充実



【指標の内容、設定理由・根拠】

障害者が当たり前働き、地域において自立した生活ができるように、障害者就労支援センターにより、本人及び企業に対して支援を行うとともに、出身施設や学校、ハローワークなどの関係機関と連携を図りながら、定着支援を進めます。

就労支援は、職に就くことが到達点ではなく、長く働き続け、地域において自立した生活ができることを眼目としているため、障害者就労支援センター登録者のうち、前年度の3月31日時点において、継続して働き続けている障害者の人数を指標とします。

平成30年度に法定雇用率の算定基礎に精神障害者が加わることに伴い、企業における法定雇用率の引上げも予定されているため、今後、新規就労者数の増が見込まれます。一方、就労継続者数について、27年度は、対前年度28人増となり、24年度から26年度に比べて増えています。また、精神障害者の就職が増えています。定着率が低いこと、企業側において十分な準備がないままでの採用が増えることも予想されます。

これらを踏まえ、29年度以降は、毎年度30人の就労継続者の増加を目指します。

4 将来像の実現に向けた、今後3か年の計画事業

| 番号 | 区分 | 事業名 | 事業概要 | 所管部 |
|----|----|------------------|---|-------|
| 86 | レ | 障害者地域自立支援協議会の運営 | 地域の障害者福祉のシステム等を検討するとともに、相談支援、就労支援、権利擁護、障害当事者の専門部会において、当事者委員を交え、障害者の自立に向けた支援体制やネットワークの強化、情報発信等の検討を進めます。 | 福祉部 |
| 87 | | 日中活動系サービス施設の整備 | 特別支援学校卒業生等の受け入れ先を拡大するため、障害者通所施設等整備費補助制度を活用し、民間事業者の誘致等による整備計画を計画的に進めます。 | 福祉部 |
| 88 | | 難病患者等への支援 | 難病患者等及びその家族の生活の質の向上を図るため、難病リハビリ教室や障害福祉サービス、難病医療費助成申請受付等を実施し、在宅療養への支援を行います。 | 保健衛生部 |
| 89 | | 障害者基幹相談支援センターの運営 | 障害者等の状況に応じたきめ細かな総合相談支援を実施し、障害者の権利擁護や地域移行・地域定着に関する取組及び関係機関とのネットワーク構築など、支援体制の強化等を推進する相談支援活動の拠点として事業運営を行います。 | 福祉部 |
| 90 | | 障害者虐待の防止 | 障害者虐待防止リーフレットの配布や、障害者施設等従事者への研修会等を通じ、広報・啓発活動を進めるとともに、障害者虐待の通報窓口や障害者虐待防止センターにおいて、虐待の防止や早期発見、対象者の安全確保と事実確認等の迅速な対応を行います。 | 福祉部 |

| | | | | |
|----|---|------------------------|---|-------|
| 91 | レ | 精神障害者の地域移行・地域定着支援体制の強化 | 精神障害者が地域で安心した生活が送れるよう、障害福祉サービスや地域生活安心支援事業等を実施します。 | 保健衛生部 |
| 92 | | 精神障害回復途上者デイケア事業 | 回復途上にある精神障害者を対象に、集団生活指導や生活技能訓練など各種のプログラムを用いて、対人関係の障害を改善するとともに、日常生活の自立や社会復帰の促進を図ります。 | 保健衛生部 |
| 93 | 新 | 地域生活支援拠点等の整備 | 地域生活支援拠点又は面的な体制を整備し、5つの機能(相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応、専門的・人材の確保・養成、地域の体制づくり)の充実を図ります。 | 福祉部 |
| 94 | | グループホームの整備 | 障害者が住み慣れた地域において自立した社会生活を送れるよう、グループホームの整備費補助制度及び民間建物等の借上げに係るグループホーム開所費用補助制度を活用し、民間事業者の誘致等による整備を計画的に進めます。 | 福祉部 |
| 95 | レ | 障害者就労支援事業の充実 | 区内在住の障害者及び区内企業を対象に、職業相談、就職準備支援、職場定着支援等の各種支援を実施します。 また、「(仮称)作業所等経営ネットワーク」を構築することで、共同受注の実施、共同販売(文の京ハートフル工房)の更なる充実を図り、各施設での工賃向上を図ります。 | 福祉部 |
| 96 | | 障害者事業を通じた地域交流 | 心身障害者(児)通所施設合同運動会や、「ふれあいの集い」(障害者・児の作品展示及び障害者スポーツのデモンストレーション)を開催することで、心身障害者(児)の様々な地域活動への参画を推進します。 | 福祉部 |

| | | | | |
|----|---|------------|---|-----|
| 97 | 新 | 障害者差別解消の推進 | 障害の有無にかかわらず安心して地域で生活できる共生社会の実現を目指し、周知啓発や、障害者差別解消の推進のためのネットワークづくり、環境の整備などの取組を行います。 | 福祉部 |
|----|---|------------|---|-----|

| 【行財政運営の視点】 | |
|--------------|--|
| 障害者差別解消法への対応 | |
| 現 状 | <p>平成 28 年 4 月から施行された障害者差別解消法の趣旨については、様々な機会やツールを使った職員研修等を通じて周知徹底を図っています。</p> <p>また、区民や事業者に対しては、区報での周知や小冊子等を作成し、配布するだけでなく、各種団体の研修等に出向き講習会を実施するなど、様々な啓発活動を行っています。</p> <p>さらに、28 年度には、多様な主体からなる障害者差別解消支援地域協議会を設置しました。</p> |
| 課 題 | <p>障害者差別に対する解消の取組は、障害当事者や行政に限らず事業者も法の趣旨を理解して、取り組んでもらうことが必要です。その一方で、障害当事者自身も差別解消法を根拠として権利を主張するだけでなく、法の趣旨を正しく理解し、社会の一員として共に暮らしていくことが求められています。</p> |
| 方向性 | <p>周知・啓発については、区民・職員・事業者に対して、引き続き法の趣旨の理解を進めるべく教育委員会とも連携をとりながら、区報、小冊子などや啓発グッズ、CATV などの広報媒体、出前講座の活用や様々な研修の機会を捉え実施していきます。</p> <p>あわせて、障害当事者や事業者など多彩な主体により構成される障害者差別解消支援地域協議会において、差別事例の情報の集約や共有を行い、差別のない共生社会の実現を目指していきます。</p> |

2-3 生活福祉

1 将来像

だれもが住み慣れたところで自立して暮らせる、 セーフティネットのあるまち

加齢や疾病などさまざまな事情により、生活していくことが困難な状況に至った場合でも、区民が互いに助け合い、また、必要かつ柔軟な支援が行われることで、だれもが社会生活から遠ざけられることなく、地域で自立した生活を送ることができる、セーフティネットのあるまちを目指します。

2 将来像の実現に向けた、現状と今後3か年の方向性

本区の生活保護受給世帯数と対前年伸び率は、平成24年度には2,131世帯、4.7%増と増加してきましたが、25年度には2,179世帯、26年度は2,187世帯と横ばい状態となり、27年度は2,157世帯と減少に転じています。しかし、23年度に2,000世帯を超えて以降、受給世帯数は依然として高止まりの状態にあると言えます。

このような状況の中、生活をしていく上で困難を抱える人の自立に向けたステップは様々であることから、各々の状況に応じた的確な支援を行っていきます。

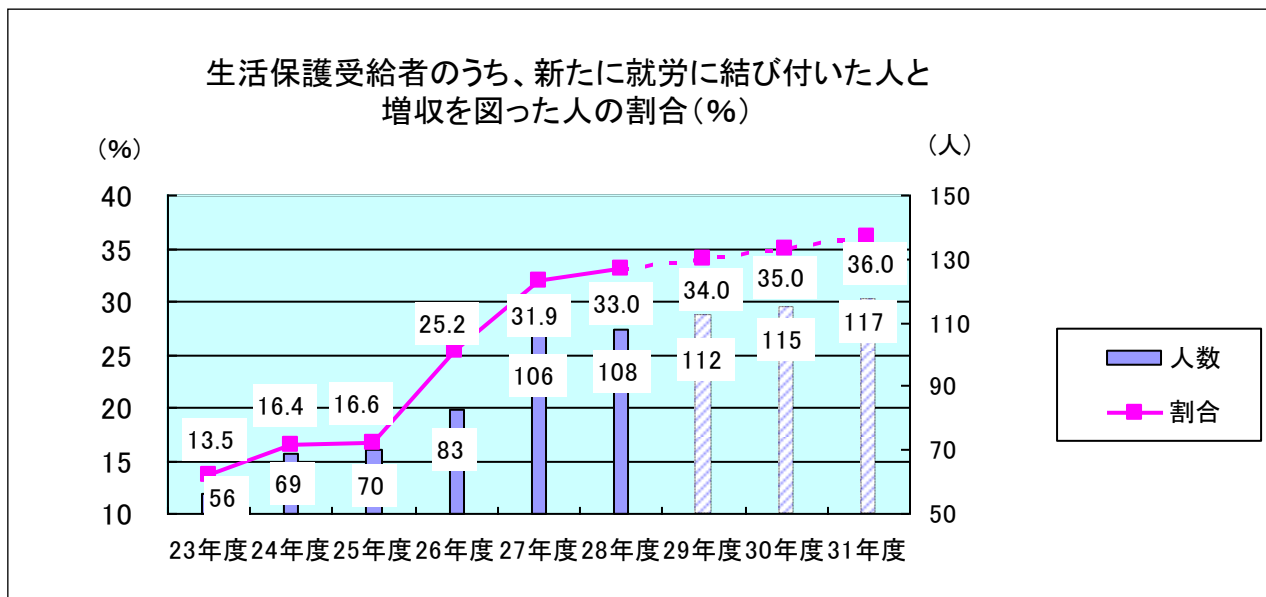
まず、生活保護受給者の自立した生活を実現するために、26年度から開始した「就労意欲喚起事業」を強化するとともに、ハローワークや東京しごとセンター等と連携を図り、就労を支援していきます。

また、27年4月に生活困窮者自立支援法が施行され、本区でも、27年度からは必須事業である「自立相談支援事業」「住宅確保給付金」や、任意事業の「学習支援事業」を実施し、28年度からは更に、「就労準備支援事業」「一時生活支援事業」「家計相談支援事業」を実施するなど、総合的な支援体制の下で包括的に生活困窮者の自立支援をしています。

区内の路上生活者数については、26年8月には16人と最低値となりましたが、28年1月には19人と微増しており、依然として一定数の路上生活者が存在する実態があります。これらの人の中には、路上生活の長期化や高齢化などの問題があり、路上生活からの脱却を促すための路上生活者対策事業を継続します。

3 今後3か年の方向性の実現度を測るための指標

(1) 生活保護受給者の自立した生活

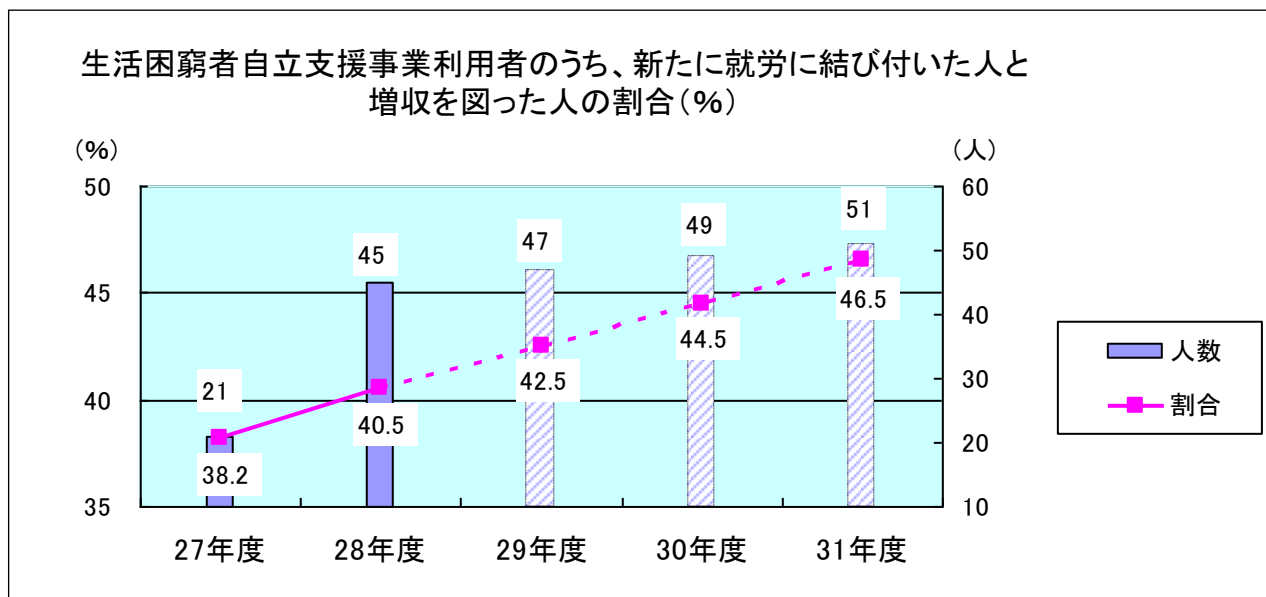


【指標の内容、設定理由・根拠】

生活保護制度は、単に生活困窮している人に対して最低限の生活を保障するというだけでなく、更に積極的にそれらの人々の自立を支援していくことを目的としています。そのため、就労可能と見られる人の中で自立に至らないまでも、現に就労していない人が新たな就労に結び付いた人数及び既に就労している人が増収を図った人数の割合を指標とします。

開始から2年が経過した就労意欲喚起事業の実績を踏まえ、毎年度1ポイント増を目指します。

(2) 生活困窮者の自立した生活



※ 27年度から新規事業を実施

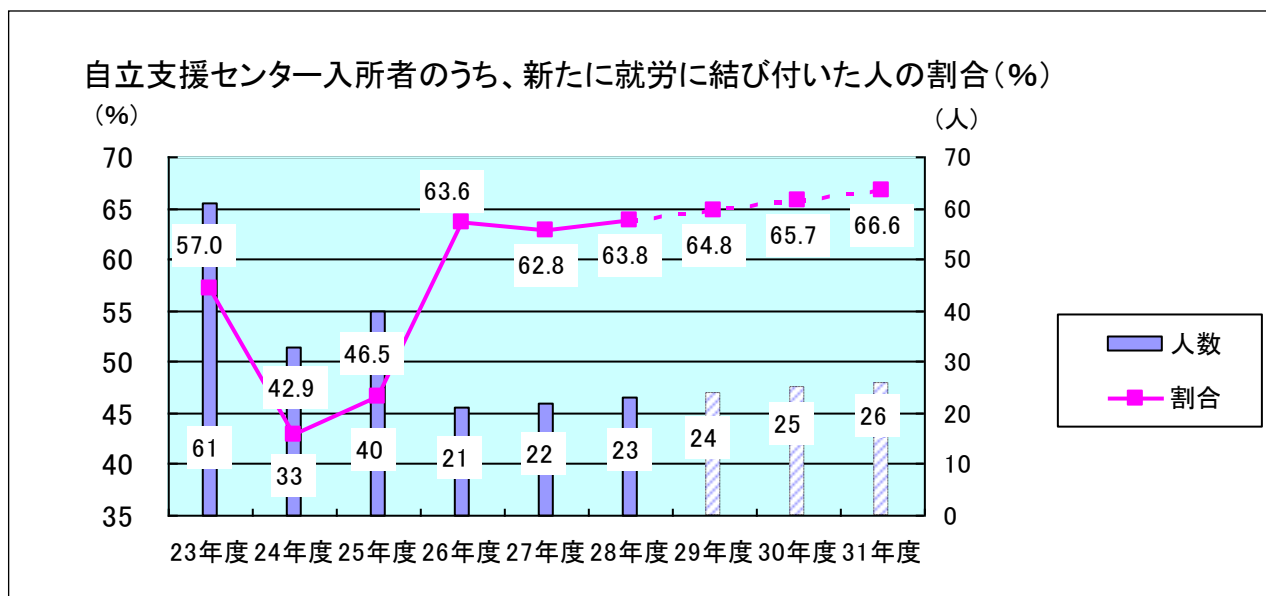
【指標の内容、設定理由・根拠】

生活困窮者自立支援事業は、経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれがある人に対して、自立相談支援事業を実施し、住居確保給付金の支給や就労支援、家計相談支援、就労準備支援等の支援を行うことにより、生活困窮者の自立を促進することを目的としています。

生活困窮者の自立支援においては就労を通じた経済的自立が重要であることから、本事業を利用している人のうち、現に就労していない人が新たな就労に結び付いた人数及び既に就労している人が増収を図った人数の割合を指標とします。

国の掲げる、生活困窮者自立支援制度における「就労・増収率」の目安値（平成27年度40%）を基準として、毎年度2ポイント増を目指します。

(3) 路上生活者の自立した生活



【指標の内容、設定理由・根拠】

特別区と都が共同して、路上生活者の巡回相談から緊急一時保護、就労自立支援、地域生活継続支援に至る一連の路上生活者対策事業を実施しています。

このような取組の効果もあり、本区の路上生活者数は 28 年 1 月現在 19 人であり、25 年 1 月現在の 24 人から 3 年間で 20%減となっています。

文京・台東・北・荒川の 4 区では、自立支援センター台東寮において、路上生活者の自立支援事業を実施しています。自立支援センターの目的は、路上生活者が就労し社会的自立を達成することにあります。対象者は変化するため、経年変化の比較の観点から、自立支援センターに入所した人のうち新たに就労に結び付いた人の割合を指標とし、毎年度 1 ポイント増を目指します。

4 将来像の実現に向けた、今後3か年の計画事業

| 番号 | 区分 | 事業名 | 事業概要 | 所管部 |
|-----|----|-------------------|---|-----|
| 98 | レ | 生活保護受給者就労意欲喚起支援事業 | 就労相談・就労支援等の業務経験を有する支援員が就労に関する基本的事項の習得、体験就労、求職活動支援及び就職後の定着支援など、就労意欲喚起のために必要な支援を行います。 | 福祉部 |
| 99 | レ | 生活困窮者自立支援総合相談事業 | 生活困窮者の自立促進を図るため、「自立相談支援事業」、「住居確保給付金」、「家計相談支援事業」、「就労準備支援事業」、「一時生活支援事業」を実施し、生活困窮者の状況に応じた総合的かつ継続的な支援を行います。 | 福祉部 |
| 100 | | 路上生活者対策事業 | 路上生活者自立支援センターにおいて、巡回相談から就労・自立に至るまでの一貫した自立支援システムを構築し、路上生活者を社会生活に復帰させ、生活環境の向上を図ります。 | 福祉部 |
| 101 | | 母子生活支援施設保護事業 | 配偶者のいない、又はこれに準ずる事情にある女性で、養育すべき児童の福祉に欠けるところがあると認められる場合に、申請に基づき、その保護者及び児童を母子生活支援施設において保護します。 | 福祉部 |
| 102 | | 女性・母子父子相談体制の充実 | 配偶者等からの暴力、妊娠や出産等の相談に対応するため、婦人相談員を配置するとともに、母子及び父子家庭の自立を支援するために母子父子自立支援員を配置し、相談体制の充実を図ります。 | 福祉部 |
| 103 | | 母子・女性緊急一時保護事業 | 配偶者等からの暴力被害により、緊急に保護を必要とする母子や女性に対し、公的施設のほか、近隣のホテルや民間のシェルターを活用した保護を行います。 | 福祉部 |

| | | | | |
|-----|--|---------------|--|-----|
| 104 | | *ジェネリック医薬品の普及 | 国民健康保険被保険者に対して、服薬中の薬をジェネリック医薬品に変えた場合の自己負担額の差額をお知らせするなど、ジェネリック医薬品の普及を推進します。 | 福祉部 |
|-----|--|---------------|--|-----|

*ジェネリック医薬品 先発医薬品（新薬）の特許が切れた後に製造販売される、同一成分（同一効能・効果）を持つ安価な後発医薬品のこと。

2-4 健康づくり

1 将来像

だれもがいつまでも笑顔で健康に暮らせるまち

生活習慣病の予防をはじめとして、区民一人ひとりが生涯にわたり、心豊かに充実して暮らせるよう、区民の健康づくりの取組を支援・推進します。また、病気になった場合には、安心して医療サービスが受けられるまちを目指します。

2 将来像の実現に向けた、現状と今後3か年の方向性

食事、運動、休養、そして飲酒・喫煙などの嗜好品の摂取などの生活習慣が、悪性新生物（がん）や糖尿病・高血圧などの生活習慣病の発症に関与していることが明らかになってきています。

区民のがんや生活習慣病を早期に発見する取組である、健（検）診等の受診率はこれまでの取組により漸増している状況です。また、予防接種は、感染症へのり患や疾病の重症化を予防するために重要なものです。

区民が自身の健康の保持・増進に取り組むための知識や方法の周知・啓発に努めるとともに、がんや生活習慣病の早期発見のための健（検）診等や各種予防接種を勧奨する必要があります。あわせて、区民が健（検）診等を受診しやすい環境を整える必要もあります。

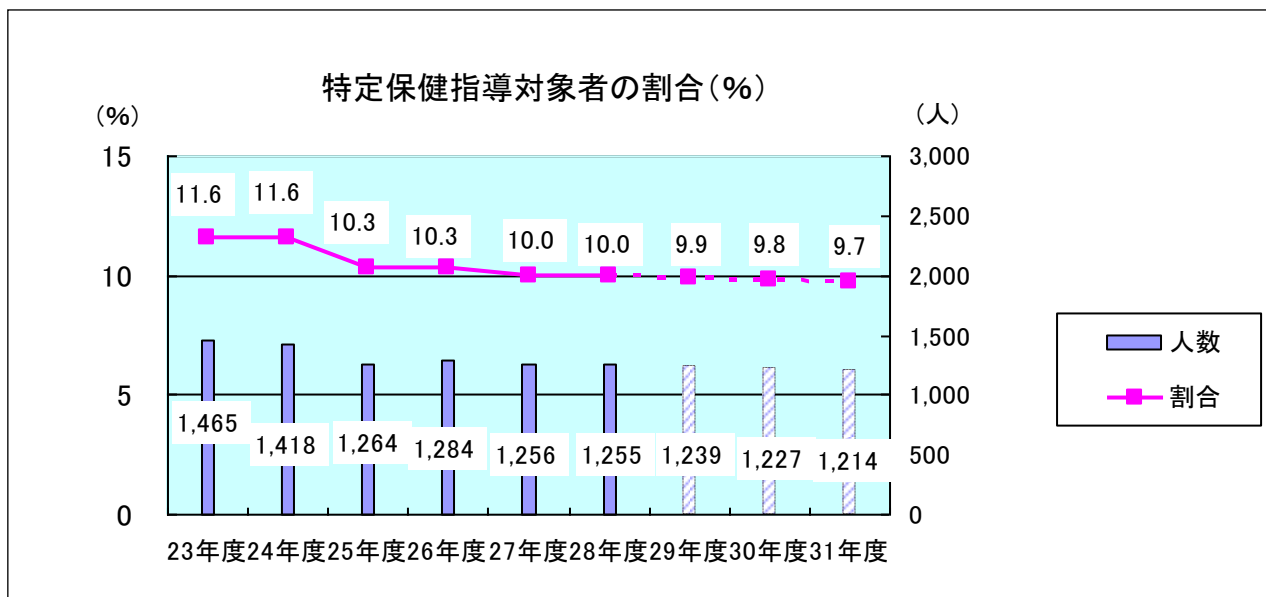
そこで、区民の健康づくりの取組を支援・推進していくため、ライフステージに合わせて、食生活の改善や運動習慣の定着などの生活習慣病対策を推進するとともに、関係機関と連携し、各種健（検）診等の受診環境の改善やより効果的な保健指導への参加勧奨などに取り組んでいきます。

また、社会全体の免疫水準の維持が期待できる定期予防接種について、ワクチンの意義・効果や副反応などの情報提供を行い、一定の接種率を確保するよう、周知や接種勧奨を行っていきます。

さらに、かかりつけの医師・歯科医師・薬剤師の定着促進などによって、地域医療の連携を支援し、区民が住みなれたまちで、適切な医療を受けながら生活するための情報提供や相談体制の充実をしていくことで、在宅療養の推進を図っていきます。

3 今後3か年の方向性の実現度を測るための指標

(1) 生活習慣病予防対策



【指標の内容、設定理由・根拠】

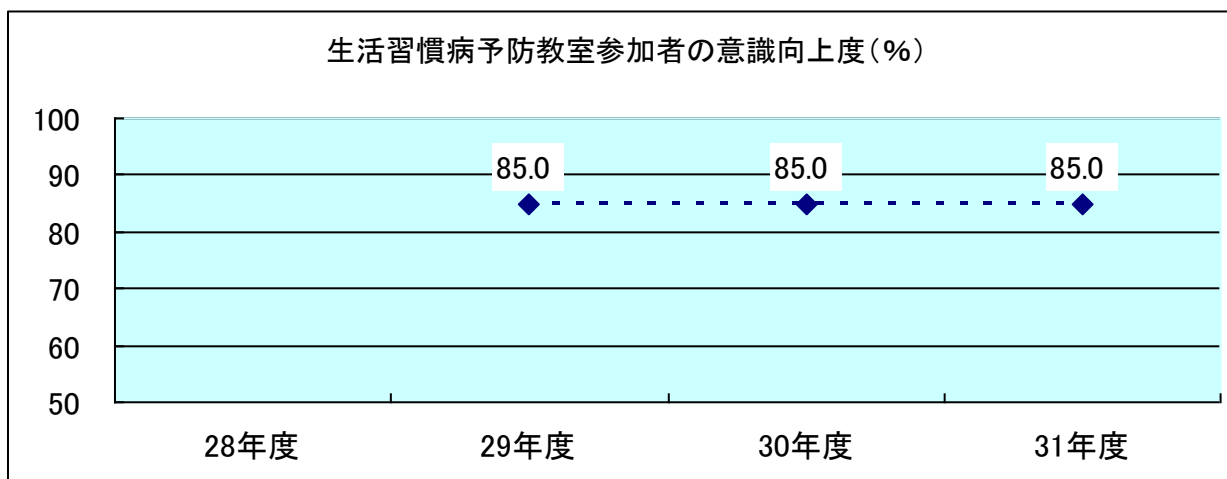
区民が健康で長生きできるようにするためには、運動習慣の定着や食生活の改善といった健康的な生活習慣の確立が重要です。

区の特健康診査等実施計画（平成25年度～29年度）に基づき、区民が自らの健康状態を把握できる健康診査の受診率向上を図るとともに、メタボリックシンドロームの対象者に対して特定保健指導を実施し、メタボリックシンドロームの対象者を減少させていきます。

これらのことから、特定健康診査の受診者に対する特定保健指導対象者の割合を生活習慣病予防対策の指標とし、過去の実績を踏まえ、目標値は毎年度のポイント減を目指します。

また、40歳未満の区民に向けた新たな取組として若年層へ向けた健康意識の醸成を図ります。

(2) 生活習慣の改善に向けた支援



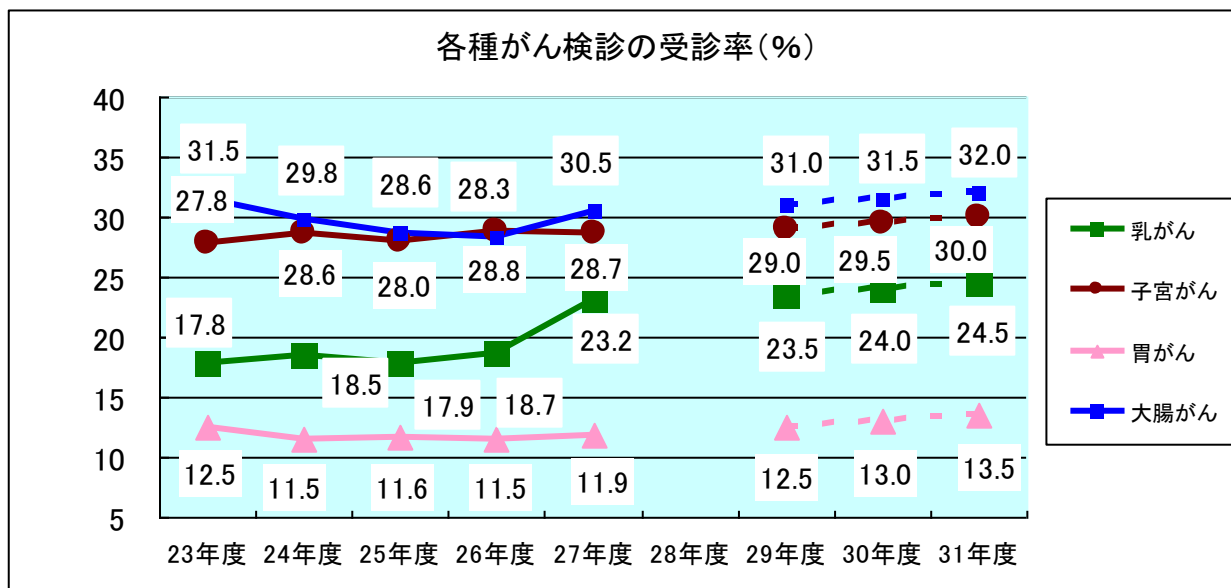
※ 28年度から意識向上度の調査を開始

【指標の内容、設定理由・根拠】

区民が健康的な生活習慣を主体的に取り入れるような動機付けや行動変容を促すために、予防教室や講演会等の生活習慣病予防教室などを実施しています。

こうした支援により区民の意識が向上することは生活習慣の改善につながるため、事業参加者にアンケートをとり、参加者の意識向上度を指標とし、85%以上の意識向上度を目指します。

(3) がんによる死亡率減少



【指標の内容、設定理由・根拠】

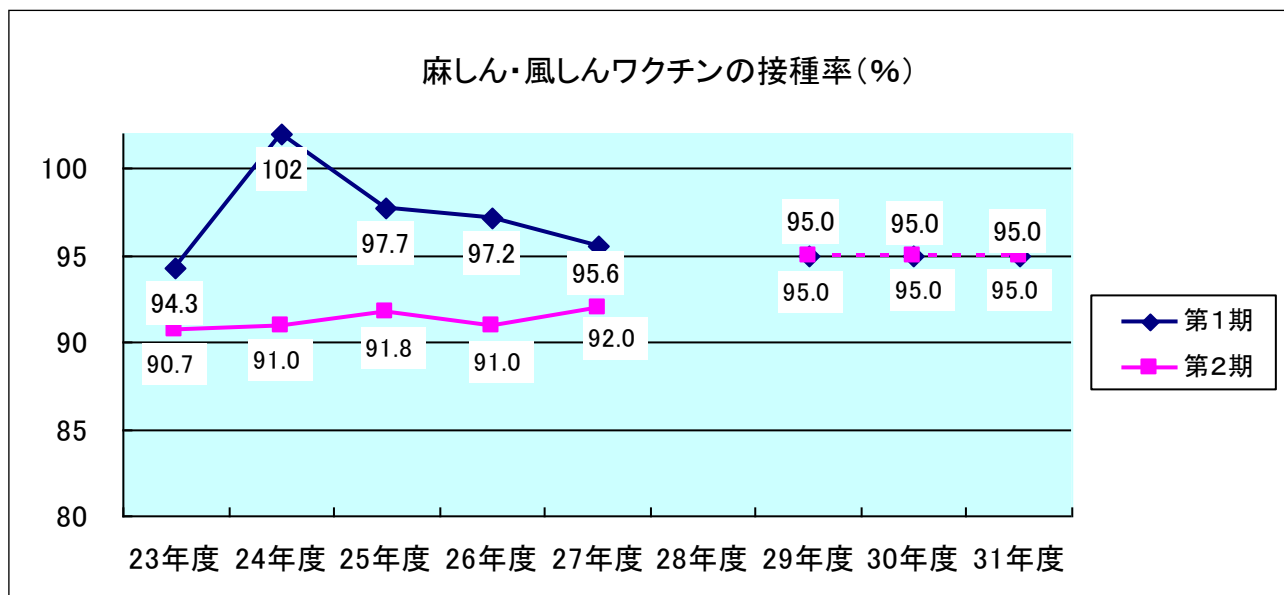
区では、がん検診に関する国の指針（対象年齢、受診間隔、健診項目、精度管理等）に基づき、各種のがん検診を実施しています。

がんは、早期発見、早期治療により延命率が向上するとされていることから、がん予防行動のきっかけとなる普及啓発を図るとともに、受診者の利便性に配慮することで、各種がん検診の受診率増加を目指します。

このため、区民の健康づくりの指標として、各種がん検診の受診率を指標として設定します。

本区は、国の目標を達成できていない状況にありますが、過去の実績を踏まえ、目標値は毎年度のポイント増を目指します。

(4) 予防接種の勧奨



【指標の内容、設定理由・根拠】

国の「麻しんに関する特定感染症予防指針」及び「風しんに関する特定感染症予防指針」において、それぞれ接種率の目標が95%以上とされていることから、定期予防接種であるMR（麻しん・風しん混合）ワクチンの第1期及び第2期の接種率を指標とし、それぞれ95%以上とすることで、ウイルス伝播が起こりにくい集団免疫の獲得を目指します。

4 将来像の実現に向けた、今後3か年の計画事業

| 番号 | 区分 | 事業名 | 事業概要 | 所管部 |
|-----|----|--------------|---|-------|
| 105 | | 生活習慣改善の支援 | メタボリックシンドロームの予備軍等を対象に、栄養・運動の実践を取り入れた健康づくり教室を開催するなど、生活習慣病に関する正しい知識を普及し、区民の生活習慣病を予防します。 | 保健衛生部 |
| 106 | | 食育普及 | 食育イベントや、生活習慣病予防や食習慣をテーマにした講習会、食育ボランティアの育成、ホームページでの情報発信等を通じ、健全な食生活を支援します。 | 保健衛生部 |
| 107 | レ | 健康診査・保健指導 | 40歳以上の国民健康保険加入者及び後期高齢者医療制度加入者等に対し健康診査及び保健指導を実施するとともに、40歳未満の若年層に向けた取組を行い、健康に対する意識の醸成を図り、行動変容を促します。 また、次期特定健康診査等実施計画等を策定し、計画に基づいて事業を実施します。 | 保健衛生部 |
| 108 | | 各種がん検診 | がんを早期に発見し、治癒効果を高めるため、各種がん検診を実施します。 | 保健衛生部 |
| 109 | レ | 歯周疾患検診 | 歯周疾患の早期発見、早期治療、悪化を予防し、成人の口腔衛生の保持増進を図るため、区民(30歳から70歳まで5歳ごと)を対象とし、歯周疾患検診を実施するとともに、かかりつけ歯科医の定着を推進します。 | 保健衛生部 |
| 110 | | 結核・感染症予防対策事業 | 感染症の予防及びまん延防止の対策として、結核患者の治癒支援、感染症発生時の防疫措置、エイズ・性感染症予防の普及啓発等を実施します。 | 保健衛生部 |

| | | | | |
|-----|---|----------------|--|-------|
| 111 | レ | 予防接種の推進 | 実施医療機関との契約及び特別区間相互委託等、予防接種を受けやすい環境を整備していくとともに、予防接種の必要性や効果等の周知及び接種時期が到来する対象者に向けた積極的な接種勧奨を行います。 | 保健衛生部 |
| 112 | | 公害保健福祉・予防事業 | 公害健康被害被認定者及びそれに準ずる区民を対象に、病状の改善・予防を目的とした事業を実施します。 | 保健衛生部 |
| 113 | | 地域医療連携 | 地域医療連携推進協議会等を開催することで、地域医療の連携強化を図るとともに、在宅医療・介護連携推進事業の取組を進め、医療と介護の連携を強化します。 | 保健衛生部 |
| 114 | レ | 在宅療養者等歯科訪問健診事業 | 在宅での療養者や寝たきり高齢者に対し、歯科訪問健診・予防相談指導事業を実施するとともに、かかりつけ歯科医の定着を促進し、口腔機能の改善及び向上を図ります。 また、地区歯科医師会による在宅歯科診療推進のため、医療機器購入の助成を行い、在宅歯科診療を推進します。 | 保健衛生部 |
| 115 | | 医療安全対策の推進 | 診療所等の医療機関に対し、医療安全に関する体制整備状況の確認及び情報提供を行います。 また、区民に向けては、専任の看護師が診療所等に関する相談・苦情に対応する医療相談事業を行います。 | 保健衛生部 |

2-5 生活衛生環境

1 将来像

だれもが快適で健康に暮らせる、安全で清潔なまち

区民が健康で安全に暮らせるよう、感染症などの健康危機から区民を守るとともに、快適な生活環境の確保や、食品、医薬品などの安全の確保を図ります。また、人と動物とが共生できるまちを目指します。

2 将来像の実現に向けた、現状と今後3か年の方向性

食品に関する健康被害相談や食肉の生食が原因と疑われる食中毒の発生とともに、食品表示の偽装事件の発生など、食に関する信頼の確保が求められており、飲食店やイベント会場での食中毒等の発生を予防し、又は防止する対策の強化が必要です。

また、プールや公衆浴場などの利用者が不特定多数の環境衛生施設においては、衛生管理の状況によっては、重篤な健康被害を引き起こす可能性があり、水質管理状況等を定期的に検査して、良好な衛生状態を維持していくことが必要です。

さらに、医薬品や医療機器に関する規制改革や国や都からの権限委譲が進められていることから、区の医療安全対策の重要性が増加しています。

また、動物の適正な飼育による生活衛生環境の保持についても求められています。

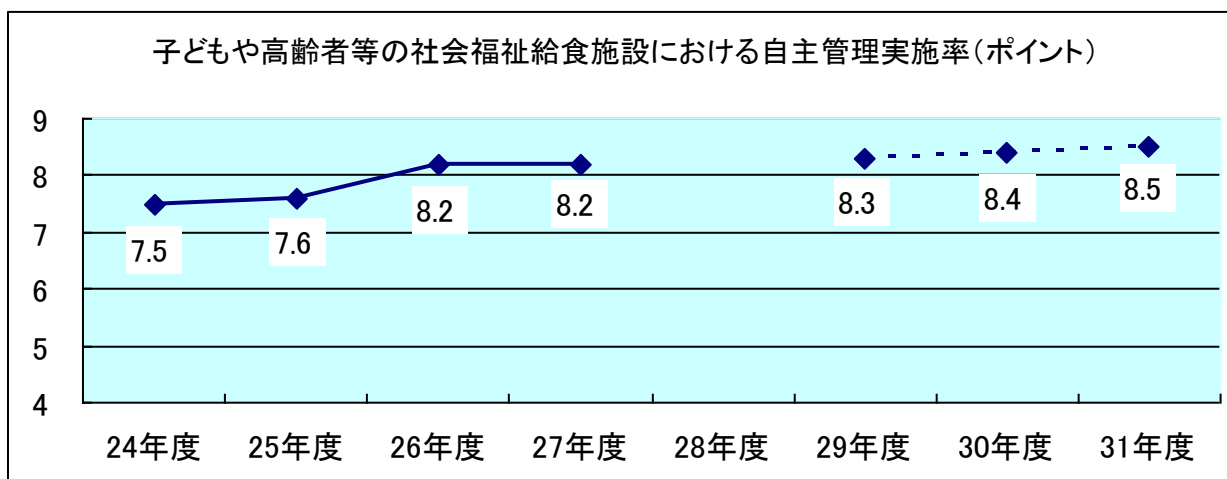
そこで、食品と環境衛生の安全・安心のために、各種監視業務を強化するとともに、食中毒の発生を防止するための啓発活動の一層の推進と感染症の発生防止対策の充実を図ります。

また、医療安全対策の推進のため、関連情報の提供を積極的に行います。

さらに、動物の飼育マナーの普及・啓発の充実や飼い主のいない猫の去勢・不妊手術事業の推進を図ります。

3 今後3か年の方向性の実現度を測るための指標

(1) 食品衛生に関する安全・安心の確保



※ 24年度から導入

【指標の内容、設定理由・根拠】

文京区における食品等に起因する衛生上の危害の発生を防止し、区民の食生活の安全を確保するため、文京区食品衛生監視指導計画を作成し、食品関係施設の自主管理を推進しています。

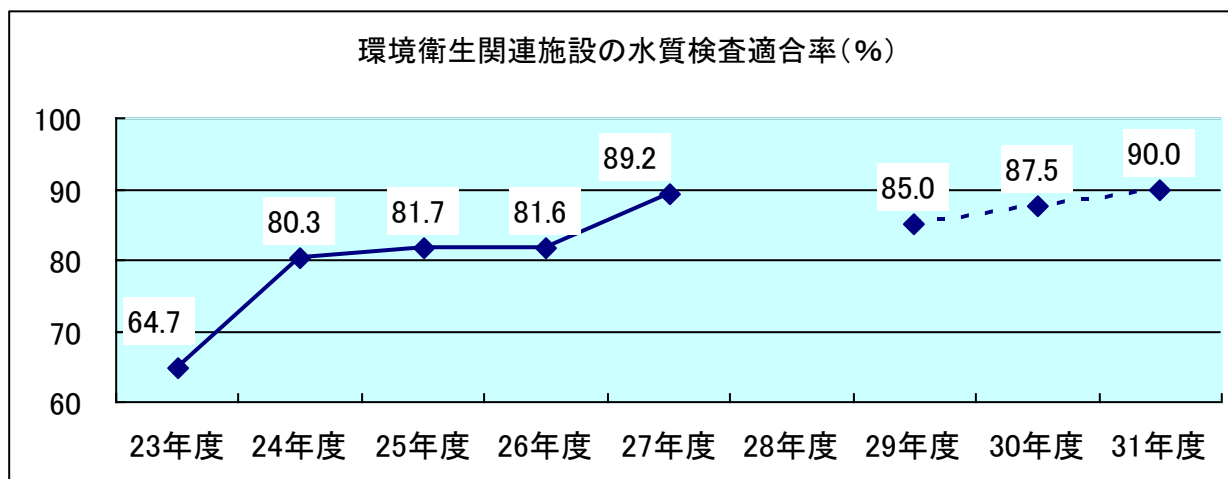
食中毒の防止対策としては、食中毒発生時に大規模な患者発生につながる大量調理施設、特に学校、保育園、社会福祉施設及び病院等の集団給食施設に対する保健所による監視指導を重点的に実施していますが、食品関係事業者の責務で行う自主管理の実施が最も重要になります。

そのため、施設の衛生管理の特に重要な個所について、保健所が実施状況をポイント化して指標とします。

指標は以下の6項目について実施状況を確認し、10ポイント満点としてポイント数の向上を目指します。

- ①点検表の整備及びその記録
- ②検食の保存
- ③食品関係従事者の検便の実施
- ④食品衛生責任者の食品衛生実務講習会等の受講
- ⑤食品衛生従事者に対する衛生教育の実施
- ⑥緊急時の連絡体制の整備

(2) 環境衛生に関する安全・安心の確保



【指標の内容、設定理由・根拠】

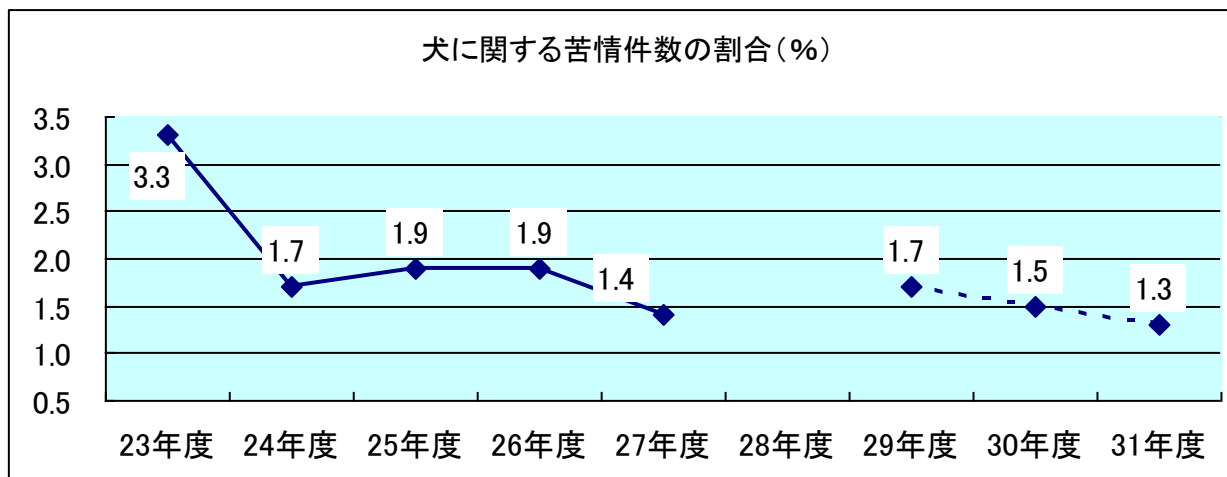
環境衛生関係営業施設では衛生的で安心・安全な施設環境を確保することが重要です。そのためには、保健所の監視・指導と営業者・管理者が自主的に行う衛生管理の双方が欠かせません。

営業者・管理者が自主的に行う衛生管理の手法が、適切な成果に結び付いているかを客観的に評価し、改善点を探るために、保健所では理化学検査を実施しています。

利用者が多い業態で、管理状況によっては重篤な健康被害を引き起こす可能性のある浴場施設、プール施設及び介護施設（浴室）の水質管理状況を検査し、水質検査適合率を指標とします。

科学的な根拠に基づいた衛生指導を積み重ねることにより営業者・管理者の管理方法の改善を図り、水質検査適合率を3年間で5ポイント向上させることを目指します。

(3) 人と動物の共生のための適正な飼育の普及・啓発



【指標の内容、設定理由・根拠】

近年、動物を飼養する家庭は増加しています。

地域の中で人と動物が共生するためには、飼い主がマナーを守ることや、ペットを飼っていない区民が動物への理解と愛護の意識を持つことが大切です。

マナーやモラルの向上を啓発することにより、ペットを飼っている人と飼っていない人とお互いを理解し、気持ちよく生活できる地域社会を築きます。

犬の登録頭数を 100 としたときの、苦情件数の割合を指標とし、平成 25 年度から平成 27 年度までの実績を踏まえ、苦情件数の減少を目指します。

犬猫の正しい飼い方普及員を増やす等により、犬及び猫の正しい飼い方について一層の普及啓発に努め、区内の動物の飼養管理の適正化を図ります。

4 将来像の実現に向けた、今後3か年の計画事業

| 番号 | 区分 | 事業名 | 事業概要 | 所管部 |
|-----|----|-------------------------|---|-------|
| 116 | | 新型インフルエンザ等感染症対策の連携体制の構築 | 新型インフルエンザ等感染症医療体制検討会議を開催し、新型インフルエンザ等対策について地区医師会、地区歯科医師会、地区薬剤師会、医療機関、警察、消防等関係機関との情報共有及び連携体制を構築します。 | 保健衛生部 |
| 117 | | 環境衛生監視の充実 | 理・美容所、公衆浴場など環境衛生関係営業施設等への保健所の監視指導と事業者の自主衛生管理によって、より衛生的な施設環境の確保を図り、区民の健康・安全を守ります。 | 保健衛生部 |
| 118 | | 特定建築物衛生検査の充実 | 法に規定する特定建築物のうち、その延べ床面積が、3,000～10,000 m ² の建物について、衛生的環境を確保するため立入検査及び指導を行います。 | 保健衛生部 |
| 119 | レ | 医薬品等の安全対策の推進 | 医薬品、医療機器、毒物劇物、規制対象家庭用品等取扱施設に対する許可・登録事務、監視・指導及び規制対象家庭用品の調査・指導等を計画的に実施します。 | 保健衛生部 |
| 120 | | 食品の安全対策の推進 | 食の安全を確保するため、食品衛生関係施設への衛生監視・指導及び自主管理推進の支援、流通食品の監視、食の安全性情報の共有化事業を実施します。 | 保健衛生部 |
| 121 | レ | 動物との共生社会支援事業 | 人と動物との共生のため、地域全体の取組を支援するとともに、適正な飼育の普及・啓発や飼い主のマナー向上を図ります。 | 保健衛生部 |

3 コミュニティ・産業・文化

3-1 地域コミュニティ

1 将来像

みんなが集う、おせっかいのまち

区民をはじめ、文京区にかかわるあらゆる世代の人が積極的に地域活動に参加し、活発な話し声が聞こえてくる、活気にあふれるまちを目指します。そして、男女が平等な立場であらゆる分野に参画できるまち、新たな仲間を地域で温かく迎え、いざというときは地域で助け合う、思いやりあふれる、いつまでも住み続けたいまちを目指します。

2 将来像の実現に向けた、現状と今後3か年の方向性

地域活動センターは、礪川・大原・向丘地域活動センターがリニューアルオープンしたことにより利用者数は増加傾向です。また、地域活動センターのリニューアルオープンに伴い「ふれあいサロン」事業の実施数も増えています。

しかしながら、町会・自治会の加入率は、平成24年度の65%に対し、27年度は66.4%とほぼ横ばいで、地域においては、人口は増加しているものの、高齢化や核家族化の進展の影響による地域コミュニティの希薄化など、依然として多くの社会的課題が複雑化し、かつ、多様化している状況にあります。他方、地震等の災害が各地で発生し、特に防災に対する地域コミュニティの大切さが見直されています。

このような中で、地域コミュニティ活動の核となる団体が必要であり、とりわけ長年、その活動の中心的な役割を果たしてきた町会・自治会の活動を支えていくことは重要な取組であります。さらには、NPOや事業者などの様々な地域活動団体との協働事業を推進することで、地域課題の解決を図って行く必要があります。

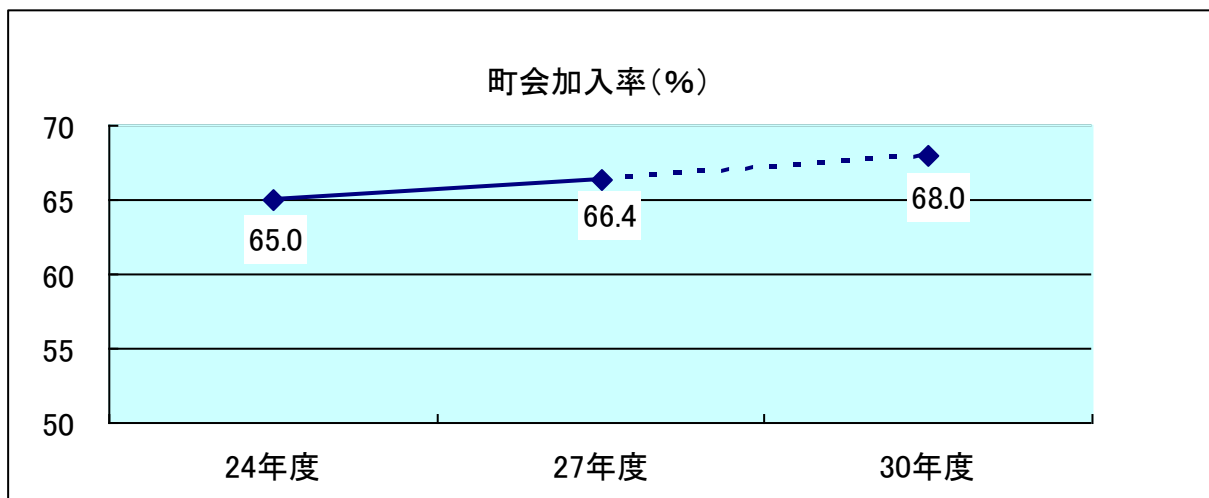
そこで、町会・自治会のPRや活動の支援など、地域コミュニティの活性化に取り組んでいきます。

また、地域の拠点施設としての地域活動センターの利用促進を図るとともに、地域活動センターなどの活動を通じ東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向けたおもてなしの心を育むような地域活動の支援を行います。

さらに、各種地域活動団体の拠点として地域活動センター及び区民センター内の文京区社会福祉協議会が運営する「ファミコム」の利用促進を図り、NPOや事業者などの様々な地域活動団体との協働事業を推進するとともに、新たな公共の担い手を創出することで、地域課題を解決し、豊かな地域社会の実現を図っていきます。

3 今後3か年の方向性の実現度を測るための指標

(1) 地域コミュニティの活性化



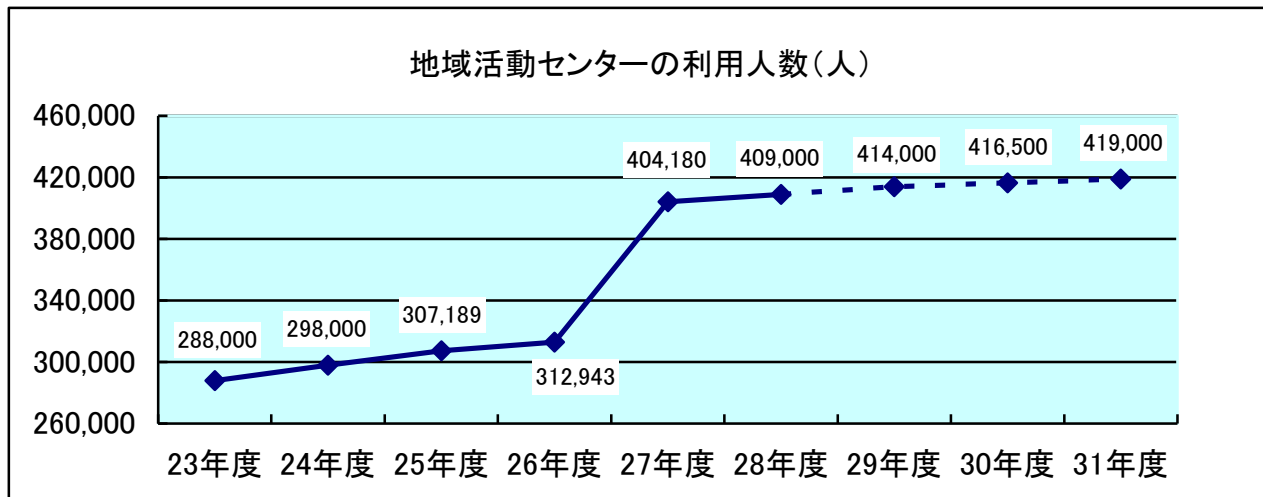
※ 出典：「文京区政に関する世論調査」

【指標の内容、設定理由・根拠】

地域コミュニティの活性化を図るためには、町会・自治会の継続した運営が必要です。そのためには、町会・自治会への更なる加入促進を推進することが重要であることから、町会・自治会への加入率を指標とします。

町会・自治会への加入者が増えることで地域の交流がより一層活発になり、地域の活性化につながることから、町会活動の周知をはじめとする支援体制の拡充や、地域の様々な交流事業の機会を捉えたマンション住民への働きかけなどによる加入促進を図り、過去の実績などを踏まえて、平成30年度までに68.0%の加入率を目指します。なお、加入率の実績値は3年に一度の世論調査により推計します。

(2) コミュニティ意識の醸成

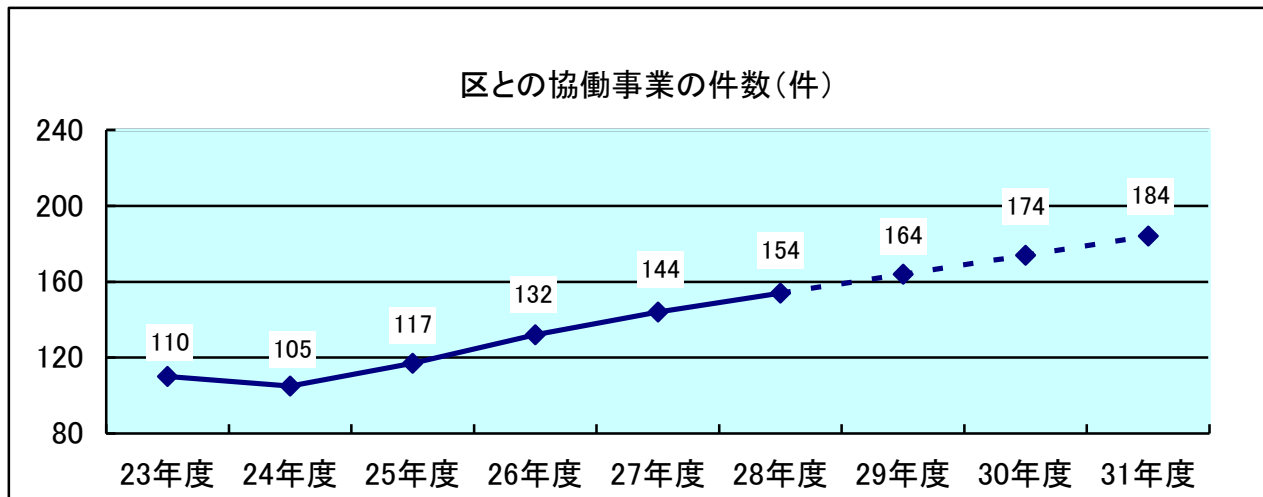


【指標の内容、設定理由・根拠】

地域コミュニティの活性化には、地域活動団体や地域住民の方々の活動の場が必要です。地域活動センターの会議室の利用者と、ふれあいサロン事業などの参加者を合計した利用人数を指標とし、地域の方々が気軽に参加できる交流・活動の場として地域活動センターの利用促進を図ります。

利用人数については、礪川・大原・向丘地域活動センターのリニューアルに伴い、平成27年度以降、大幅に増加しています。そこで、29年度は、過去の実績や音羽地域活動センターがリニューアルオープンすることを踏まえ5,000人増とし、その後は、毎年度2,500人増加を目指します。

(3) NPOや事業者などの様々な地域活動団体との協働事業の推進



【指標の内容、設定理由・根拠】

協働の推進について検討する庁内組織である協働推進委員会で組織横断的に協働を推進し、NPOや事業者などの様々な地域活動団体との協働事業を実施することで、地域課題の解決を図り、豊かな地域社会の実現を目指していきます。

区民参画現況調査による、区と地域活動団体等との協働事業の件数を指標とし、過去4年間の平均増加件数を踏まえて、毎年度10件の増を目標値とします。

4 将来像の実現に向けた、今後3か年の計画事業

| 番号 | 区分 | 事業名 | 事業概要 | 所管部 |
|-----|----|-------------------|---|-----|
| 122 | レ | 町会・自治会活動の支援 | 地域コミュニティの活性化を図るため、町会・自治会への加入促進や魅力ある地域活動を展開するための支援を行うほか、課題解決のための助言を行います。 | 区民部 |
| 123 | レ | 地域活動センター・区民会館の整備 | 地域コミュニティの拠点である地域活動センターの機能や、地域活動の場の充実を図るため、複合施設として建て替えを行います。 | 区民部 |
| 124 | | 地域活動センター運営の充実 | 身近な区民サービスを提供する地域活動センターの利用促進を図るとともに、地域コミュニティの拠点である地域活動センターの円滑な運営管理を行います。 | 区民部 |
| 125 | レ | ふれあいサロン事業 | あらゆる世代が気軽に地域活動に参加できる交流の場を提供するとともに、地域活動を担う人材発掘・育成を支援するため、様々なふれあいサロン事業を実施し、住民の相互交流を促進します。平成31年度には全地域活動センターで実施し、地域コミュニティの更なる活性化を図っていきます。 | 区民部 |
| 126 | レ | *新たな公共の担い手との協働の推進 | 社会福祉協議会が運営する、中間支援施設「フミコム」との有機的な連携を図りながら、地域課題の解決を図る担い手の創出や団体の育成に取り組んでいきます。また、NPOや事業者など、多様な主体との協働事業を推進することで、地域課題を解決し、豊かな地域社会の実現を図ります。 | 区民部 |

*新たな公共 これまで地方自治体が提供主体と認識されてきた公共的サービスについて、地方自治体だけでなく、区民、地域活動団体、NPO、事業者など地域の様々な主体が担うこと。

| | | | | |
|-----|---|----------------------------|--|-----|
| 127 | レ | 男女平等参画の推進 と人権啓発 | <p>性別にかかわらず平等な立場で様々な機会に参画できる男女平等参画社会の実現を目指し、男女平等センターを拠点とした情報提供や意識啓発などの充実を図るとともに、ダイバーシティ(多様性の受容)の観点を踏まえて、性的指向、性的自認に起因する差別などを含め、多様な人権について区民への周知と職員への啓発を行います。</p> | 総務部 |
|-----|---|----------------------------|--|-----|

3-2 産業振興

1 将来像

豊かな区民生活を支える、活力みなぎる産業と商店のあるまち

地域の特性を活かした産業振興を積極的に推進することによって、未来を担う子どもたちがあこがれ、より豊かで文化的な区民生活を支える、活力みなぎる産業のあるまちを目指します。また、利用者の多様なニーズに対応し、安心して買い物ができる商店のあるまち、子どもから高齢者まで多くの人でにぎわう活気にあふれるまちを目指します。

2 将来像の実現に向けた、現状と今後3か年の方向性

国が実施した経済センサスの調査によれば、平成24年と26年の、区内事業所の従業者数及び事業所数をそれぞれ比較すると、従業者数は3,463人増加し、事業所数も55事業所増加しています。

内閣府の月例経済報告では「景気は、このところ弱さもみられるが、緩やかな回復基調が続いている」（平成28年9月）とされており、「先行きについては、所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復に向かうことが期待される」が、先行きの不透明さは否めない状況です。

商店街を取り巻く環境は、消費者ニーズの多様化、インターネット通販の普及、複合店舗との競争、経営者の高齢化や後継者難など、様々な理由により厳しい状況となっています。さらに本区の商店会加入数が減少傾向にあるなかで、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を見据え、外国人への対応力の強化も求められています。

また、消費者教育の推進に関する法律が施行され、各年代に適した体系的な消費者教育を実施することが求められています。

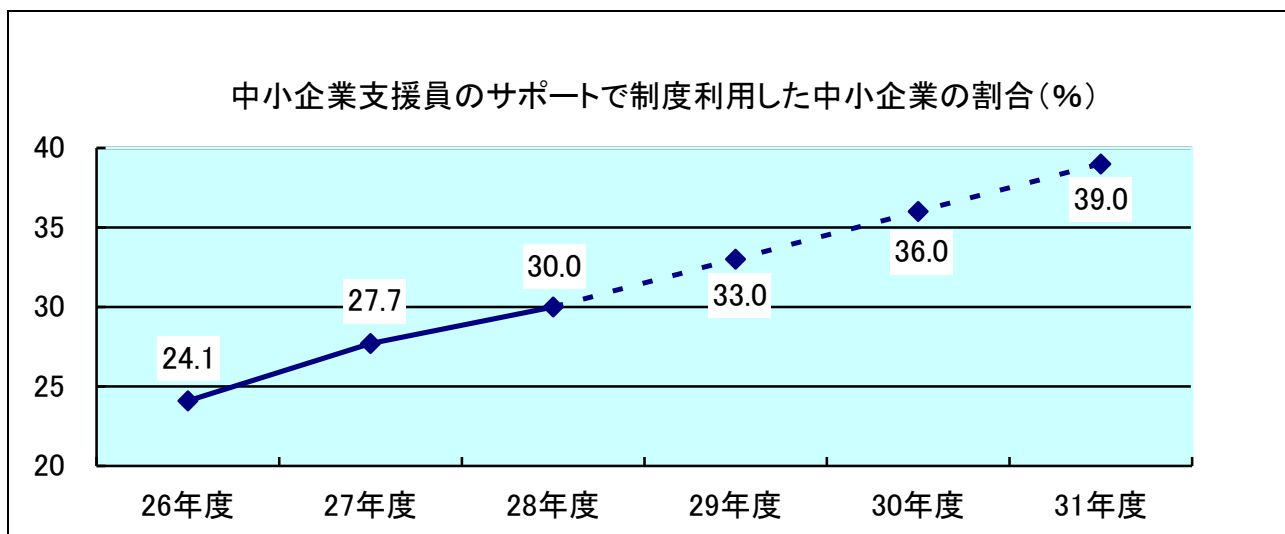
そこで、異業種交流によって企業間交流、販路拡大、経営課題の解決等につながりをもたせることにより、産業の振興を図るとともに、産業競争力強化法により認定された創業支援事業計画に基づき、地域の支援機関等と連携して、起業希望者を支援し、区内での創業を促進します。

また、販売促進事業や環境整備事業補助等を活用して、商店街を活性化するとともに、商店の商店会への加入を促進します。

さらに、区民がより良い消費生活を送れるよう、消費者トラブルを防止するための様々なテーマの研修会を各年代の特性に配慮しながら実施することで、消費者の自立を支援します。

3 今後3か年の方向性の実現度を測るための指標

(1) 中小企業の経営基盤強化



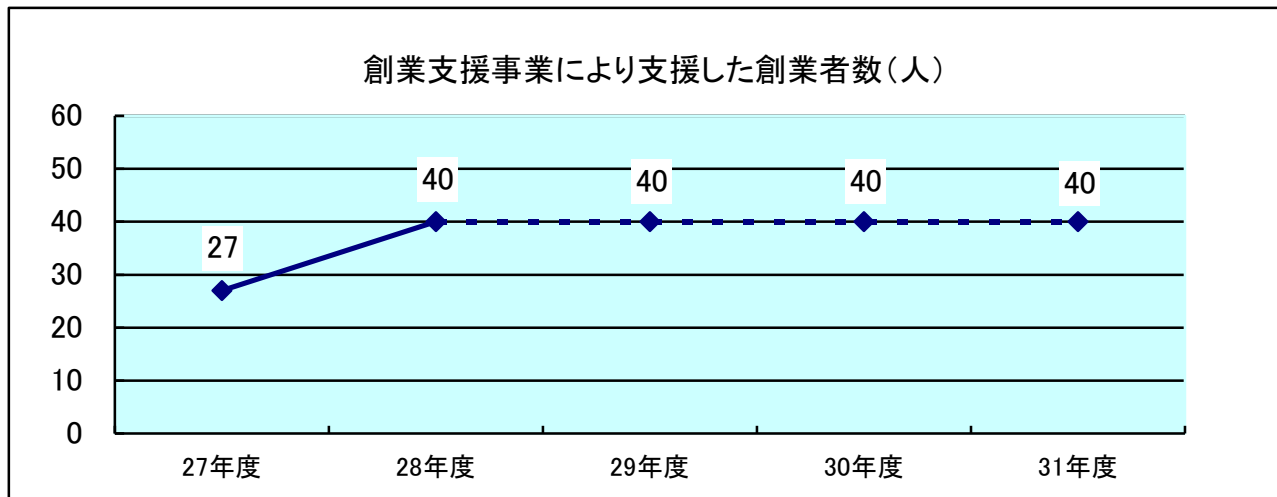
【指標の内容、設定理由・根拠】

平成26年度から、企業で経営等に携わった経験のある専門職員を雇用し、区内中小企業を巡回して経営や事業の課題解決などのサポートを行う中小企業支援員制度を開始しました。

中小企業支援員は、経営に関する相談を受け解決策を助言するとともに、中小企業の経営基盤の強化に向け、区内中小企業の現状や課題にあった施策の紹介や申請手続きの支援を行っています。

そこで、中小企業支援員が訪問した中小企業のうち、国や都、区の支援制度を利用し、経営基盤の強化を図った企業の割合を指標とし、区内産業の活性化に取り組みます。

(2) 創業支援の充実

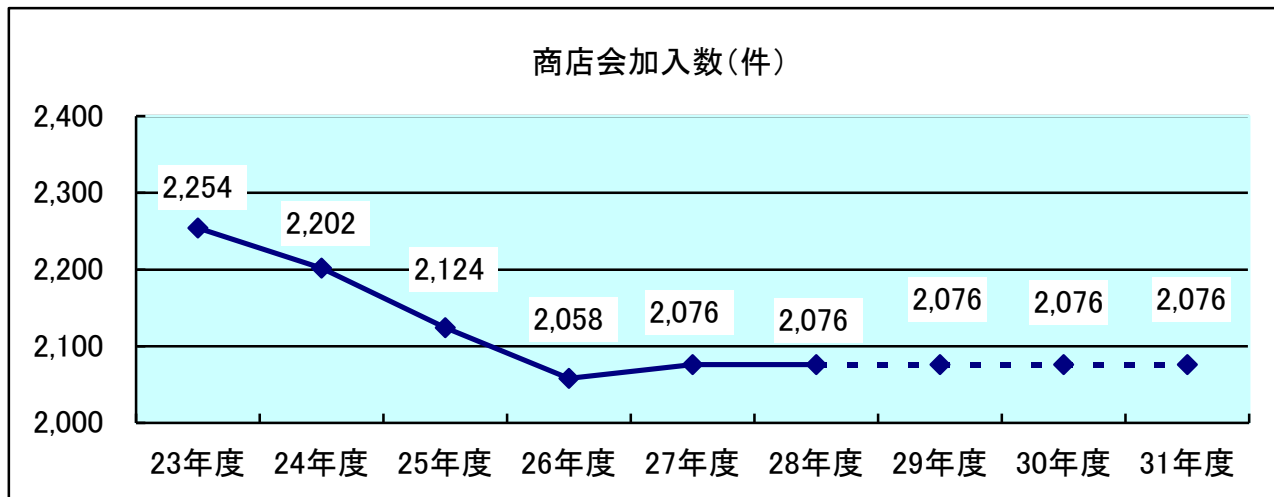


【指標の内容、設定理由・根拠】

民間活力を高めるためには、地域の開業率を引き上げ、雇用を生み出し、産業の新陳代謝を進める必要があります。区では、産業競争力強化法により認定を受けた創業支援事業計画（平成27年度～平成29年度）に基づき、創業支援セミナー等の創業支援事業を実施しています。

そこで、創業支援事業により支援した創業者の数で成果を測ることとし、具体的には、セミナー受講者のうち創業した方及び中小企業向け融資あっせん制度の創業支援資金を利用した方の合計数を指標とします。

(3) 商店街の活性化



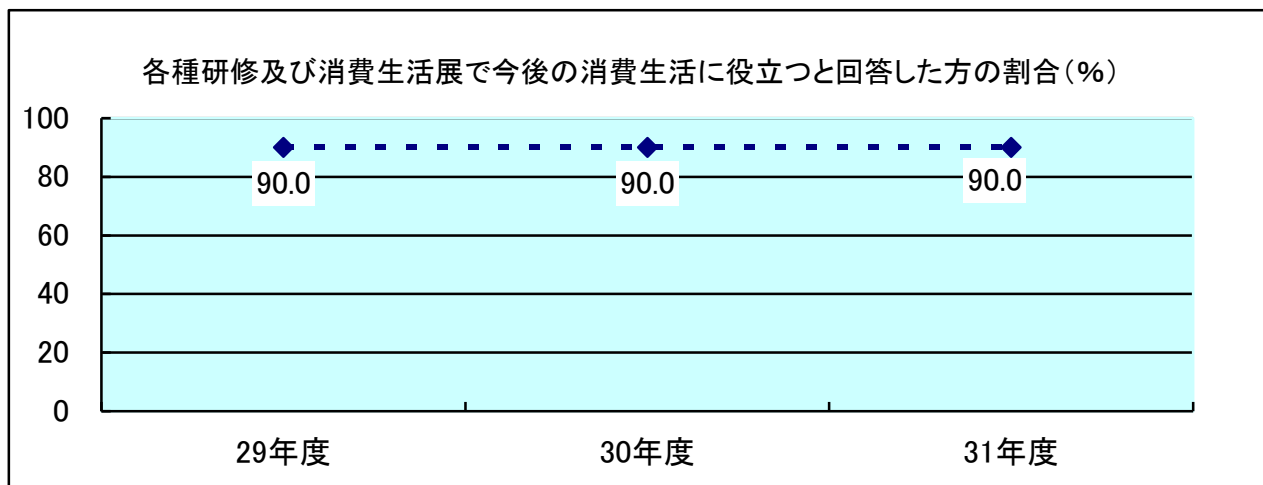
【指標の内容、設定理由・根拠】

商店街は、地域の住民や働く人にとって身近な商品・サービスを提供するだけでなく、まちのにぎわいを創り出すために欠かせない存在であることから、区内商店会に加入する店舗の数を指標とします。

この結果に基づき、必要となる商店街活性化策について検討し、商店街振興施策の充実を図ります。

過去の実績を踏まえ、店主の高齢化などに伴い廃業する場合もあることから、現状維持を目指します。

(4) 消費者の自立支援



【指標の内容、設定理由・根拠】

より良い消費生活を送るためには、消費者被害の未然防止や消費者の自立支援等について、様々な手法による啓発や情報提供が必要です。

その一環として、あらゆる世代に応じ適切なテーマを選定した各種研修や、区内登録消費者団体による研究成果の発表及び関係団体による展示を行う消費生活展を開催します。

そこで、各種研修受講者及び消費生活展来場者が、今後の消費生活に役立つと回答した方の割合を指標とします。アンケートにおいて「おおいに役立つ」「役立つ」「あまり役立たない」「全く役立たない」の選択肢のうち、「おおいに役立つ」及び「役立つ」と回答した割合が9割以上になることを目標とします。

4 将来像の実現に向けた、今後3か年の計画事業

| 番号 | 区分 | 事業名 | 事業概要 | 所管部 |
|-----|----|---------------|---|-----|
| 128 | | 就労支援対策事業 | 若者を中心とした求職者に対して、就職活動に役立つ情報の提供やビジネススキルアップの講座等を開催するとともに、ハローワーク飯田橋等の雇用労働関係機関と連携して、求職者と区内中小企業とのマッチングを図ります。 | 区民部 |
| 129 | レ | 中小企業支援事業 | 区内中小企業に向けて、経営相談や企業経営の専門家(中小企業支援員)派遣による経営支援、融資あっせんによる金融支援、様々な補助金を活用した研究開発や営業活動の支援を行うとともに、企業同士の交流を図る場を設けて商談や経営ノウハウの共有化などを促進します。さらに、新たな創業を支援することで、区内産業の活性化を図ります。 | 区民部 |
| 130 | | チャレンジショップ支援事業 | 区内商店街の空き店舗で創業した事業者に対して、店舗賃借料の一部助成及び専門家の現地派遣による経営診断を実施します。 | 区民部 |
| 131 | | 大学発ベンチャー支援事業 | 区内産業の発展及び新産業の創出を図るため、大学の研究成果を活用した起業や学生自身による起業など、大学発ベンチャー企業の新製品や新技術の開発等に要する経費の一部を助成します。 | 区民部 |
| 132 | 新 | 医療関連産業支援事業 | 文京区の医療機器産業と連携を希望する自治体と、医工連携に係る協議会の設置・運営を行い、共催事業を開催します。また、区内医療機器関連企業が海外展示会に出展するためのセミナーを開催します。 | 区民部 |

| | | | | |
|-----|---|--------------|---|-----|
| 133 | 新 | 仕事とくらしの調和事業 | 区内中小企業に向けてワークライフバランスを推奨するための講演会や研修会などを行います。 | 区民部 |
| 134 | | 産業情報の発信 | 区内中小企業が必要とする経済、経営等の情報の発信・提供を行い、区内産業の振興・発展を図ります。 | 区民部 |
| 135 | レ | 商店街支援事業 | 商店街販売促進事業補助や商店街環境整備事業補助等を活用して商店街を活性化するとともに、商店の商店会への加入を促進します。 また、これらの事業について、*エリアプロデューサーを設置することで、より効果のある活用を可能にします。 | 区民部 |
| 136 | 新 | 文京ウェルカム商店街事業 | 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を見据え、文京区を訪れる外国人を店舗で暖かく迎えるため、外国人対応に関するセミナーや補助事業を実施します。 | 区民部 |
| 137 | | 消費者啓発・教育の推進 | 消費生活に関する知識を習得するため、出前講座・研修会の実施、情報誌の作成を行うとともに、地域住民に啓発活動を行う人材を育成します。 | 区民部 |
| 138 | | 消費生活相談室運営 | 複雑化・高度化している消費生活相談に対して迅速かつ的確に対応するため、相談室の運営強化を図り、消費者の安心安全な消費生活に寄与します。 | 区民部 |

*エリアプロデューサー 全国の様々な商店街施策に精通し、商圈分析を基に具体的な企画立案を支援する専門家

3-3 生涯学習

1 将来像

いつでも、だれでも、自分に合った「学び」と出会えるまち

区民の豊かな人生をサポートするとともに、「文教の府」とも呼ばれる文京区の貴重な財産を活かして、多様なニーズに応じた「学び」の機会を提供します。また、いつでも、どこでも、だれでも学びたいと思ったときに、気軽に、楽しく、自分に合った「学び」を見つけて成長することができる生涯学習日本一のまちを目指します。

2 将来像の実現に向けた、現状と今後3か年の方向性

本区では、区内にある19の大学や様々な企業と協働し、特色ある学びの機会となる「文京アカデミア講座」を開講する等、「区内まるごとキャンパスに～「文の京」、豊かな学びと交流を生み出すまち～」の実現を目指し、いつでも、どこでも、だれでも様々な学習や活動ができるよう、生涯学習の場や機会の充実に取り組んでいます。

また、生涯学習の成果を活かす仕組みとして「文の京生涯学習司」や「文の京地域文化インタープリター」資格制度を設け、人材育成、活動の場や機会の提供に取り組んでいるところです。

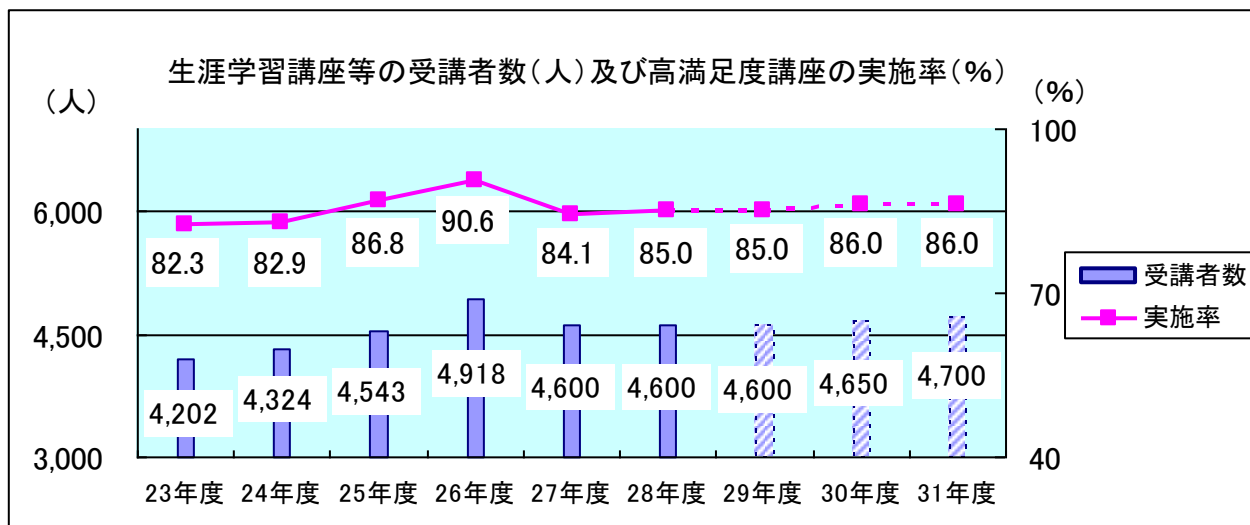
今後は、より広い層の区民が講座に参加できるように、更にわかりやすい情報提供に努めます。

また、学習から活動までスムーズに接続する仕組みや、学ぶ人たちからなるコミュニティを形成し、多様な知識や能力をもった人の活動を支援する仕組みを構築します。

さらに、改修工事を終え、快適な読書環境が整った真砂中央図書館において、今まで以上に充実したサービスを提供するとともに、地区館においても閲覧スペースの整備等の機能拡充を図り、高品質なサービス提供に努めます。

3 今後3か年の方向性の実現度を測るための指標

(1) いつでも、どこでも、だれでも学習や活動ができる機会の提供・充実



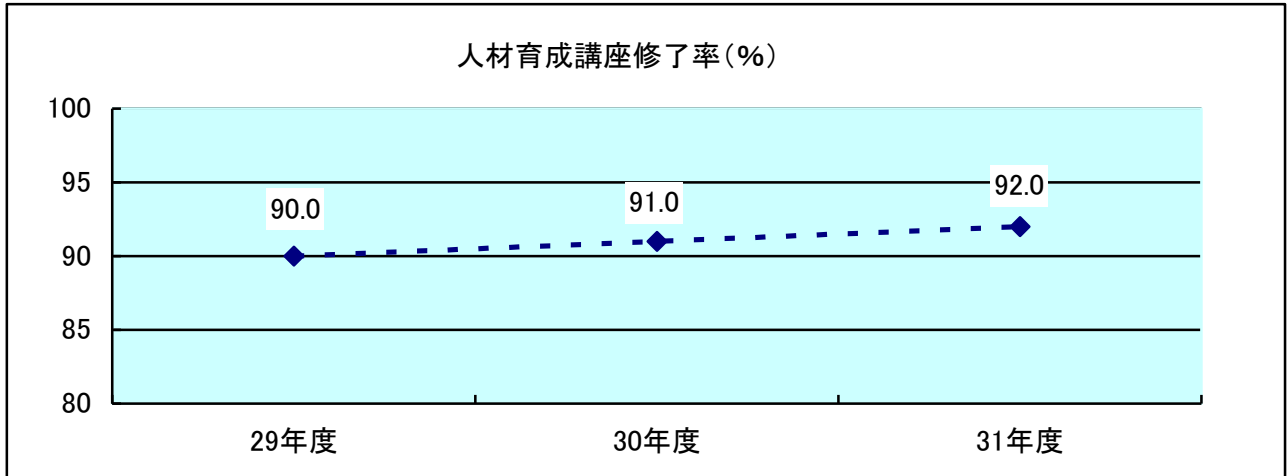
【指標の内容、設定理由・根拠】

より多くの区民が自分に合った「学び」を見付けることができるよう、文京アカデミア講座を始め、様々な講座や講演会について、バラエティに富んだ学習機会の提供・充実が求められています。

そこで、生涯学習講座等の受講者数及び受講者満足度の高い講座実施率を指標とし、区民の生涯学習活動への参加を促進します。

なお、受講者数については3年間で4,700人、満足度80%以上の講座（高満足度講座）等が全体の86%となることを目指します。

(2) 学びの成果を活かす機会の提供・充実



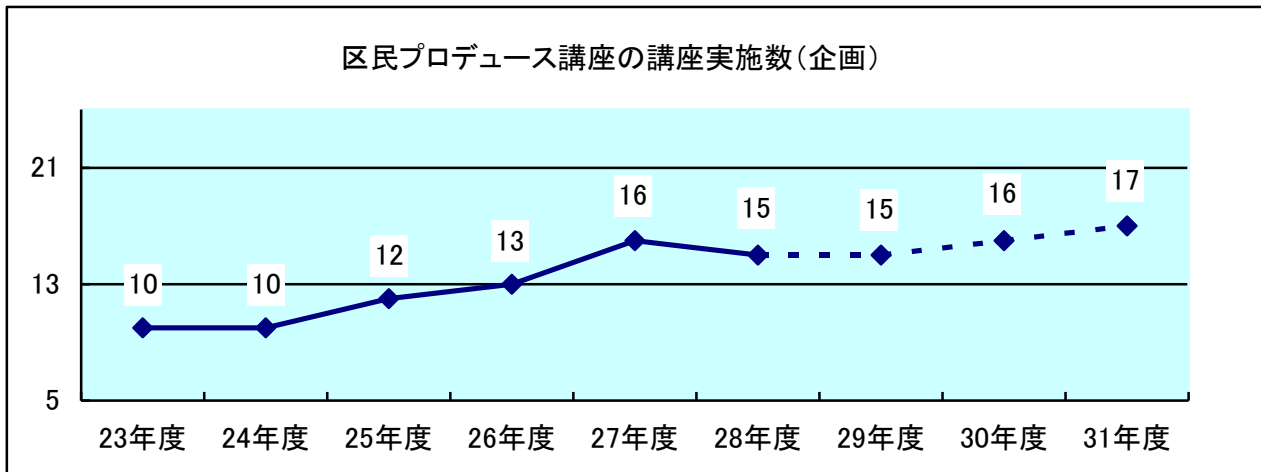
【指標の内容、設定理由・根拠】

生涯学習活動に貢献する人材の育成を目的として、文の京生涯学習司、文の京地域文化インタープリター及びアカデミアサポーター等の養成講座を実施しています。

そこで、生涯学習支援者の拡充状況を捉えるため、人材育成講座のうち、資格の新規取得を目的とした講座の修了率を指標とし、生涯学習活動に貢献する人材の育成に取り組みます。

なお、3年間で修了率92%を目指します。

(3) 学びの継続を通じたまちづくり



【指標の内容、設定理由・根拠】

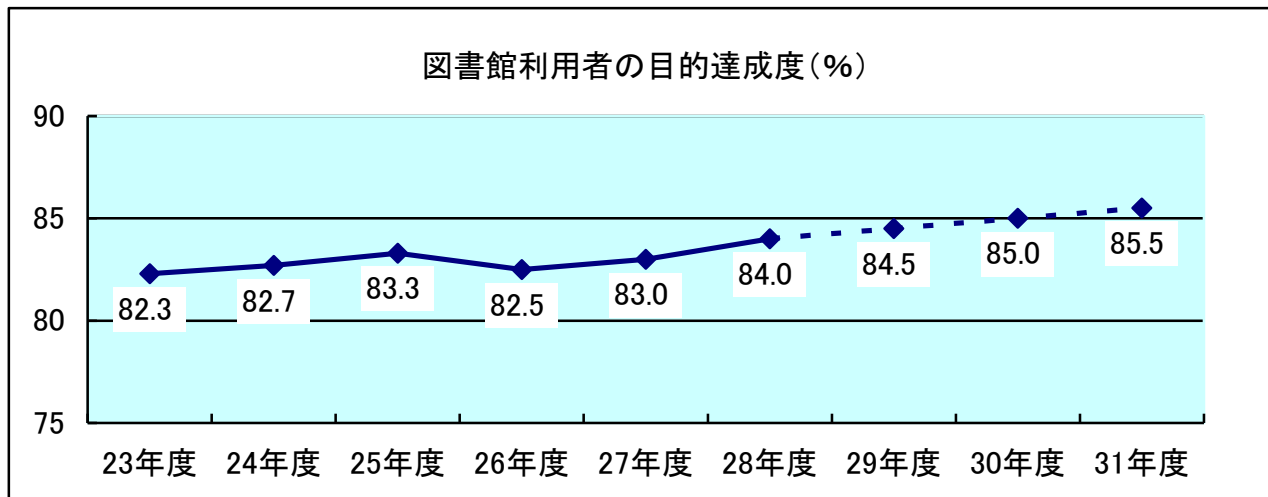
区民からの企画を公募する区民プロデュース講座は、区民の学習成果を活かし地域に根ざした生涯学習を推進することを目的として実施しています。

また、本講座は、企画の提案者だけではなく、講座選定や実施に向けたコーディネーターなども、区民との協働により実施しています。

そこで、区民プロデュース講座の実施数を指標とし、一人ひとりの学びの成果を活かす機会の拡充に努めます。

今後、3年間で17企画の実施を目指します。

(4) 図書館サービスの充実



【指標の内容、設定理由・根拠】

区立図書館では、指定管理者の評価に資するとともに、図書館サービスの向上のため、毎年度利用者アンケートを実施し、利用者の動向や様々な項目について調査しています。

その中の図書館への来館時の目的達成度について、「満足」と「やや満足」を合計した数値を指標とし、更なる利用者サービスの向上に努めます。

図書館への来館時の目的を達成し、より多くの図書館利用者に「満足」・「やや満足」と評価されることを目指します。

4 将来像の実現に向けた、今後3か年の計画事業

| 番号 | 区分 | 事業名 | 事業概要 | 所管部 |
|-----|----|---------------------|--|----------|
| 139 | | 大学連携の推進 | 区内大学との連携を進めるため、連携担当者会議や学長懇談会を実施します。 | アカデミー推進部 |
| 140 | | 生涯学習講座 | 地域、文学、歴史・社会、自然科学、芸術、くらし、語学、健康・スポーツ等、バラエティに富んだ講座を行い、いつでも、どこでも、だれでも学習や活動ができる機会を提供します。 | アカデミー推進部 |
| 141 | | 生涯学習相談 | 区民がそれぞれのニーズや目的に応じて生涯学習に取り組めるよう、相談コーナーを設置し、生涯学習に関する講座等を総合的に紹介します。 | アカデミー推進部 |
| 142 | | 生涯学習支援者の育成及び活動機会の提供 | 地域の生涯学習のリーダーとなる*生涯学習司、地域文化事業に貢献する*地域文化インタープリター、アカデミア講座の運営を支援するアカデミアサポーターなど生涯学習支援者の育成を図るとともに、活動の機会を提供します。 | アカデミー推進部 |
| 143 | 新 | 小石川図書館改築検討委員会の設置 | 地域の情報拠点であるとともに、地域住民のコミュニティの場として、あらゆる世代に快適な空間を提供するため、老朽化の進む小石川図書館の改築を検討します。 | 教育推進部 |

*生涯学習司 生涯学習に関する一定の知識とスキルを習得し、生涯学習事業の企画・調整ができる地域のリーダーとして区が認定した者

*地域文化インタープリター 地域文化の価値を理解するために必要な知識や技術を習得し、案内役として区が認定した者

3-4 文化振興

1 将来像

「文の京」の文化や歴史を伝承し、創造する、
心豊かで潤いのあるまち

区内に存在する多くの伝統文化や歴史・文化資産と共に生き、後世に伝えることを目指します。また、多くの区民が文化・芸術活動に参加できる機会や発表する場の提供などを行うことにより、文化の創造を支援し、身近に文化にふれることのできる、心に潤いのあるまちを目指します。

2 将来像の実現に向けた、現状と今後3か年の方向性

本区には、由緒ある寺社や庭園などの文化財や史跡が多くあり、森鷗外、夏目漱石や樋口一葉など多くの文化人が住み、名作を著した地でもあります。また、大学を始めとした教育機関が集積し、ホール等の文化施設にも恵まれるなど、文化・芸術・歴史の香り高い、豊かな地域資源を持っています。こうした環境を活かし、文化芸術の持つ力を、様々な機会を通して区民が享受することができるよう、だれもが文化芸術に親しむことができる環境づくりや鑑賞・創造活動に対する支援を行い、情報の収集・提供に努めてきました。

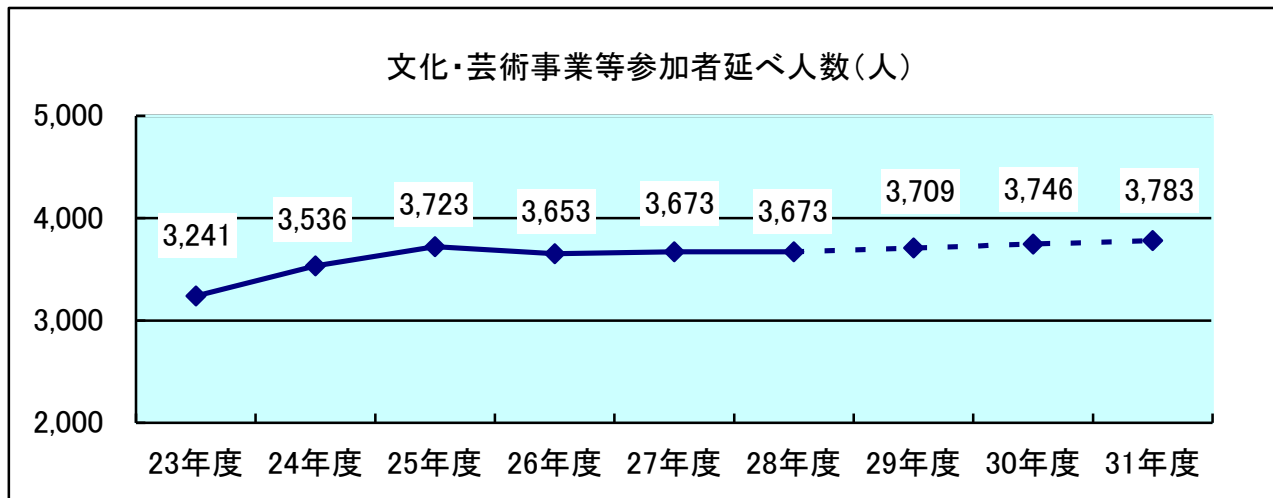
また、子どもや若者に対する伝統文化の継承や地域振興、国際理解への活動等が、今後の文化芸術振興の方向性として期待されています。

引き続き、区民の鑑賞・創造活動をより充実させるため、若年層も含めた作品の発表・鑑賞の機会など多様な場の提供等、文化芸術に触れ合う機会を増やし、日本の伝統芸能に興味・関心を持ってもらう活動の支援に努めます。

また、地域の伝統的な文化を将来に向けて継承し、まちの魅力として活用するための取組を進めるとともに、新たに東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた文化プログラムを通じた文化芸術への関心の喚起に努めます。

3 今後3か年の方向性の実現度を測るための指標

(1) だれもが文化芸術に親しむことができる環境づくり

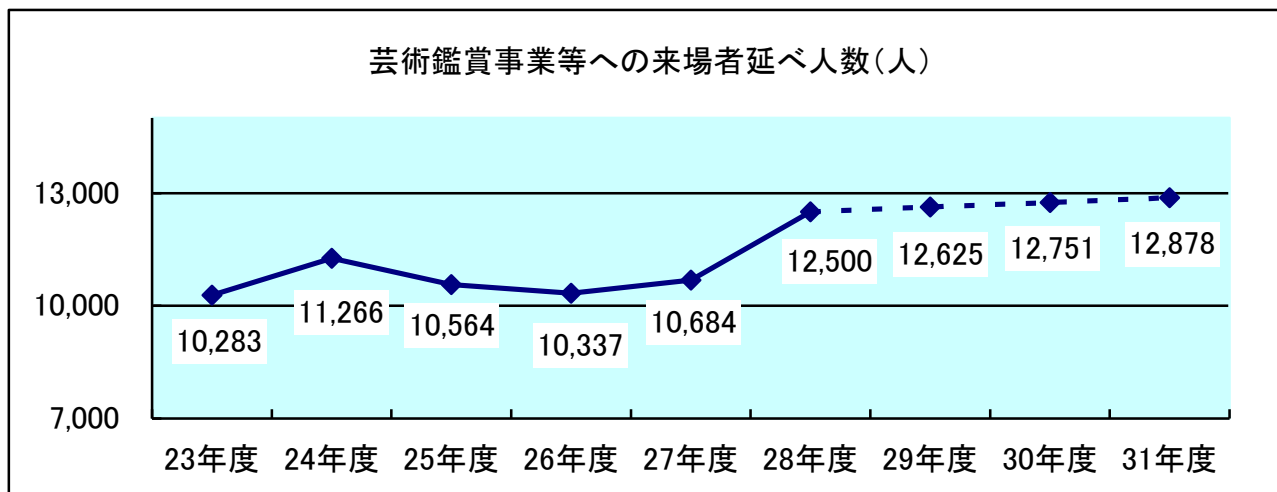


【指標の内容、設定理由・根拠】

文化・芸術の普及・発展のため、区民が日頃の成果を発表できる機会の提供に努めます。その成果を測るため、事業への参加者数を指標とします。

各運営団体・参加者の高齢化・硬直化が見受けられるところですが、文化・芸術に親しむことができる環境を整えていくため、興味や知識を高める講座や企画を充実させるとともに、幅広い世代の区民が文化・芸術に触れる機会や仕組みづくりを積極的に進めることで、毎年度1%以上の増加を目標とし、堅実に数値を伸ばしていくことを目指します。

(2) 文化芸術を鑑賞し、創造する活動の支援

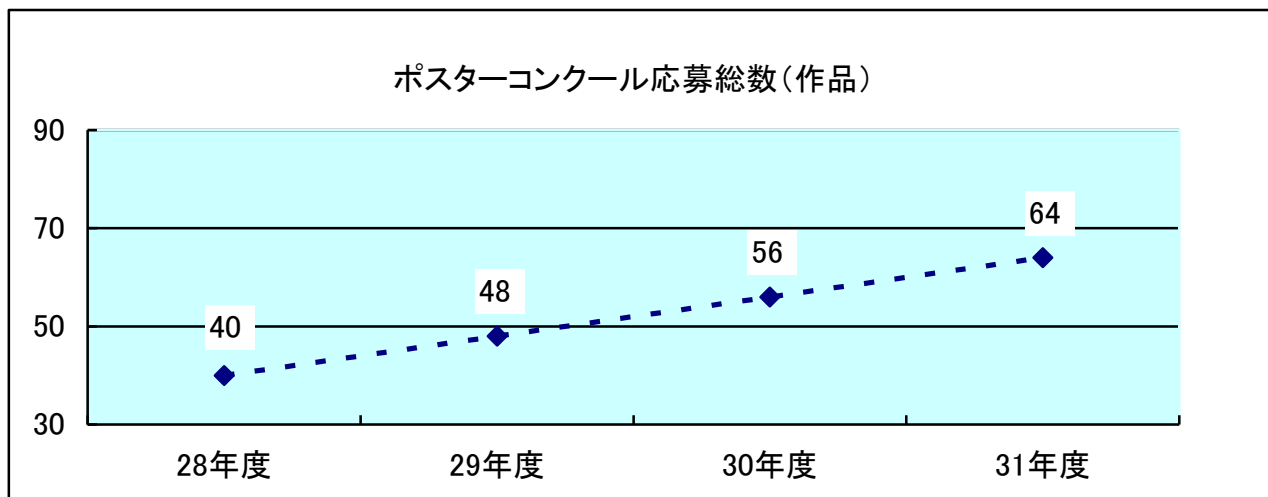


【指標の内容、設定理由・根拠】

シビックホールを文化・芸術活動の拠点とし、芸術鑑賞事業や区民参加型の事業を行うほか、地域の小・中学校や文化施設等における出前コンサートなどのアウトリーチ事業を行うことで、区民が身近に文化・芸術に触れ、体験し、創造できる場を提供しています。

これらの芸術鑑賞事業などへの参加者数は、区民の文化・芸術活動に対する関心のバロメーターになるとともに、その先の創造活動にもつながることが期待されるため、鑑賞事業及びアウトリーチ事業への来場者数を指標とし、毎年度1%程度の増を目標として、堅実に数値を伸ばしていくことを目指します。

(3) 文化芸術を創造する活動の支援



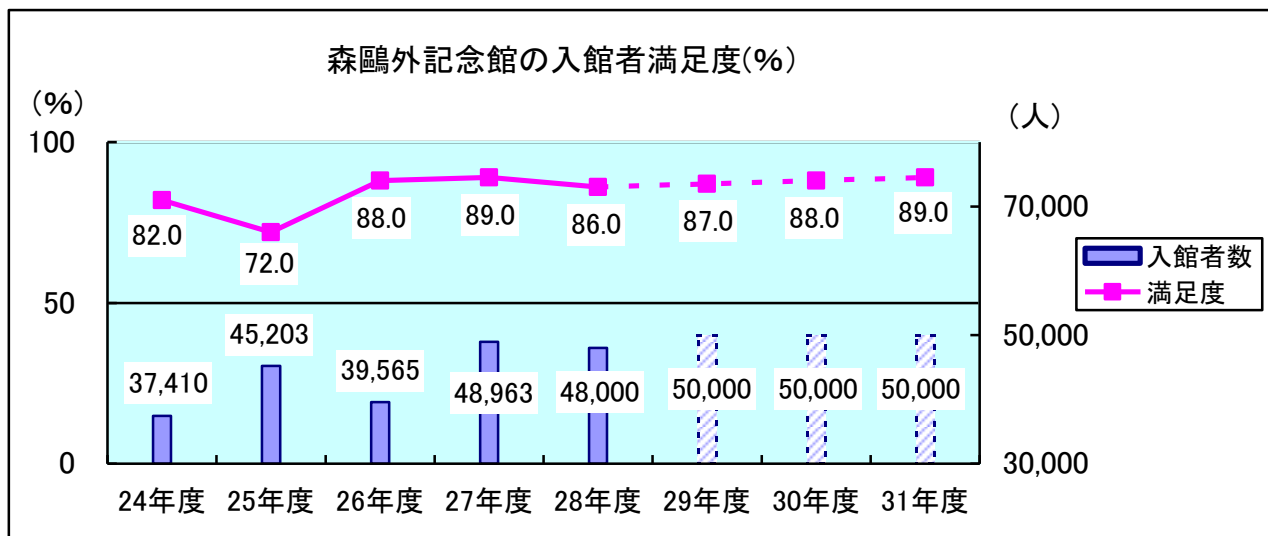
※ 28年度から事業開始

【指標の内容、設定理由・根拠】

ポスターコンクールは、区が主催する文化事業（各種つどい・大会）の実施に当たり、その周知を目的としたポスター等のデザイン案を広く区民等から募集するものです。作品を発表する機会を創出するとともに、応募作品を気軽に鑑賞できる場を提供することにより、文化芸術に触れ合う機会を増やし、日本の伝統芸能に興味・関心を持ってもらうことを目的としています。その成果を測るため、ポスターコンクールへの応募作品数を指標とします。

毎年度、8事業で募集を行い、1事業あたり5作品の応募を目指します。実施2年目となる29年度以降は、毎年度8作品の増を目標とします。

(4) 「文の京」の文化を守り、伝え、活用する仕組みづくり



※ 24年11月開館

【指標の内容、設定理由・根拠】

文京区ならではの文化や歴史の周知や継承、ゆかりの文化人の顕彰を進めていきます。森鷗外記念館においては、本区ゆかりの代表的文化人である文豪・森鷗外の生涯や活動を広く伝える様々な事業を行い、資料の有効活用に努めます。その成果を測るため、入館者へのアンケートによる満足度を指標とし、顕彰、普及啓発及び情報発信の効果を把握します。

平成24年11月の開館以来、27年度まで満足度は上昇傾向にあり、27年度は89.0%と高い値となりました。これ以上の大幅な上昇は難しいものの、引き続き、満足度を毎年度1ポイント上昇させ、現状の高い水準の更なる向上を目指します。

4 将来像の実現に向けた、今後3か年の計画事業

| 番号 | 区分 | 事業名 | 事業概要 | 所管部 |
|-----|----|----------------------|--|----------|
| 144 | | 文の京ゆかりの文化人顕彰事業 | 森鷗外を始めとして、文京区に足跡を残した様々な分野の代表的文化人を顕彰し、本区の多様な文化的資源の継承、発掘及び情報発信を進めます。 | アカデミー推進部 |
| 145 | | 文化財行政の推進 | 指定文化財について、地域での管理・活用方法を推進するとともに、様々な媒体で広く周知します。また、埋蔵文化財について、文化財的価値に応じた適切な管理を行い、出土品等の有効活用を図ります。 | 教育推進部 |
| 146 | レ | 協定締結都市等との文化交流事業 | 協定を締結している自治体と協働し、市民レベルの文化交流や相互の地域振興を図ります。 | アカデミー推進部 |
| 147 | 新 | 文化資源構想事業 | 千代田、文京、台東3区及び東京文化資源会議との協働により、様々な文化資源に関する情報を共有し、共同で発信します。文化資源の集積した地域としての価値や新たな資源を再発見し、内外に発信します。 | アカデミー推進部 |
| 148 | レ | アウトリーチ事業 | 学校や地域の文化施設など、区民にとって身近な場所で文化・芸術を鑑賞したり、創造的な活動を行ったりする機会を提供します。 | アカデミー推進部 |
| 149 | レ | シビックホールでの文化芸術振興事業の実施 | 芸術性の高い優れた音楽、舞台芸術、伝統芸能等の事業を実施するとともに、区民参加型の事業を実施し、区民が身近なホールで文化・芸術を体験し、創造できる場を提供します。 | アカデミー推進部 |

| | | | | |
|-----|---|-------------------------------|--|----------|
| 150 | レ | 文化祭／各種発表会 ／若手芸術家支援 | <p>多様な伝統文化の次世代への引継ぎと、後継者の育成を目的に各種発表の場を提供し、区民の文化・芸術活動の支援と普及・啓発を図ります。</p> <p>また、若年層を中心とした新たな文化の発信を目指し、ジャンルを超えた交流等を推進します。</p> | アカデミー推進部 |
|-----|---|-------------------------------|--|----------|

3-5 スポーツ振興

1 将来像

だれもが、いつでも、安全にスポーツに親しめるまち

だれもがそれぞれの体力や年齢、技術、興味、目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでも、安全にスポーツに親しむことで、豊かで健やかな生活を送ることのできるまちを目指します。

2 将来像の実現に向けた、現状と今後3か年の方向性

スポーツは心身の健康の保持・増進だけでなく、人や地域の交流を促進する等、区民が健康で豊かな生活を送ることに貢献しています。

そのため区では、施設設備の整備、スポーツ指導者の派遣、スポーツ大会の開催等、区民が様々なスポーツに触れる機会を提供してきました。

今後は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の成功を推進するため、全庁的な取組を行い、大会後のレガシー（有益な遺産）を意識した多角的な事業を行っていく必要があります。

そのため、スポーツ機会拡大を目的として、スポーツセンターの改修を始めとした施設の整備を行うとともに、地域で開催される各種スポーツ事業に従事するスポーツボランティアの育成を行い、スポーツ活動を支えていきます。

あわせて、スポーツを「観る」ことで、スポーツに親しみを持ち、スポーツに取り組む一助となるよう、プロスポーツ団体や大学等と協働し、スポーツを「観る」機会を増やしていきます。

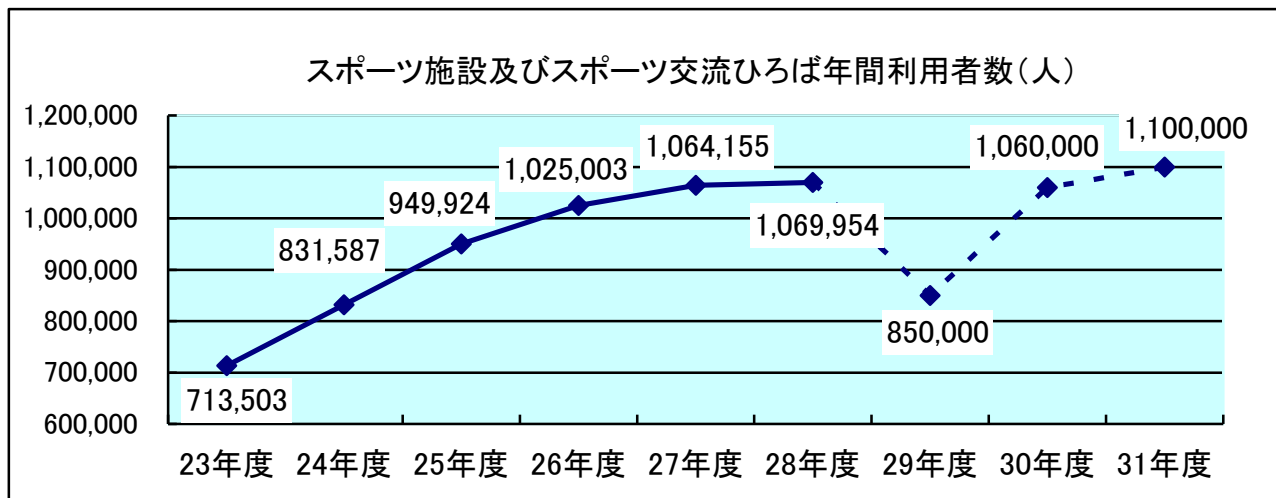
特に、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の気運醸成事業としての「観る」スポーツを広げることで、スポーツに親しみを持ち、スポーツに取り組む機会をつくることだけでなく、文化や観光資源、学校教育、おもてなしの心など、幅広い取組ができる契機としていきます。

さらに、いつでも、どこでも、だれでもスポーツを楽しめる環境整備を推進し、区民のスポーツ技術及び能力の向上を目指します。そして、スポーツを通じて人と人のつながりを育み、スポーツを中心とした地域コミュニティづくりを推進することにより、区民が自発的にスポーツを楽しむ意識の醸成につなげていきます。

また、スポーツ推進委員を始めとした区内スポーツ団体指導者向けの研修の機会を増やしその質を高めることで、スポーツ指導者の資質を向上させていきます。

3 今後3か年の方向性の実現度を測るための指標

(1) スポーツ機会拡大のための施設整備及び人材育成



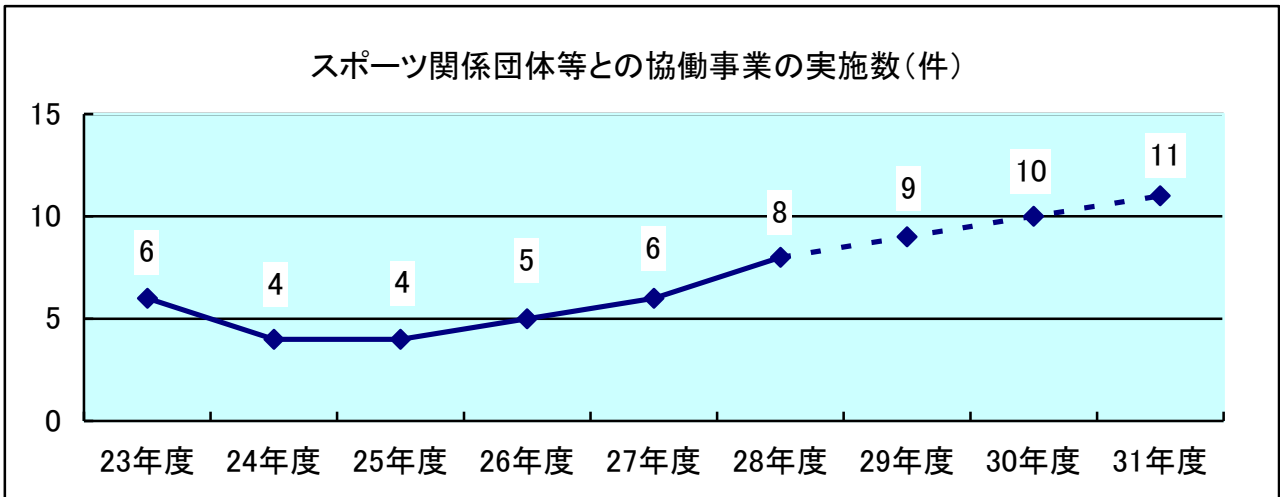
- ※ 小石川運動場 24年4月リニューアルオープン
- ※ 江戸川橋体育館 24年4月開館
- ※ 総合体育館 25年4月開館
- ※ スポーツセンター30年6月リニューアルオープン予定

【指標の内容、設定理由・根拠】

だれもが、いつでも、身近にスポーツができ、健康で豊かな生活が送れるよう、利用しやすいスポーツ施設の整備や情報提供に努めます。

その成果を測るため、公共スポーツ施設及びスポーツ交流ひろばの年間利用者数を指標とし、過去の実績を踏まえ、スポーツセンター改修工事による利用者数の変動を勘案し、平成29年度の目標数値を設定しました。改修工事終了後、31年度までには、スポーツ交流ひろば利用者を含め1,100,000人の利用を目指します。

(2) スポーツ関係団体等との連携強化



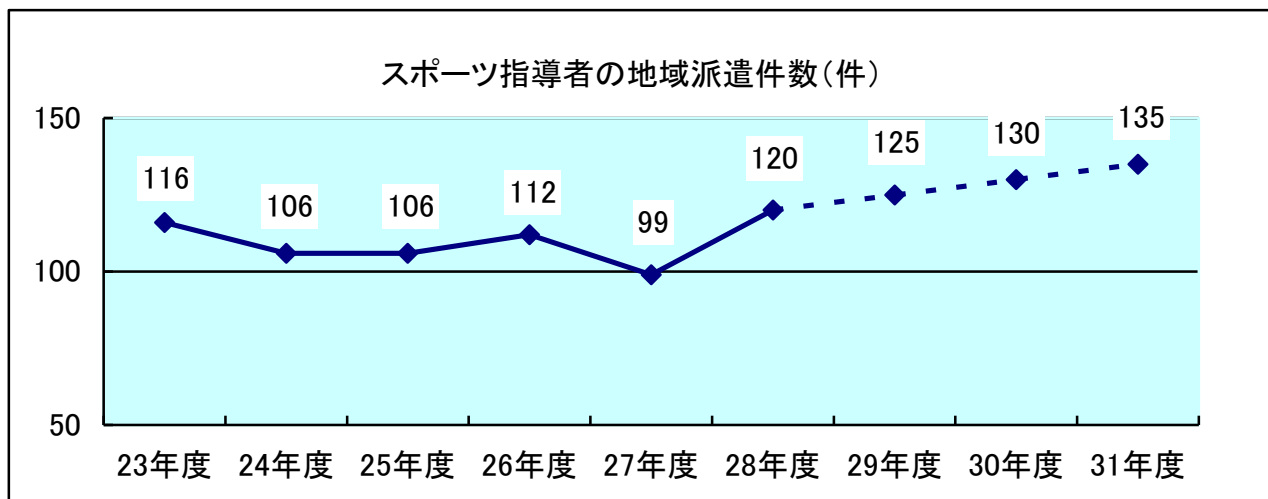
【指標の内容、設定理由・根拠】

区内には、講道館、日本サッカー協会及び日本バスケットボール協会等のスポーツ団体や、スポーツ関連企業、大学等のスポーツに関わりのある団体が多数あります。

そこで、各種団体との協働事業数を指標とし、区内団体・企業との協働事業を通じて多様な競技種目を紹介することにより、広く区民にスポーツへの関心を高めていきます。

スポーツをより身近なものとするため、企画段階から、区内プロスポーツ団体、スポーツ関連企業等との連携を密にし、平成31年度には11件のスポーツ体験教室や講演会、大会等を開催していきます。

(3) 区民のスポーツ技術と能力の向上

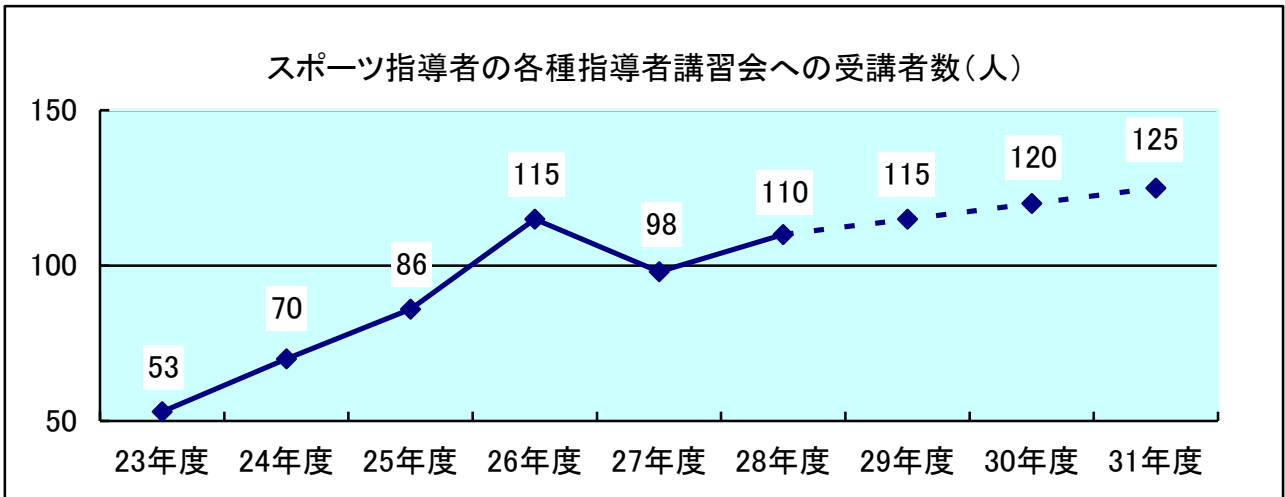


【指標の内容、設定理由・根拠】

区民が安全にスポーツに親しみ、その技術向上を図るためには、高い専門性や熟練した指導方法を習得した指導者による支援が必要です。

そこで、スポーツ指導者の地域派遣件数を指標とし、日程の重複等により実績は伸び悩んでいますが、団体間の調整や区報・ホームページ等による広報活動を一層行うことで、平成31年度には派遣件数135件を目指します。

(4) スポーツ指導者の育成



【指標の内容、設定理由・根拠】

区民が安心かつ安全にスポーツに親しみ、スポーツ技術の向上を図るためには、各種教室等に派遣できる十分な人数のスポーツ指導者等の育成が不可欠です。

そこで、スポーツ指導者の各種指導者講習会への受講者数を指標とし、新たに指導者等に就任する人材の確保に努めるほか、各種指導者講習会への受講促進のための広報啓発活動を実施することにより、受講者数の増加に努め、平成 31 年度には受講者数 125 人を目指します。

4 将来像の実現に向けた、今後3か年の計画事業

| 番号 | 区分 | 事業名 | 事業概要 | 所管部 |
|-----|----|-------------------------|---|----------|
| 151 | | スポーツ交流ひろば (スポーツ開放)事業 | 区民がより身近な場所でスポーツを楽しめるよう、区立小・中学校施設を開放します。また、実施日には指導員を配置し、安全管理及び実技指導を実施します。 | アカデミー推進部 |
| 152 | | スポーツセンターの改修 | 安全で快適なスポーツ環境を提供するため、老朽化したスポーツセンターの全面的な改修工事を実施します。改修に当たっては、施設全体のバリアフリー化を図るとともに、電気、空調、給排水設備等を更新し、省エネルギー対策にも対応します。 | アカデミー推進部 |
| 153 | | スポーツ指導者の育成と活用 | スポーツに関する専門技術や指導技術、安全確保能力に長けたスポーツ指導員を育成するための講習会を実施します。 また、学校や地域スポーツ団体等に指導員を派遣し、地域住民主体の活動を支援します。 | アカデミー推進部 |
| 154 | | スポーツ関係団体等との協働事業の推進 | 区内のプロスポーツ団体やスポーツ関連企業、大学等との協働により、スポーツの機会を拡大するため、講習会や教室、イベント等を実施します。このことにより、「観るスポーツ」を区民のレクリエーションの一つとして定着させていきます。 | アカデミー推進部 |

| | | | | |
|-----|---|-------------------------------|--|----------|
| 155 | レ | 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の推進 | 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向け、様々な気運醸成事業等を実施します。 また、大会終了後のレガシーとして、区民のスポーツや観光、自国の文化などへの関心をより一層高め、併せて文化振興及びスポーツ振興に寄与する事業として展開します。 | アカデミー推進部 |
|-----|---|-------------------------------|--|----------|

| 【行財政運営の視点】 | |
|--------------------------------|--|
| 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会への対応 | |
| 現 状 | 平成 25 年 9 月に、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催が決定したことを受けて、26 年度から本区でも大会を盛り上げるために様々なイベントや事業を実施しています。28 年度は、シビックセンター地下 2 階区民ひろばで、リオデジャネイロ 2016 オリンピック・パラリンピック競技大会のパブリックビューイングを行うなど、気運の醸成を図る事業等を実施しています。 |
| 課 題 | 東京 2020 大会を契機として、国際交流や国際理解、おもてなしの心、日本文化の発信や多言語化対応、無料公衆無線 LAN の整備やバリアフリーのまちづくり、公衆・公園等トイレの整備等、ソフトとハードの両面で準備を進めていく必要があります。 また、パラリンピックの開催を通じて障害のある人もない人も互いに尊重し、支えあう共生社会を実現するために、障害や障害者に対する理解を深める取組も重要です。 さらに、大会に向けて、ボランティアについての理解や参加を促していく必要があります。 |
| 方向性 | リオ 2016 大会後、東京 2020 大会開催に向けて限られた期間で準備をしていくに当たって、開催都市の一翼を担うため、区もホストシティとしての独自施策を展開して課題を解決していくとともに、大会組織委員会や都が進める施策に的確に対応していくため、全庁横断的な体制をもって取り組んでいきます。 |

3-6 観光

1 将来像

何度も訪れたいくなる、魅力とおもてなしの心あふれるまち

豊かな観光資源を活用し、四季折々の文京区の魅力を発掘・発信することで、訪れた人に「何度も行ってみたい」と思われるまちを目指します。また、区民一人ひとりが温かくお客様を迎えるおもてなしの心を持つことで、「いつでも来てほしい」と誇れるまちを目指します。

2 将来像の実現に向けた、現状と今後3か年の方向性

平成27年に東京都を訪れた外国人旅行者は約1,189万人（対前年比34.0%増）、日本人旅行者は約5億1,670万人（同2.1%増）にのぼり、国内外から都を訪れる旅行者の数は年々増加しています。

同様に、国内外から文京区を訪れる観光客も多くなってきており、区の代表的な観光イベントである文京花の五大まつり等への来場者も軒並み増加傾向にあります。

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を控えて、より多くの方に本区の魅力を知ってもらい、訪れていただくことが重要になっています。

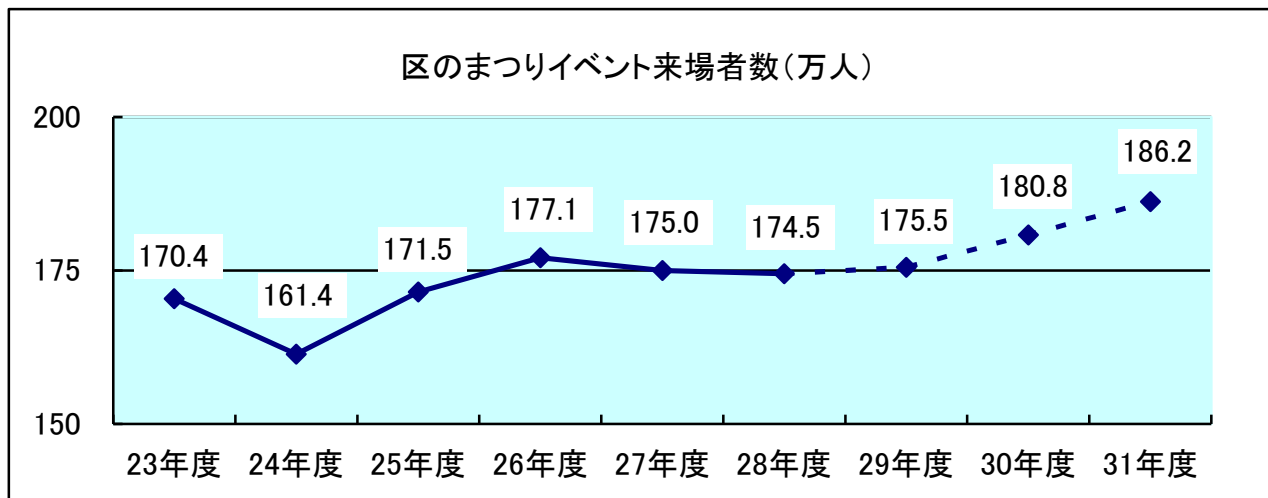
今後とも、文京花の五大まつり等の区内で行われているイベントがより充実した内容で開催できるよう支援します。

また、区内各所にある観光資源について、広く情報提供を行うため、観光インフォメーションの活用を始めとする情報発信の強化を図ります。

さらに、区を訪れた方に「おもてなし」の心を伝える存在である、観光ガイド事業を充実させるとともに、更に増加が見込まれる外国人観光客が安心して区内を周遊できるよう、外国語ボランティアの育成にも努めていきます。

3 今後3か年の方向性の実現度を測るための指標

(1) 文京花の五大まつり等の支援

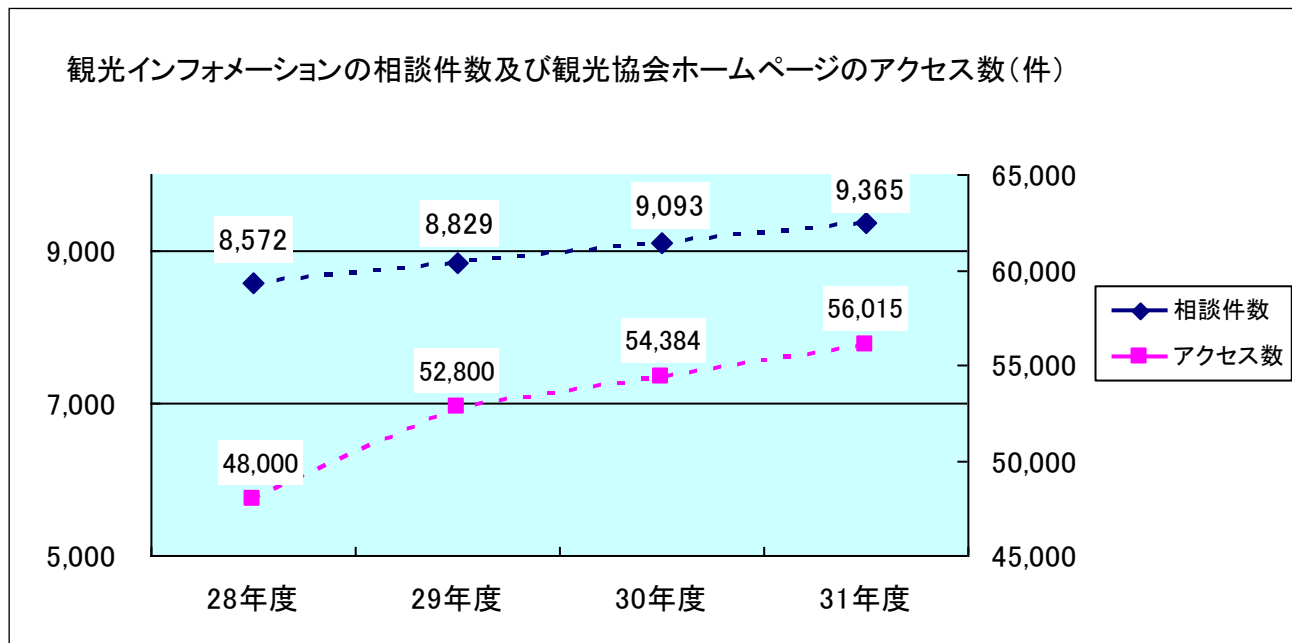


【指標の内容、設定理由・根拠】

区への興味を高めるため、区の代表的イベントである「文京花の五大まつり」、「文京朝顔・ほおずき市」、「根津・千駄木下町まつり」等のポスターやパンフレット等を新たな観光関連施設へ掲出するなど、多様な手段を用いて観光PRを行います。このような取組により、まつりイベントへの来場者数の増加を目指します。そこで、来場者数を観光事業の成果を測る指標とします。

平成28年度の来場者数を過去3か年(25～27年度)の実績の平均値と仮定し、29年度の目標値を過去3か年(26～28年度)の平均値に設定し、30年度及び31年度はそれぞれ前年度からの3%増を目標とします。

(2) 観光情報の発信

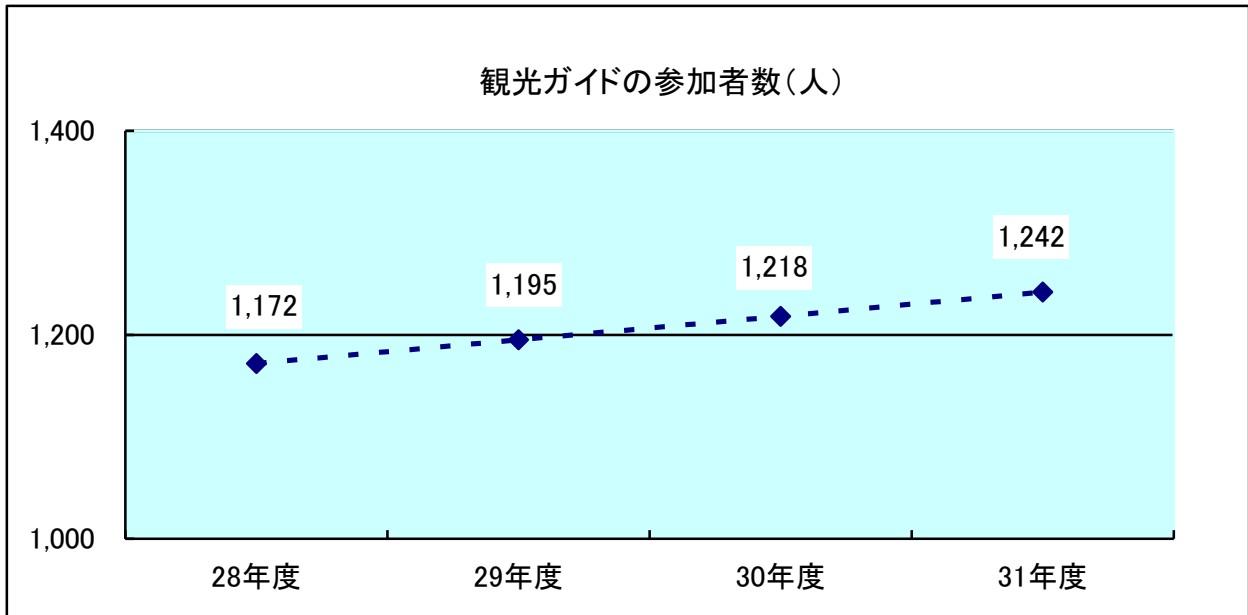


【指標の内容、設定理由・根拠】

観光インフォメーションの相談件数及び観光協会ホームページのアクセス数は、区の観光資源に興味を持った人数と関連すると考えられることから、観光資源の魅力向上と観光情報発信の効果を測るため、指標とします。

相談件数については、平成28年4月から8月までの実績から28年度の相談件数を推計し、以降は毎年度、前年度比3%増を目指します。また、ホームページのアクセス数は、28年6月の実績から、1月当たり約4,000件、年間約48,000件のアクセスが想定されるため、観光協会ホームページのリニューアル直後の29年度は、28年度の10%増を、30年度以降は前年度比3%増を目標とします。

(3) 観光ガイド事業の充実

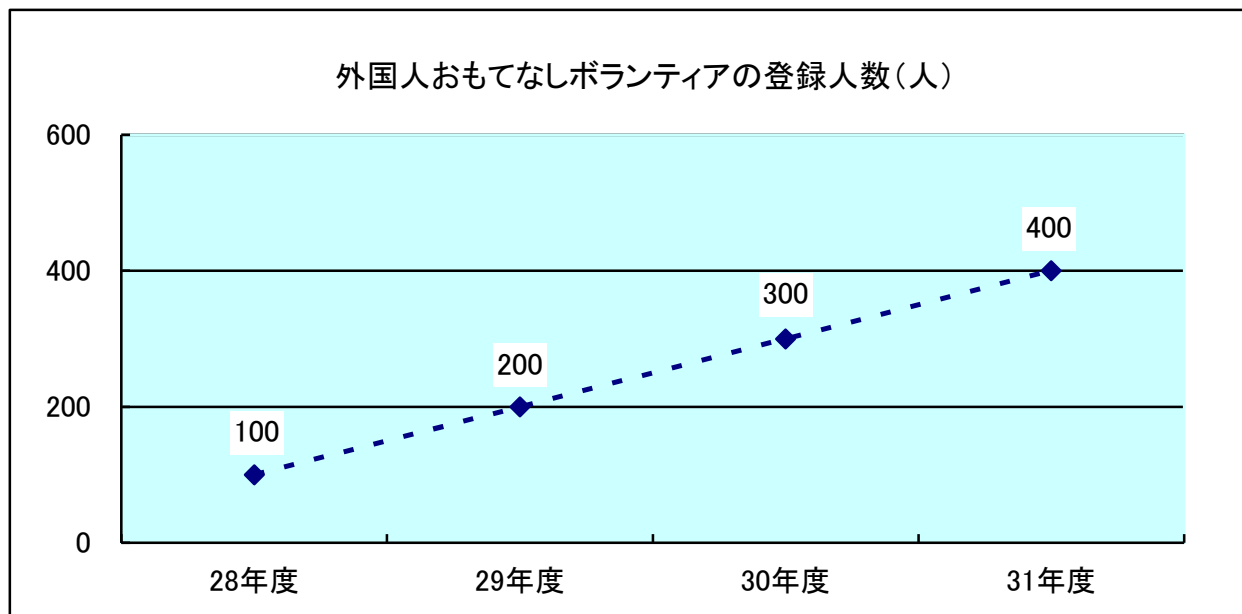


【指標の内容、設定理由・根拠】

観光ガイドへの参加者数は、豊富な観光資源を有する本区の魅力と「おもてなしの心」を伝えた人数であるとともに、参加者数の増加は区の観光資源への興味関心の伸びを示すものと言えるため、観光ガイドの参加者数を指標とします。

平成28年度の参加者数を27年度と同数と仮定し、29年度から毎年2%増を目指します。

(4) 外国人観光客への対応の強化



※ 28年度から登録開始

【指標の内容、設定理由・根拠】

まつりなど主要な観光行事や観光スポットで外国人観光客の案内等を行うスキルのあるボランティアを増やすことが、外国人観光客の滞在支援につながるため、外国人おもてなしボランティアの登録人数を指標とします。

外国人おもてなし隊育成事業の参加者定員（年間 180 人）に対して 150 人が参加し、そのうち毎年度 100 人が登録することを目指します。

4 将来像の実現に向けた、今後3か年の計画事業

| 番号 | 区分 | 事業名 | 事業概要 | 所管部 |
|-----|----|----------------|---|----------|
| 156 | レ | 観光リーフレット作成 | 区内観光施設、名所・旧跡等、観光資源を紹介する観光リーフレット「おさんぽくん」と、「食の文京ブランド100選」として選出された飲食店・菓子店を紹介した「おいしゅうございまっふ」を作成します。 | アカデミー推進部 |
| 157 | レ | 観光インフォメーションの運営 | 区の観光情報の収集・発信の拠点として、観光リーフレットの配布や、観光に関する相談、問合せに対応します。 また、文京シビックセンター25階展望ラウンジでの観光リーフレットの掲出や観光PR映像の上映等、情報発信機能を強化し、区内観光を促進します。 | アカデミー推進部 |
| 158 | 新 | 無料公衆無線LANの整備 | 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催等を見据え、国内外からの観光客や施設利用者に対し、区の観光情報や災害時の情報など、広く区政情報を発信する基盤として、区内施設及び商店街の店舗に無料公衆無線LAN環境を整備します。 | 企画政策部 |
| 159 | レ | 観光ガイド事業の充実 | 養成講座を通じて、知識や技量を備えた観光ガイドの認定・育成をします。観光ガイドが観光施設や史跡等を案内するガイドツアーを実施することで、区の観光資源の魅力とおもてなしの心を来訪者に伝えるとともに、新たなまちあるきコースを開発し、観光資源の新たな魅力を発掘します。 | アカデミー推進部 |

| | | | | |
|-----|---|--------------------|--|----------|
| 160 | 新 | 「文の京」外国人おもてなし隊育成事業 | 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を見据え、外国人観光客が安心して滞在できる環境を整えるため、簡単な英語で観光地やお店の案内を行うなど、おもてなしの心や区の魅力を伝えられるボランティアを育成します。 | アカデミー推進部 |
| 161 | レ | 文京花の五大まつり等の支援 | 文京花の五大まつり(さくら、つつじ、あじさい、菊、梅)、文京朝顔・ほおずき市及び根津・千駄木下町まつりの広告・宣伝経費を助成するなど、観光客の誘致に向けた支援を行い、観光振興と地域の発展を図ります。 | アカデミー推進部 |
| 162 | 新 | 自転車シェアリング事業実証実験 | 自転車シェアリングの運営に向け、サイクルポートの利用状況や交通行動の実証実験を行い、自転車シェアリングが公共的な交通手段として定着する可能性、事業の採算性等を検証します。 | 土木部 |

3-7 交流

1 将来像

交流の輪を広げ、互いの魅力を高め合うまち

国内外の垣根を越えて、交流の輪を育むことで、たくさんの人たちとふれあい、多種多様な文化や考え方を尊重し、相互理解を深めていきます。また、他の地域の魅力を学ぶとともに、文京区が持つ未知の魅力を発見し、区外へ発信することで、互いの魅力を高め合うまちを目指します。

2 将来像の実現に向けた、現状と今後3か年の方向性

海外都市との交流については、ドイツ・カイザースラウテルン市との姉妹都市提携から30年が過ぎようとしており、平成27年10月には、トルコ・イスタンブール市ベイオウル区との友好都市協定を締結するなど、順調に進展していますが、その内容等を区民が十分に認知しているとは言えない状況です。区内の外国人人口は、平成28年5月現在で8,694人、全人口の約4%となっており、増加傾向にあります。さらに、今後、区内大学の新たな留学生向け宿舎の建設計画等もあり、日本人と外国人が共に暮らしやすい地域づくりが重要な課題となっています。

そのため、海外都市との交流に更に広げるとともに、1対1の交流にとどまらず、国内の他地域も含めた交流のネットワーク化を図っていきます。

また、海外との様々な交流について、区民の理解促進及び積極的な交流への関与につながるよう、情報発信に努めます。

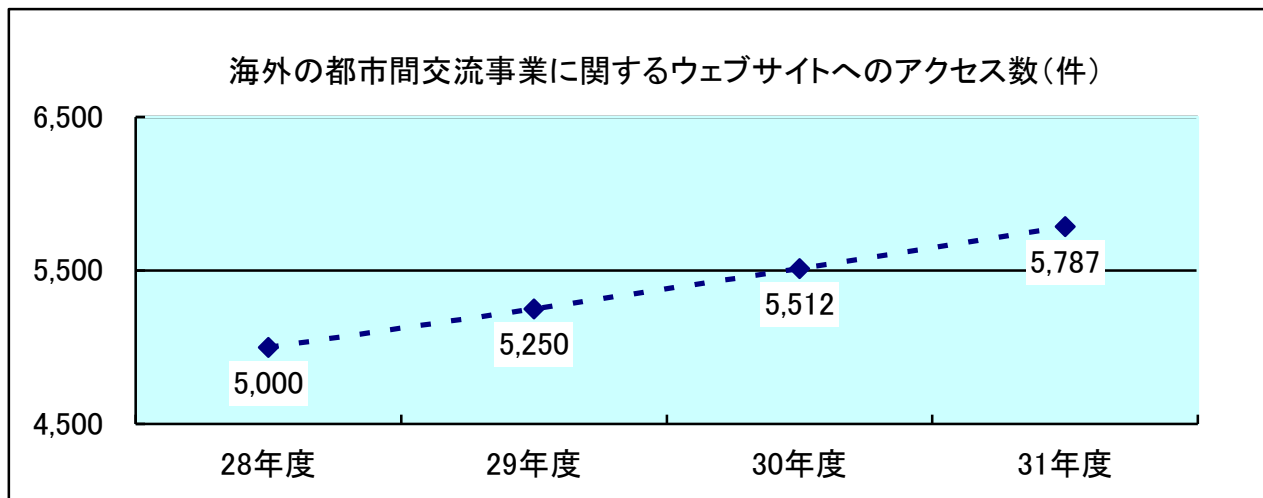
さらに、地域で活動する団体などと連携して在住の外国人との相互理解と交流を促進する活動の充実に努めます。

一方、国内交流については、東京23区において、特別区長会が主導となり、「特別区全国連携プロジェクト」として東京を含めた各地域の経済の活性化、まちの元気につながるような取組を展開しています。国内友好交流事業では、個人や団体で行き来できる機会を増やし、より一層住民間の交流を深めるため、本区と友好関係にある自治体との事業協力を実施していきます。

加えて、全国の自治体との交流事業の実施拡充に努めます。

3 今後3か年の方向性の実現度を測るための指標

(1) 海外都市との交流の区民理解の促進



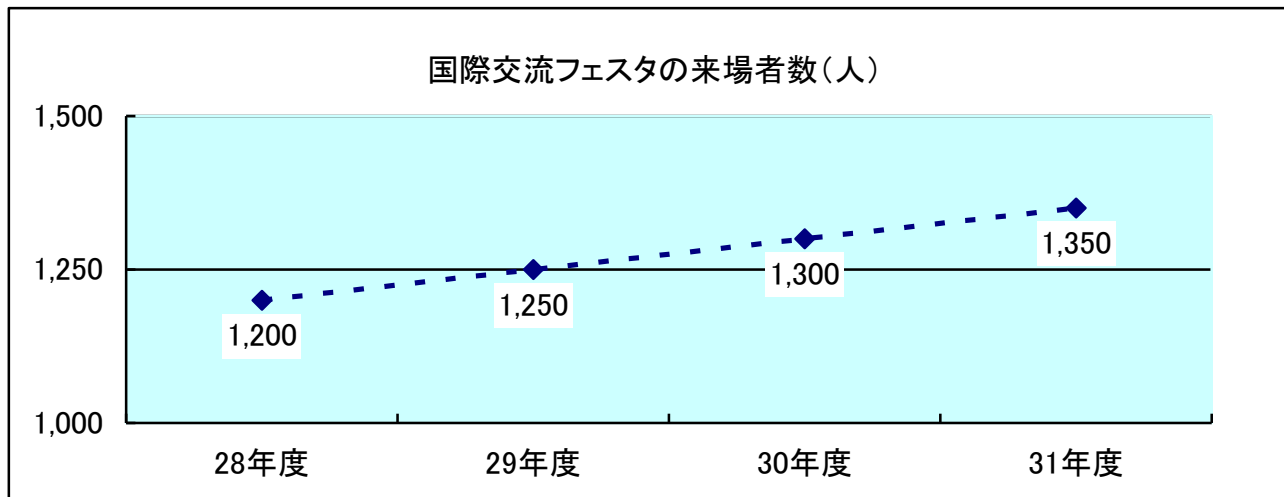
【指標の内容、設定理由・根拠】

交流事業に対する区民の関心を高め、理解を得ていくためには、海外都市との交流事業を行うとともに、その様子をWeb等の活用により発信していくことが必要です。そこで、区ウェブサイトによるカイザースラウテルン市等の海外都市交流を紹介する情報発信を行い、より理解が進むよう努めます。

その成果を測るため、交流事業を紹介するウェブサイトのアクセス数を指標とし、理解の促進を図るとともに、その実績数から情報提供に関する課題を把握し、改善に努めていきます。

なお、平成27年12月から28年5月までの半年間のアクセス数が2,504件であったことから、その2倍の5,000件を基礎数値とし、毎年度5%増を目指します。

(2) 外国人参加型交流事業の充実



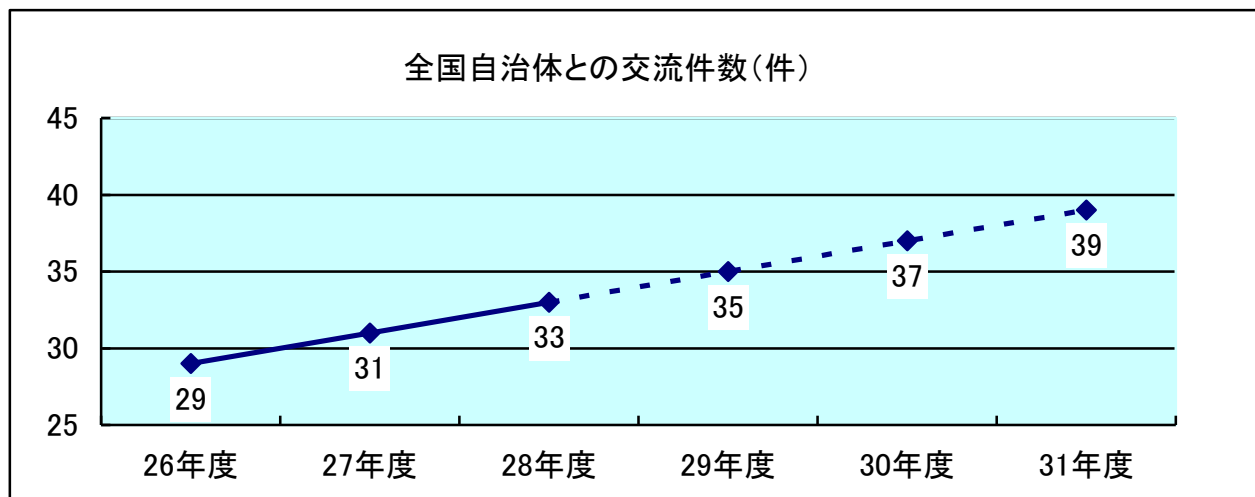
【指標の内容、設定理由・根拠】

増加傾向にある外国人住民と日本人の相互理解を促進するための各種事業を実施し、外国人だけでなく日本人も同じ現場に参加することによる交流を促します。

国際交流フェスタは、外国人と日本人の双方が参加する事業として、数多くの参加者が見込まれます。より多くの日本人と外国人が、お互いの文化に触れることや交流することに興味・関心を深めることにより、参加者数の増加につながります。

そこで国際交流フェスタの来場者数を指標とし、平成28年度の参加者数を平成27年度と同程度と仮定し、毎年度50人の増加を目指します。

(3) 国内交流に係る事業の拡大



【指標の内容、設定理由・根拠】

国内友好交流事業においては、個人や団体で行き来できる機会を増やし、より一層の住民間の交流を深めるため、本区と友好関係にある自治体との事業協力を一層拡充していく必要があります。

そこで、様々な自治体と連携を密にし、交流事業に参加した自治体数を指標として、現在、区が協定等を締結している9自治体を含めた交流事業の拡充を目指します。

4 将来像の実現に向けた、今後3か年の計画事業

| 番号 | 区分 | 事業名 | 事業概要 | 所管部 |
|-----|----|------------|--|----------|
| 163 | | 山村体験交流事業 | 山村体験宿泊施設の運営事業者が実施する、区民を対象とした田植え、稲刈り、川遊び、雪遊び等の山村体験交流事業に協賛し、参加者募集に係る広報活動を行います。 | 区民部 |
| 164 | | 国内交流の推進 | 本区と友好関係にある自治体と物産展や相互訪問、文化交流等を行うことで、様々な魅力を発信し、交流自治体相互の魅力を高め合います。 | 区民部 |
| 165 | レ | 海外都市との交流事業 | 姉妹都市カイザースラウテルン市など、友好関係にある海外都市と、訪問団の派遣・受け入れやホームステイ生徒の交換、文化、芸術、スポーツなどを通じて幅広く交流し、区民の友好、相互理解を深めます。 | アカデミー推進部 |
| 166 | | 外国人参加型交流事業 | 地域で活動する団体等と連携し、地域で行われる事業に外国人が参加する機会を提供し、区民・外国人の交流と相互理解を進める事業を行います。 | アカデミー推進部 |

4 まちづくり・環境

4-1 住環境

1 将来像

だれもが住み続けたい・住みたくなる快適で魅力的なまち

地域の特性を活かしたまち並みの保全・創出や、身近な場所で自然に親しむことのできるまちづくりなどを通じ、だれもが住み続けたい、住みたいと思える快適な環境が整った、潤いと魅力にあふれたまちを目指します。

2 将来像の実現に向けた、現状と今後3か年の方向性

本区の人口は、平成28年1月現在210,312人で、都心回帰現象などにより、10年前と比較して約3万人の増加となっています。この傾向は、今後しばらく続くものと推計され、だれもが住み続けたいと感じる快適な住環境の整備が求められています。

平成27年度における景観事前協議件数は190件で、景観計画の策定に伴い、10年前と比べて約2倍に増えています。

また、道路は、高齢者や障害者等を含む全ての人々に対して、安全かつ快適に利用できるように整備する必要があると、平成28年3月には、バリアフリー基本構想を策定したことから、特に生活関連経路の整備が求められています。

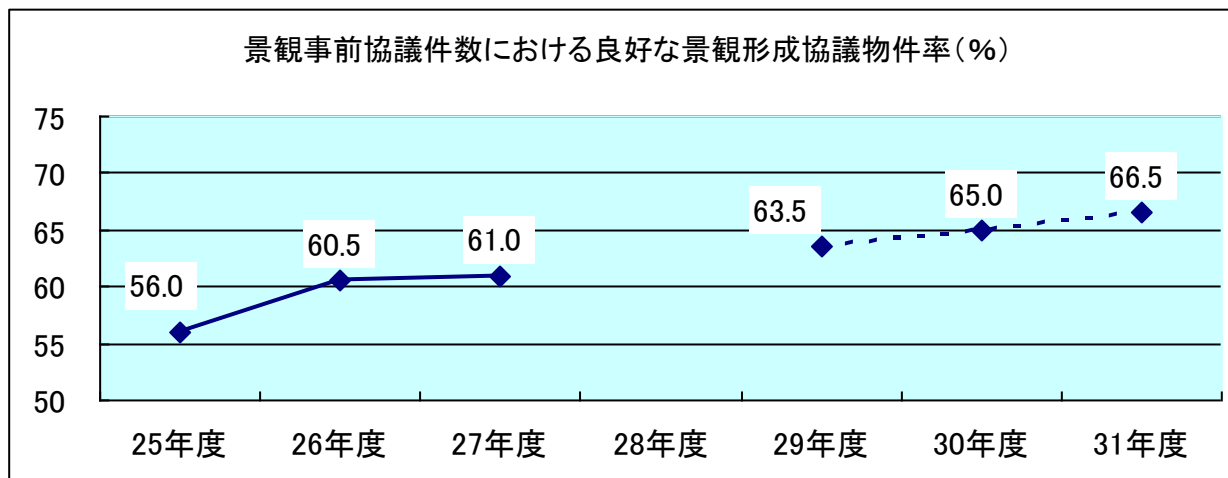
さらに、コミュニティバスは、現在、多くの区民の足として定着してきていますが、今後も、利用者数を維持し、運行収入を確保していくことで、バスを安定的に運行させ、移動しやすい住環境を確立していくことが求められます。

このような中で、本区としては地域の魅力を生かして、良好な景観を形成するため、区民や事業者への啓発活動を実施していくとともに、住宅のバリアフリー化による良質な住宅の確保や、生活関連経路のバリアフリー整備、オープンスペース等の整備、地域美化等の対策などを進めて、安全で快適な住環境を実現していきます。

また、だれもが気軽に移動できるよう、コミュニティバスの安定的な運行の維持に努めます。

3 今後3か年の方向性の実現度を測るための指標

(1) 地域の魅力を生かした良好な景観まちづくり



※ 25年度に景観行政団体となり、新条例を施行し、事前協議等の適用を拡大

【指標の内容、設定理由・根拠】

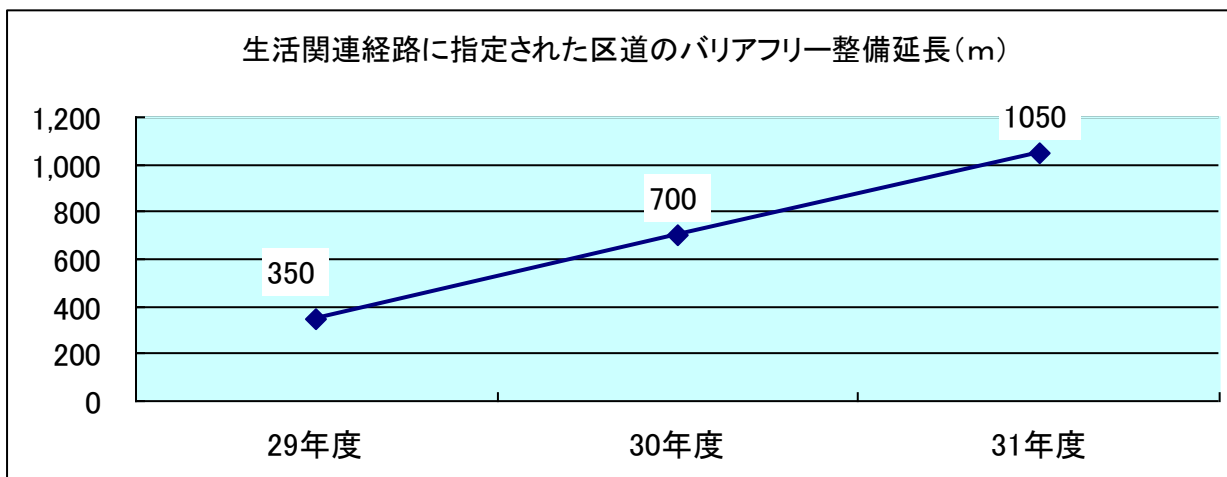
区内には、数多くの坂道や歴史・文化、豊かな緑、人々の賑わいなど、多様な魅力が溢れており、これらは区民等が誇ることができる貴重な資産として、守り、引き継ぎ、創っていかねばならないものです。

だれもが住み続けたいと思う魅力的なまちのため、一定規模の建築物等や屋外広告物の設置について、景観事前協議を通して、文京区にふさわしい良好な景観を形成するように、文京区景観計画への適合を審査しています。景観事前協議の総件数の中で、文京区景観計画に適合するよう適切な誘導を行う必要があるものがあり、このような案件に景観計画に適合するための配慮を求める要請を行っています。

区民や事業者等に対し、景観形成に対する意識の向上を図る取組として、景観啓発を継続的に行っていく必要があります。景観事前協議申請当初から景観への配慮がなされた協議物件を増やすことが重要なポイントとなることから、「要請事項」のない良好な協議件数の割合を上げることを指標として設定します。

年度景観事前協議総件数に対する、景観形成に配慮した良好な協議件数を集計し、毎年度1.5ポイント程度上昇させることを目指します。

(2) 歩行空間の快適性の向上



※ 29年度から生活関連経路を対象に整備を開始

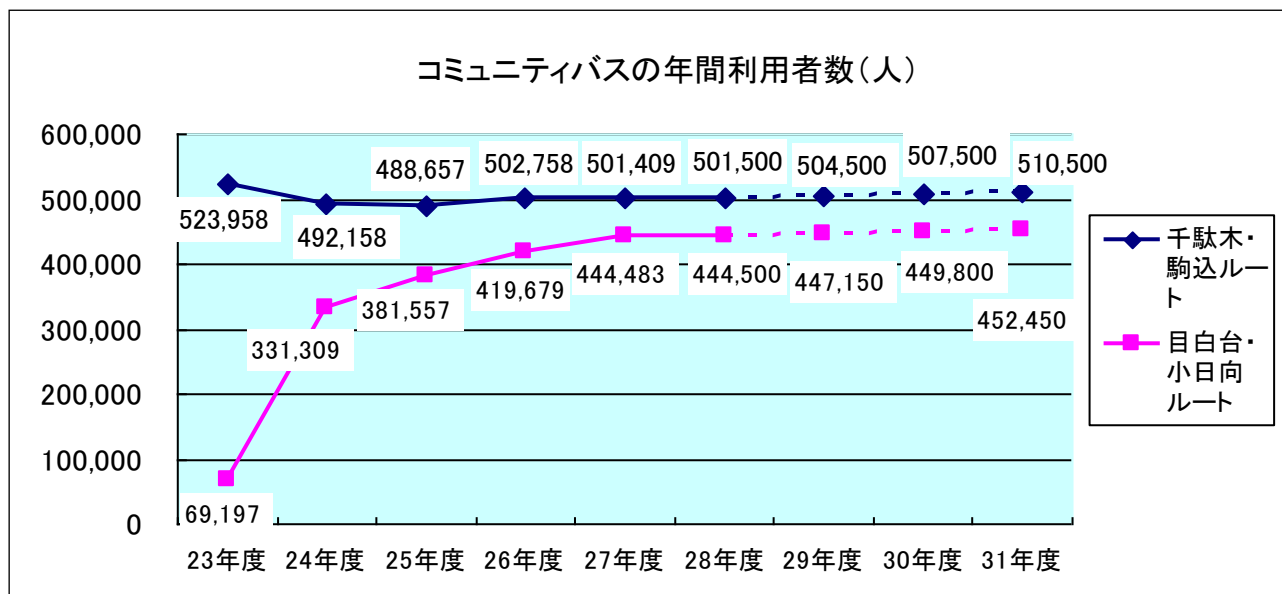
【指標の内容、設定理由・根拠】

道路は、高齢者や障害者等を含む全ての人々に対して、安全かつ快適に利用できるように整備することが求められています。

バリアフリー化を進めて、安全で快適な道路環境を実現するため、文京区バリアフリー基本構想において*生活関連経路に指定されている区道のバリアフリー整備を指標として設定し、毎年度350mの整備を目指します。

*生活関連経路 生活関連施設（高齢者、障害者等が日常生活または社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設）相互間の経路。

(3) だれもが気軽に移動しやすいまちづくり



【指標の内容、設定理由・根拠】

コミュニティバス「Bーぐる」の第一路線（千駄木・駒込ルート）については、平成19年4月から運行を開始しています。本路線における利用者数は、運行開始から5年目まではそれぞれ前年度実績を上回りつつ推移してきましたが、6年目である平成24年度に初めて前年度実績を下回りました。その後、利用者数は若干上向いたものの、車両の大きさによる輸送量の限界もあり、近年はおおむね横ばいで推移している状況です。

コミュニティバス「Bーぐる」の第二路線（目白台・小日向ルート）については、平成23年12月から運行を開始しています。本路線における利用者数は、運行開始から5年目まで前年度実績を上回りつつ推移してきましたが、車両の大きさによる輸送量の限界や第一路線の実績から、計画期間内での利用者数の大幅な増加が想定し難いところです。

こういった状況を踏まえ、コミュニティバスの運行収入を確保していくため、コミュニティバスの年間利用者数を指標とし、現在の利用者数を維持しつつ、乗車率に余裕のある休日外国人旅行者など観光目的の利用者を増加させることを目指します。

4 将来像の実現に向けた、今後3か年の計画事業

| 番号 | 区分 | 事業名 | 事業概要 | 所管部 |
|-----|----|------------|--|-------|
| 167 | | 地区まちづくりの推進 | 良好な市街地環境の早期形成を図るため、地域において住民主体のまちづくり協議会を組織し、手法等を検討しながら、まちづくりを推進します。 | 都市計画部 |
| 168 | | 再開発事業の推進 | 防災性の向上や良好な住環境の形成など、公共性の高い都市計画事業である市街地再開発事業に対し、補助金の交付等の支援を行い、事業の推進を図ります。 | 都市計画部 |
| 169 | | 景観まちづくりの推進 | 一定規模の建築物等の建築や屋外広告物の設置に際し、景観アドバイザーを活用して景観事前協議を行うなど、建築主(事業者)に配慮を求めることで、良好な景観形成を図ります。 また、区民や事業者が積極的に景観づくりに取り組めるよう、景観啓発を行います。 | 都市計画部 |

| | | | | |
|-----|---|---------------|--|-------|
| 170 | レ | バリアフリー基本構想の推進 | バリアフリー基本構想に基づき、地区の特性に応じた特定事業を地区別にとりまとめた重点整備地区別計画を策定し、まちづくり(ハード面)と福祉施策(ソフト面)を連携させながら、区全体のバリアフリー化を推進します。 | 都市計画部 |
| 171 | | バリアフリーの道づくり | 高齢者、障害者等を含む全ての人が円滑に移動できるよう、区道のバリアフリー整備を行います。 | 土木部 |

| 【行財政運営の視点】 | |
|------------|---|
| バリアフリー対策 | |
| 現状 | <p>誰もが住み続けたい・住みたくなる快適で魅力的なまちを実現するためには、各施設設置管理者が主体的・継続的にバリアフリー化に向けて取り組む必要があります。</p> <p>そのために、「バリアフリー基本構想」の地区別計画を平成28年度及び29年度に策定し、推進を図っていく準備を進めています。</p> |
| 課題 | <p>施設設置管理者が、主体的に事業計画を作成し、計画性を持ってバリアフリー化を進めていくことが理想ですが、実効性を担保することが課題です。</p> <p>また、ハード面からの対応は時間的・経費的にも負担が大きいことから、並行してソフト施策にも取り組むなど、より効果的な対応が求められています。</p> |
| 方向性 | <p>引き続き、バリアフリー化の実現に向けた事業の計画化が進むように、施設設置管理者に働き掛けるとともに、区立施設等も計画的にバリアフリー化を推進します。</p> <p>また、バリアフリー教室の開催など、区民等への周知啓発にも取り組んでいきます。</p> |

| | | | | |
|-----|---|------------------------|---|-------|
| 172 | 新 | 公衆・公園等トイレの整備 | 便器の洋式化やバリアフリー対応等が必要な公衆・公園等トイレについて、設備等の老朽度や利用状況、災害時の対応等の調査・分析に基づき、整備を進めます。 | 土木部 |
| 173 | | マンション管理適正化支援事業 | 管理組合や区分所有者に対し、マンション管理セミナーの開催や相談員の派遣等を実施することにより、マンションの管理の適正化・建て替え等の円滑化を推進します。 | 都市計画部 |
| 174 | | 公園再整備事業 | 区立の公園、児童遊園等をより安全・安心で快適なものとするため、公園再整備基本計画に基づき、地域主体の区民参画による計画的な公園等の再整備を行います。 | 土木部 |
| 175 | | 肥後細川庭園からはじめる緑と歴史のまちづくり | 肥後細川庭園の整備を中心に、周辺地域の道路環境、観光施設との連携等を重視した一体感あるまちづくりを行い、目白台・関口地区を活性化します。 | 土木部 |
| 176 | 新 | 教育の森公園施設改修工事 | スポーツセンターの改修工事に合わせ、教育の森公園の自由広場や老朽化した施設等の改修工事を行います。 | 土木部 |
| 177 | | コミュニティバス運行 | 公共交通不便地域を解消することにより、区民等の利便性を高めるとともに、病院、福祉施設、観光・文化施設、商業地域を結ぶことにより、人の動きを活発にし、地域の魅力や活力を引き出します。 また、運行課題の調査及び課題解決に向けた検討に着手します。 | 区民部 |
| 178 | レ | 公害防止指導 | 建築物の石綿使用状況把握を推進し、石綿飛散防止対策の徹底を図るとともに、環境・公害関係台帳等の管理を電子化します。 | 資源環境部 |
| 179 | | 歩行喫煙等の防止啓発 | 区民との協働により、歩行喫煙と吸い殻のポイ捨て防止活動を行うとともに、路上喫煙禁止地区における住民活動を支援し、地域美化を推進します。 | 資源環境部 |

4-2 環境保護

1 将来像

環境にやさしい取組を推進するまち

区、区民、地域活動団体、NPO（非営利活動団体）及び事業者の各主体が、それぞれの果たすべき責任と役割を認識し、協働して環境負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築に取り組み、将来世代に良好な環境を引き継いでいくまちを目指します。

2 将来像の実現に向けた、現状と今後3か年の方向性

区では、文京区環境基本計画に基づき地球温暖化防止対策やごみの減量など低炭素・循環型社会の形成に向けた取組を進めています。

こうした中、区役所の事務事業に係る1年間の電力使用量は、平成17年度3,227万kWhから平成27年度には2,972万kWhまで減少し、二酸化炭素排出総量は、電力の二酸化炭素排出係数の増加などの影響を受けつつも、平成17年度の17,338tから平成27年度は16,160tと減少しています。しかしながら、地球温暖化防止は非常に重要な課題であり、更なる削減に向けた取組が求められます。

また、区収集のごみ量は、平成23年度45,220tから27年度には43,442tと減少傾向にあるものの、区民が安心して暮らせる循環型社会の実現のため、より一層のごみ減量が必要です。

そこで、区は、第2次文京区役所地球温暖化対策実行計画に基づき、率先して二酸化炭素排出量の削減に努めます。

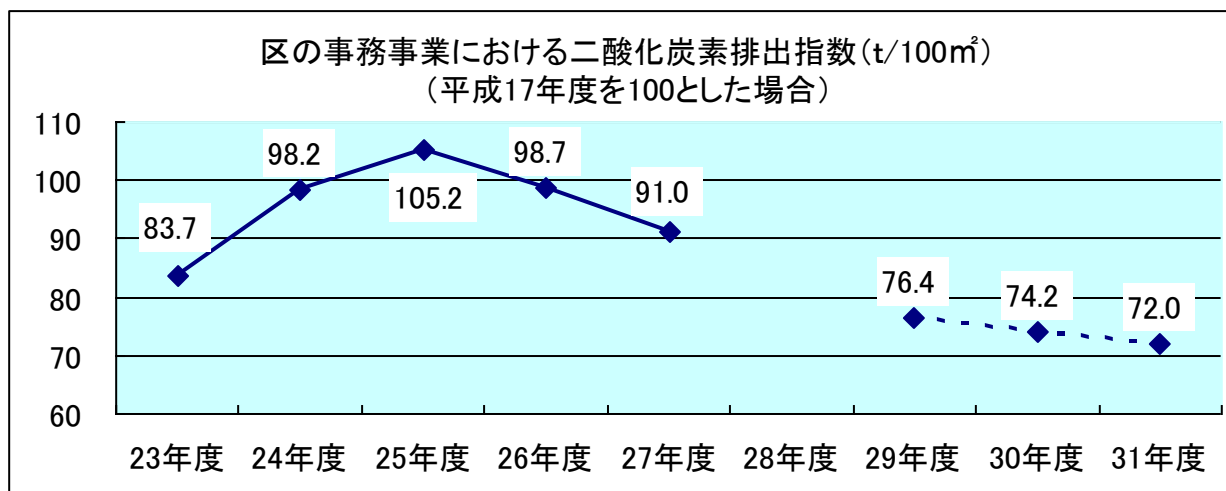
また、新エネルギー・省エネルギー機器の導入について、区内の一般家庭や事業所等に対して積極的に働き掛け、地球温暖化対策についての意識啓発等を進めていきます。

さらに、区民との協働によりリデュース（発生抑制）とリユース（再使用）の2Rをリサイクル（再資源化）に先立って推進し、区民一人当たりのごみ排出量の抑制に努めていきます。

また、平成27年12月のCOP21における国際合意を受け、温室効果ガス排出抑制に向けた取組の推進と新エネルギー・省エネルギー機器導入の促進に関する取組を強化していきます。

3 今後3か年の方向性の実現度を測るための指標

(1) 二酸化炭素排出量の削減



※ 出典：「第2次文京区役所地球温暖化対策実行計画」

【指標の内容、設定理由・根拠】

本来であれば、区内の実際の二酸化炭素排出量を指標とすべきですが、文京区全体の二酸化炭素の排出量が算定されるのは、3年後となります。

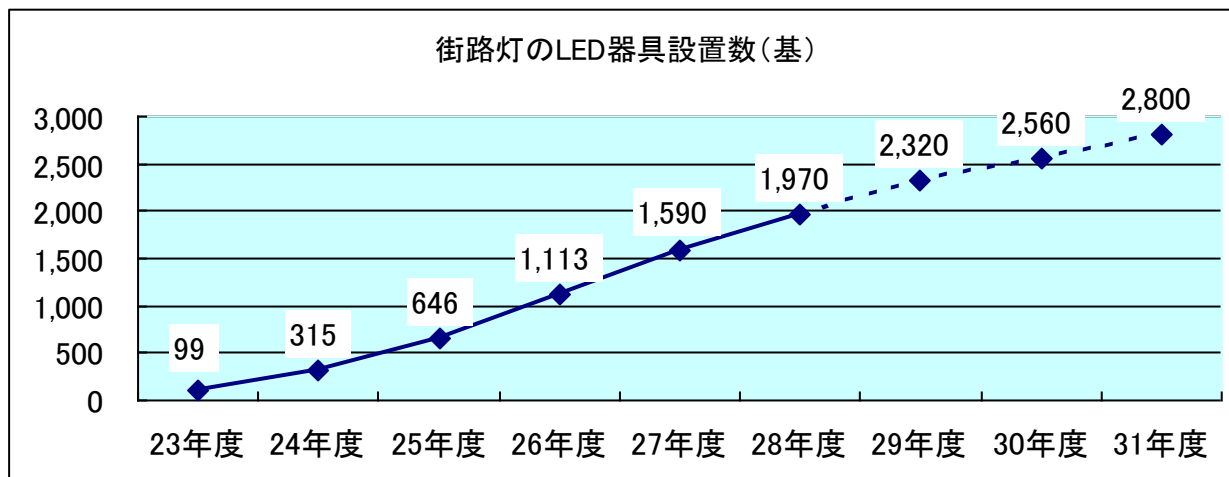
このため、区内全体の二酸化炭素の排出量から比較するとごく一部のものとなりますが、区の取組は、区内事業所等における地球温暖化対策の参考となることから、区の事務事業に係る二酸化炭素排出量の削減率を指標として、区の取組状況を把握し、区内全体の二酸化炭素排出量の削減を更に進めていきます。

区では、第2次文京区役所地球温暖化対策実行計画に掲げる二酸化炭素排出量の削減目標を達成するため、毎年度の削減目標を定め、着実に二酸化炭素排出量の削減に努めます。

なお、平成26年度実績までは、実際の二酸化炭素排出総量の原単位（100㎡当たりの排出量t）で、基準年である平成17年度の排出量の原単位と比較していますが、平成27年度実績以降については、第2次計画の目標値算定方法（*二酸化炭素排出係数は、平成23年度の係数で固定して積算する。）で算定した二酸化炭素排出量の原単位で基準年と比較した数値となっています。

*二酸化炭素排出係数 石油・石炭などの化石燃料をある一定量燃焼させた場合に発生する二酸化炭素排出量。この場合の単位は、化石燃料の質量や体積、熱量換算値（J：ジュール）など。なお、電力については発電に伴い投入された化石燃料を対象とする。

(2) 省エネルギーの推進



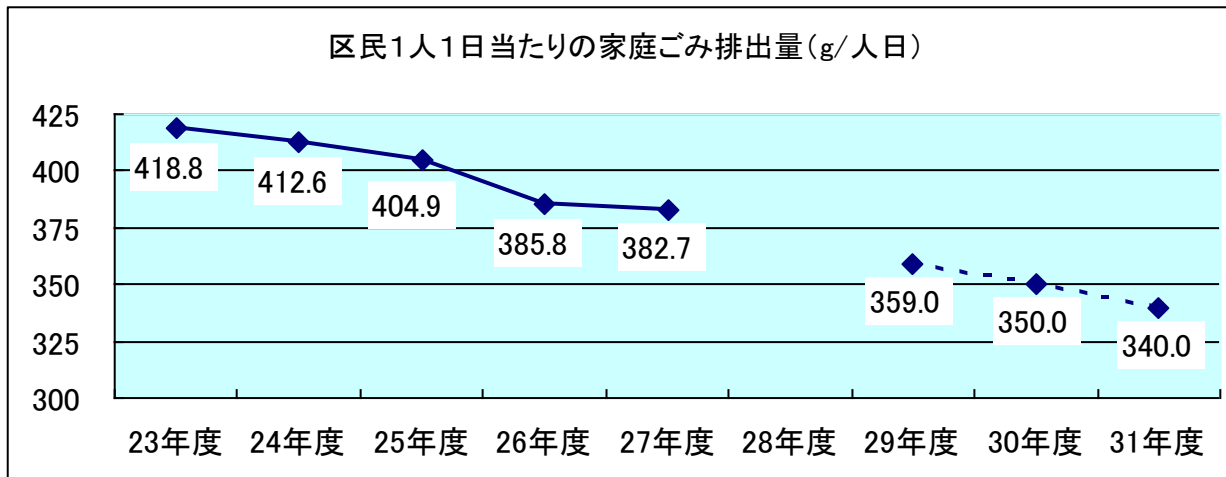
【指標の内容、設定理由・根拠】

街路灯のLED化により温室効果ガス削減を推進するとともに、不点灯の少ない安全な道路環境の整備を進めます。そのため、区内街路灯全6,039基(平成27年度末現在、装飾灯等を除く。)におけるLED器具の設置数を指標として設定します。

東日本大震災に伴う電力不足を受け開始した街路灯LED化事業ですが、小型灯具を中心に平成28年度末までに1,970基を交換しました。今後は交換対象が中型灯具となり、将来は大型灯具を含め全ての街路灯のLED化を目指します。

老朽化した街路灯の改修時にLED器具に交換しますが、平成29年度は約350基、平成30年度以降は、より大きな器具を中心に交換するため、毎年度約240基の設置を目指します。

(3) 循環型社会の形成の推進



【指標の内容、設定理由・根拠】

平成 28 年 3 月に中間年度改定を行った一般廃棄物処理基本計画（モノ・プラン文京）では、進捗を管理する基本指標として、「区民 1 人 1 日当たりの家庭ごみ排出量」を用いています。この基本指標の目標値を循環型社会の形成の推進のための指標とします。

一般廃棄物処理基本計画の最終年度である 32 年度（目標値は 332 g/人日）までに、26 年度の実績から約 54 g 減量させることを目指し、毎年度約 10 g 減少させることを目標とします。

4 将来像の実現に向けた、今後3か年の計画事業

| 番号 | 区分 | 事業名 | 事業概要 | 所管部 |
|-----|----|-----------------------------|--|-------|
| 180 | | 環境改善舗装 | 都市環境の改善を図るため、透水性舗装や排水性舗装等の環境改善舗装を整備します。 | 土木部 |
| 181 | レ | みどりのふれあい事業 | まちの緑化を推進し、環境負荷を低減させるため、緑化施設の助成や苗木の配付、区民のみどりへの愛護意識を高める啓発事業を行うことで、*緑被率の向上を進めます。 | 土木部 |
| 182 | | 温室効果ガス排出抑制に向けた取組の推進 | 地球温暖化対策地域推進計画に基づき、温室効果ガス排出抑制の啓発活動等を行います。 また、区の事務事業について、文京区役所地球温暖化対策実行計画に基づき、二酸化炭素排出量の削減に取り組みます。 | 資源環境部 |
| 183 | | 文京 eco カレッジ | 環境に配慮した持続可能な社会を区民と築くため、低炭素社会、循環型社会等に係る講座を体系的に実施し、人材の育成とともに、区との協働及びネットワーク化を推進します。 | 資源環境部 |
| 184 | | ごみ減量と3Rによる循環型社会の形成に向けた取組の推進 | 3Rの推進、ごみ量の抑制等、広く啓発を行い、区民の意識の向上を図ります。 また、平成33年度からの一般廃棄物処理基本計画(モノ・プラン文京)の改定に向けた基礎調査等に着手します。 | 資源環境部 |
| 185 | 新 | リユース(再使用)の推進 | ごみの発生抑制につながるリユースに対する区民意識の向上を図るため、フリーマーケット(ステージ・エコ)や生活用品・食品の再活用等に関するイベントや、地域情報の提供を行います。 | 資源環境部 |

*緑被率 区全体の面積に対する緑で被われた土地の面積の割合

| | | | | |
|-----|--|----------------------|--|-------|
| 186 | | 新エネルギー・省エネルギー機器導入の促進 | 地球温暖化対策として、住宅等への新エネルギーや省エネルギー機器の導入を促進し、温室効果ガスの発生抑制を図ります。 | 資源環境部 |
| 187 | | 街路灯 LED 化事業 | 街路灯の改修に合わせて、省エネ効果の高い LED 器具を導入します。 | 土木部 |
| 188 | | 資源の集団回収支援 | 町会・自治会やPTA、マンション管理組合等の住民団体による資源の集団回収に対して報奨金などの支援を行うことで、ごみ減量と区民意識の高揚を図ります。 | 資源環境部 |
| 189 | | 資源回収事業 | 資源となるものを集積所や回収拠点、店頭回収拠点にて回収し、資源化することにより、資源の有効利用とごみ減量を図り、循環型社会の形成を推進します。 | 資源環境部 |
| 190 | | 事業系ごみ対策 | 事業用大規模・中規模建築物の所有者等に対し、ごみの減量及び適正処理の促進、リサイクルの推進の指導を行い、環境負荷の低減や循環型社会の形成を図ります。 | 資源環境部 |

4-3 災害対策

1 将来像

備えと助け合いのある災害に強いまち

区、区民、地域活動団体、NPO（非営利活動団体）及び事業者の各主体が、自らの命は自らが守る「自助」、地域での助け合いによって自分たちのまちは自分たちで守るという「共助」及び区民の安全を確保する主として公的機関が行う「公助」の役割を果たし、連携しながら地域の防災力が高いまちを目指します。

2 将来像の実現に向けた、現状と今後3か年の方向性

東日本大震災以後、災害対策基本法の改正や東京都地域防災計画の修正等様々な動きがあり、区では「文京区地域防災計画 平成27年度修正（平成24年度修正追補版）」を策定しました。また、平成28年熊本地震では、観測史上初めて同じ場所で震度7の地震が2度起き、避難所生活が長期化するなど、多くの課題が浮き彫りとなっています。

大災害発生時に区の被害を最小限に抑えるためには、地域防災計画に盛り込んだ対策を着実に実行するとともに、過去に発生した災害の教訓を踏まえ、区や区民等が、自助・共助・公助の役割を果たし、連携しながらより一層の地域の災害対応力を高めることが求められています。

区では、防災フェスタ及び年4回の避難所総合訓練を実施するとともに、町会・自治会等の区民防災組織や中高層共同住宅等が実施する防災訓練に対する助成制度を実施して、地域での助け合いを進め、自助及び共助の意識の向上に努めます。

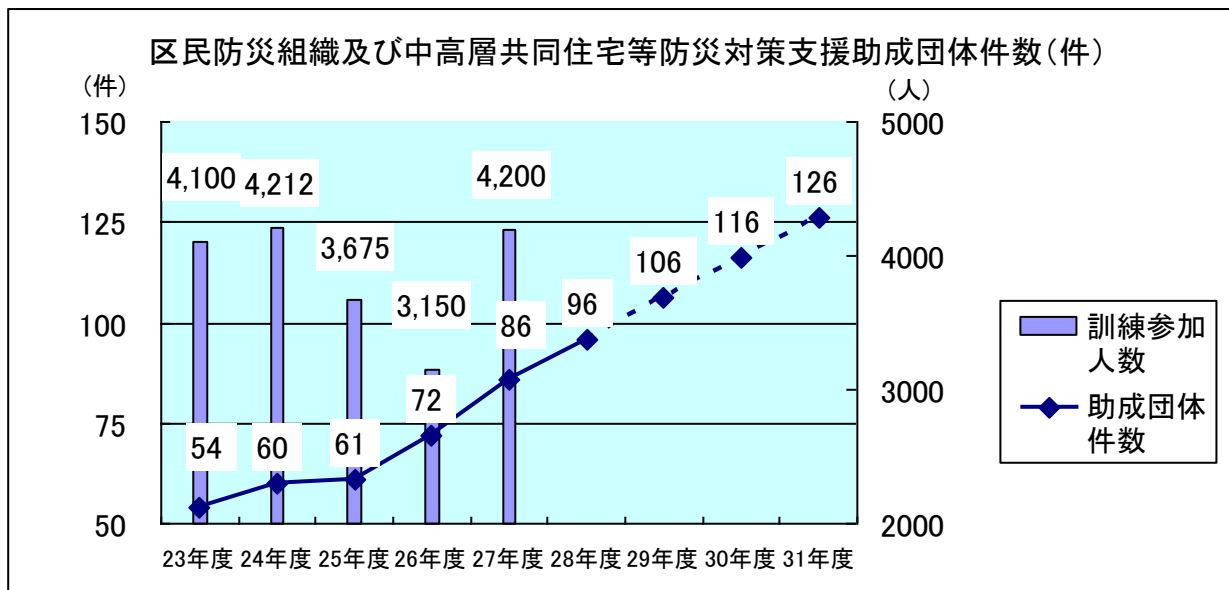
また、地域で主体的に活動するリーダーとなる人材を育成するため、防災士の資格取得を支援する助成制度により、登録者数を増やしながら地域防災力の向上に努めます。

さらに、新たな福祉避難所の整備や、避難行動要支援者名簿の作成を進めるなど、災害時に特に配慮が必要となる方への支援体制の強化を図ります。

あわせて、災害に強いまちづくりを進めるため、緊急自動車の乗り入れや消防活動の妨げになるおそれのある細街路の拡幅整備を実施します。

3 今後3か年の方向性の実現度を測るための指標

(1) 地域主導の防災対策の強化



※ 訓練の実施方法等によって訓練参加人数は変動します。

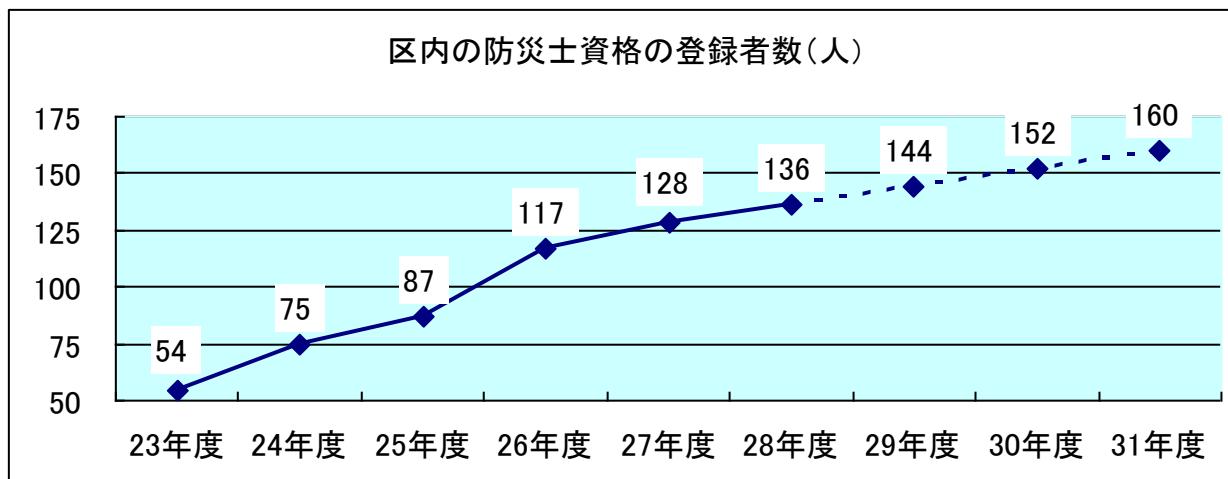
【指標の内容、設定理由・根拠】

区では平成9年度より区民防災組織である町会・自治会等が実施する訓練に対し助成を行っており、平成25年度からは、中高層共同住宅等への支援として、マンション管理組合等が実施する訓練に対して助成や支援を行っています。

さらに、平成28年度からは、区民防災組織とマンション管理組合等が共同で防災訓練を実施する場合に、それぞれに対し備蓄品購入費を助成する制度を実施しています。

これらの支援を通じて、災害発生時における区民一人一人及び各組織における防災行動力の強化を図るため、年間の助成団体件数（訓練実施件数）を指標とし、毎年度10件の実績増を目指します。

(2) 地域防災を担う人材の確保

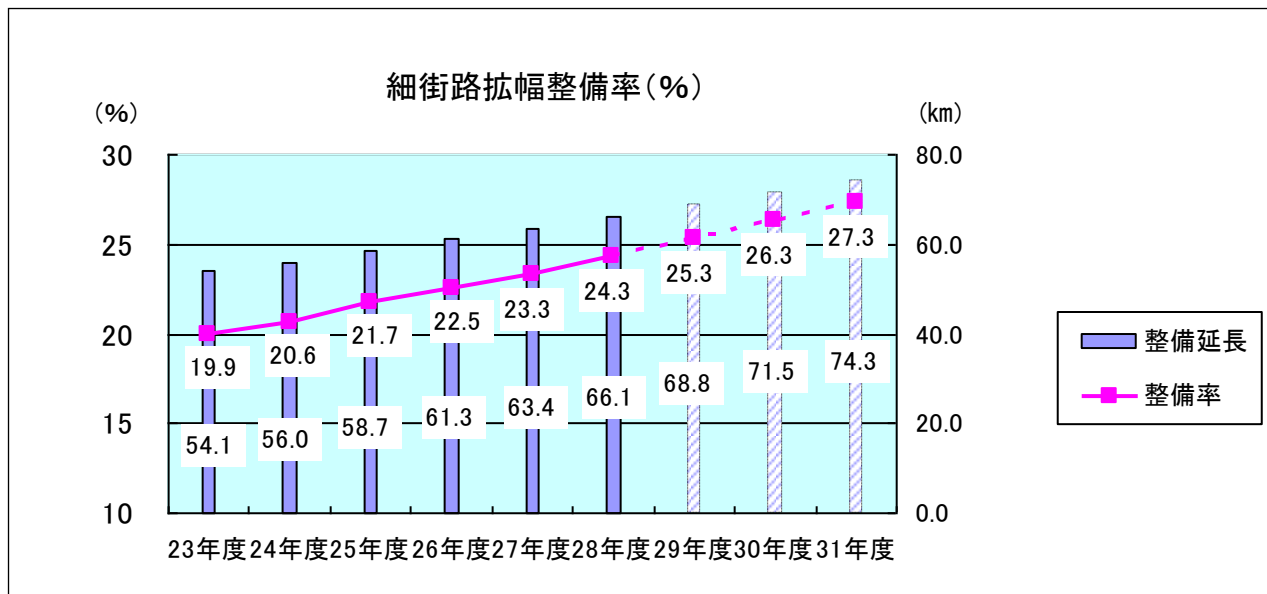


【指標の内容、設定理由・根拠】

大規模災害発災時、避難所運営協議会や区民防災組織が有効に機能するためには、地域で主体的に活動するリーダーの役割が重要となります。区では、避難所運営協議会員及び区民防災組織の防災担当者等を対象として、次世代リーダーとなる人材を育成するため、防災士の資格取得を支援する助成制度を平成 25 年度から実施し、区内における防災士登録者数を増やすことで、地域防災力の向上に努めています。

平成 28 年 3 月末現在、区内の防災士登録者数 128 人（日本防災士機構調べ）を基本として、防災士の P R に努めつつ、毎年度 8 人程度資格取得者を増やし、31 年度末までに 160 人の防災士の登録者を目指します。

(3) 災害に強い都市の整備



【指標の内容、設定理由・根拠】

わたしたちの身近にある道路は、住みやすい環境を守り、災害時の避難路として重要な役割を果たしています。

しかし、区内には道幅が4 mに満たない道路が多く、緊急自動車の乗り入れや消防活動の妨げになるおそれのある箇所が数多く存在します。

災害に強いまちづくりを進めていくためには、細街路を緊急車両の乗り入れが容易となる4 m幅員の道路に拡幅することが重要であることから、細街路の拡幅整備率を指標とします。

細街路は、建築基準法の趣旨に従い、建築時等に合わせて整備しており、毎年度約2.7kmの4 m幅員への拡幅整備を行っており、細街路拡幅の整備率を1ポイントずつ上昇させることを目標としながら、細街路拡幅整備率の向上を目指します。

4 将来像の実現に向けた、今後3か年の計画事業

| 番号 | 区分 | 事業名 | 事業概要 | 所管部 |
|-----|----|--------------|---|-------|
| 191 | | 地域防災訓練等 | <p>地域等で行われる各種防災訓練の支援を行うとともに、季節や地域特性に着目したテーマで実施する避難所総合訓練や、体験・観覧型の訓練（防災フェスタ）などの総合的な防災訓練を実施します。</p> <p>また、職員の危機管理能力の向上を図るため、地震等の緊急時において適切な業務遂行ができるよう訓練を行います。</p> | 総務部 |
| 192 | | 耐震改修促進事業 | <p>建築物の所有者が、建物の耐震性能を把握し、耐震改修を行えるよう耐震診断、耐震設計及び改修工事等の費用助成を行います。特に、高齢者又は障害者が居住する木造住宅に対しては、助成の補助率と補助金上限額を優遇します。</p> | 都市計画部 |
| 193 | レ | 区民防災組織の育成 | <p>区民防災組織等が自主的に実施する防災訓練に対して助成を行うほか、備蓄品購入に掛かる費用の助成を行うことで、区民防災組織等と中高層マンション管理組合の連携を図ります。</p> <p>また、老朽化の著しい防災用資器材格納庫の更新を行うとともに、D級可搬消防ポンプを貸与します。</p> | 総務部 |
| 194 | | 避難所運営協議会運営支援 | <p>避難所運営協議会活動を支援し、避難所運営能力のスキルアップを図ります。</p> <p>また、地域における防災活動のリーダーを育成するため、防災士の資格取得を支援する助成制度を実施します。</p> | 総務部 |

| | | | | |
|-----|---|---------------------------|--|-------|
| 195 | | 中高層共同住宅の支援 | <p>災害発生時に中高層共同住宅の住民が安全に施設内にとどまることができるよう、備蓄品や資器材の充実等を支援することにより、中高層共同住宅における防災行動力の強化を推進します。</p> | 総務部 |
| 196 | | 福祉避難所の整備・拡充及び妊産婦・乳児救護所の充実 | <p>避難所で生活することが困難な要配慮者が避難することができるよう、民間の介護施設等を含めて福祉避難所を指定し、整備していきます。</p> <p>また、妊産婦・乳児救護所の円滑な運営のため、協定を締結した大学等との連携強化を図ります。</p> | 総務部 |
| 197 | 新 | 防災センター機能の拡充 | <p>シビックセンター15階防災センターのレイアウトを見直します。</p> <p>また、スポーツセンターやシビックセンター低層階に防災センターの補完機能を構築します。</p> | 総務部 |
| 198 | | 不燃化推進特定整備地区(不燃化特区)事業の推進 | <p>大塚五・六丁目地区において、耐火性の高い建築物への建て替えを促進するため、建築物の除却工事費や建て替えに伴う建築設計費等の一部を助成します。</p> <p>また、地区内に設けた不燃化相談ステーションに建築士や弁護士等の専門家を派遣し、個々の問題解決を図り、建て替えを促進します。</p> | 都市計画部 |
| 199 | | 細街路の整備 | <p>対象となる建築主に対し、建築確認の申請前に、後退用地の範囲及び管理・整備方法について協議し、建築物の竣工に合わせて道路の拡幅整備工事を行います。</p> <p>また、申請に基づき拡幅部分における既存塀の撤去や水道メーターの移設等に掛かる費用の一部を助成します。</p> | 都市計画部 |

| | | | | |
|-----|---|---------------|--|-------|
| 200 | | 災害ボランティア体制の整備 | 社会福祉協議会が災害時に設置する災害ボランティアセンターの体制整備を支援します。平常時から、スタッフを養成し、組織化するとともに、関係機関との連携強化を図り、発災時に機能する体制づくりを進めます。 | 福祉部 |
| 201 | | 災害協定の拡充 | 被災していない他自治体や公共的団体、事業者等の協力を得て、災害対策の強化・充実をしていくため、各機関と協定を締結し、災害時に備えます。 | 総務部 |
| 202 | レ | 災害時医療の確保 | 大規模災害の発生に備え、災害医療救護体制の整備充実を図ります。 | 保健衛生部 |
| 203 | レ | *避難行動要支援者の支援 | 避難行動要支援者名簿及び避難支援計画の作成を行い、関係団体等との連携により、平常時からの顔の見える関係づくりや災害時の適切な支援を図ります。 | 総務部 |

*避難行動要支援者 高齢者、障害者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する方

4-4 防犯・安全対策

1 将来像

みんなで作る、犯罪や事故の一番少ないまち

だれもが安全に安心して暮らせるよう、地域ぐるみで支え守り合う自主的な防犯・安全活動が積極的に行われているとともに、被害に遭わない、遭わせない都市の整備が進んだ、犯罪や事故のないまちを目指します。

2 将来像の実現に向けた、現状と今後3か年の方向性

平成27年の区内刑法犯認知件数は1,730件であり、23区で最も少ない件数を継続していますが、窃盗や特殊詐欺などの身近な犯罪の減少率は鈍化しています。

また、交通事故死傷者数は、年々減少傾向にありますが、全ての交通事故死傷者数に占める、自転車に関係した交通事故による死傷者数の割合は、全国平均と比べても高い状況となっています。放置自転車についても、安全な歩行者空間の確保など、より道路の安全性・快適性の向上が求められています。

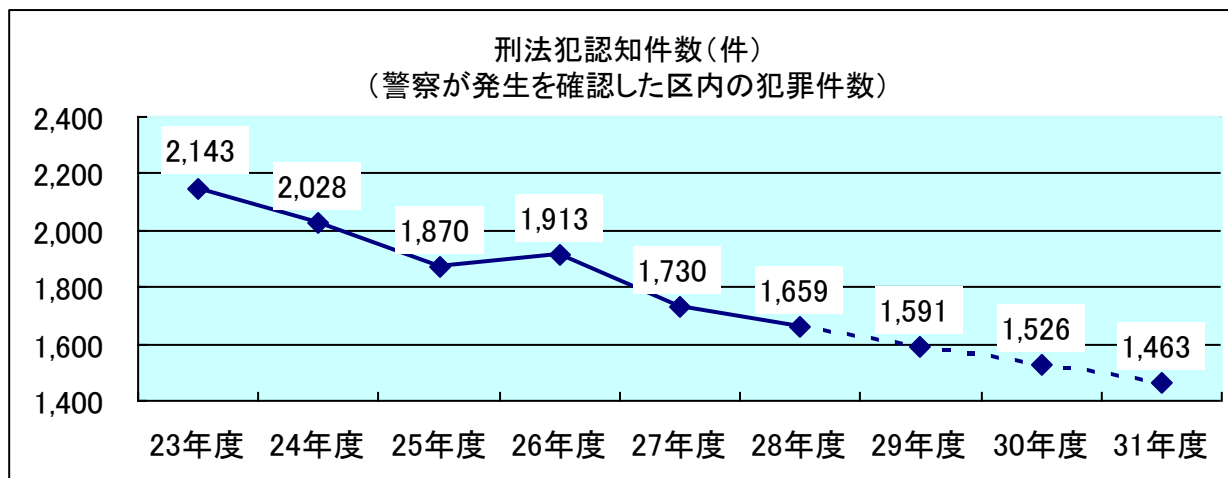
そこで、「文の京」安心・防災メール等を活用し、積極的に情報発信を進めるとともに、自主防犯パトロールカーの運行など、区民主体の防犯活動を支援するほか、特殊詐欺の未然防止対策として、自動通話録音機の無償貸与を行うなどの取組を進めます。

また、町会等の地域活動団体が区内において自主的かつ積極的にその取組を行っていただけるよう、推進地区を指定し、防犯カメラの設置補助など様々な活動支援を行い、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進します。

今後、更に交通安全意識の啓発活動の充実を図り、交通事故死傷者数を低減させ、事故のない安全なまちの形成を目指すとともに、より一層の放置自転車の削減に向け、自転車駐車場の整備や自転車シェアリング事業等の自転車対策を実施し、総合的な交通安全対策を推進します。

3 今後3か年の方向性の実現度を測るための指標

(1) 安全で安心して暮らせるまちづくり



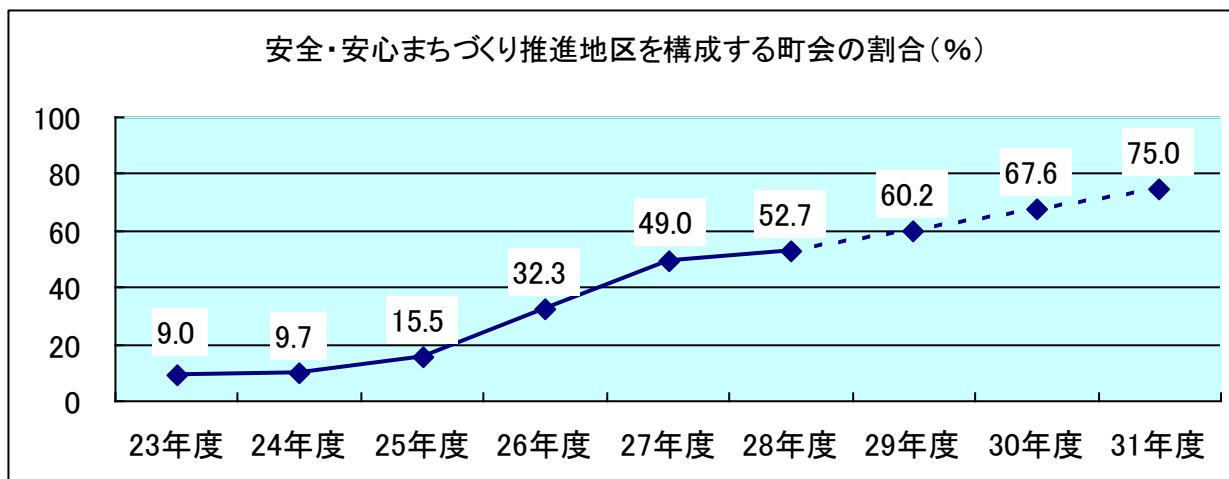
※ 出典：「警視庁統計」

【指標の内容、設定理由・根拠】

刑法犯認知件数とは、被害の届出等により、刑法犯罪として警視庁がその発生を確認した件数をいいます。この数値は、区内における犯罪発生状況の目安となり、件数(=犯罪)が少ないということは、安全に安心して暮らすことができる地域であることを示していることから、この数値を継続的に減少させることを目標として指数を設定します。

区内の人口が増加傾向を示している中であっても、着実に防犯対策を行っていくことで認知件数を減少させ、過去10年間の刑法犯認知件数減少率の平均値である対前年比4.1%を維持することを目標とします。

文京区及び文京区内の4警察署(富坂警察署、大塚警察署、本富士警察署、駒込警察署)で締結した「23区安全・安心ナンバーワンのまち『文の京』更なる安全・安心推進のための合意書」に基づいて、警察と連携した総合的な対策を推進し、23区で一番刑法犯認知件数の少ない、安全で安心な区を目指していきます。



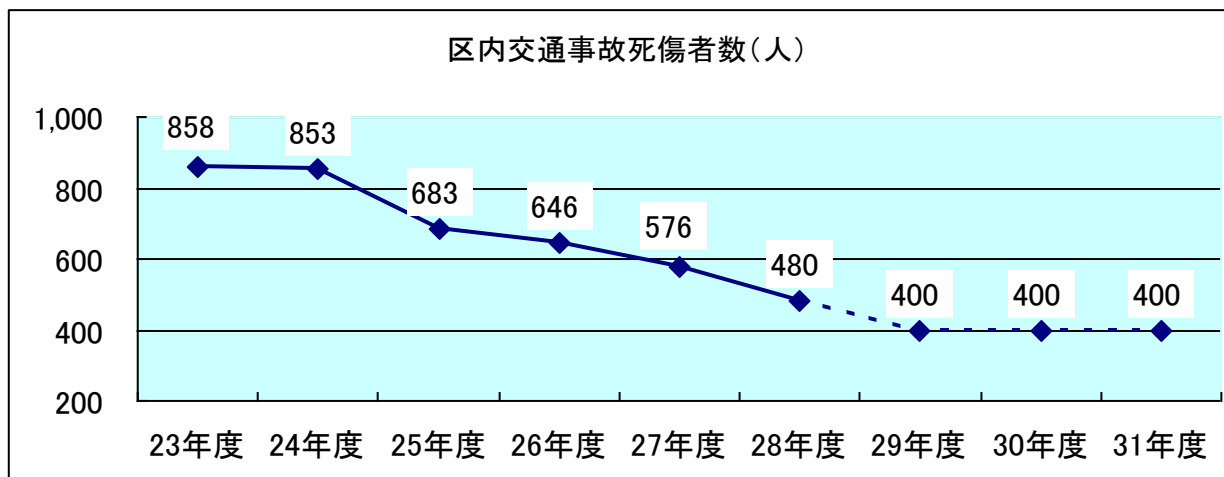
【指標の内容、設定理由・根拠】

安全・安心まちづくり推進地区とは、文京区安全・安心まちづくり条例第 17 条の規定に基づき、地域において自主的かつ積極的に活動を行っている団体からの申請により、その地域を、特定の施策を推進する地区として指定するものです。

推進地区は、単独又は複数の町会等により構成されており、推進地区の面的な広がり、区内における安全・安心まちづくりに対する区民等の意識及びその活動の広がり示す目安となります。区内全 155 町会のうち指定地区を構成する町会の割合は、区民の安全に対する意識が高まり、安心して暮らせる地域であることを示す指標となることから、設定するものです。

平成 18 年度の 2 地区（10 町会）の指定から、近年の区民の防犯に対する意識の高まりを受け、平成 27 年度末現在 22 地区（76 町会）を指定しており、全 155 町会に対する割合は 49%に達しています。今後とも、地域活動センターで行われる町会会合等の機会を捉え、推進地区における取組の紹介やノウハウの共有など、本制度の周知を図り、着実に割合を増やしていくことを目標とします。具体的には、平成 31 年度末までに全体の 75%の町会が推進地区の指定を受けることを目指して、各年度の目標値を定めます。

(2) 交通事故死傷者数の削減

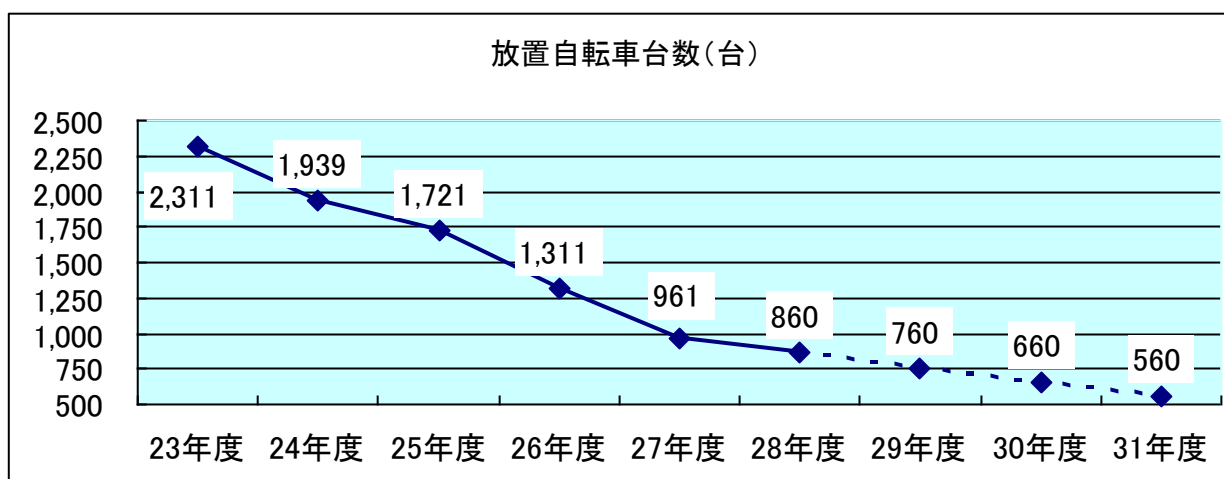


※ 出典：「警視庁交通年鑑」

【指標の内容、設定理由・根拠】

交通事故のない安全なまちを形成するために、年齢層別交通安全教室、自転車実技教室による自転車運転免許証の発行、区民のつどいの開催などにより交通安全意識の啓発活動の充実を図るとともに、安全で快適な道路環境の確保を通じて、区内交通事故死傷者数の低減を図ります。

(3) 放置自転車の削減等総合的な自転車対策による道路の安全性・快適性の向上



※ 出典：「駅前放置自転車等の現況と対策」

【指標の内容、設定理由・根拠】

放置自転車の警告・撤去、自転車駐車場の整備、自転車シェアリング事業等の総合的な自転車対策の推進により、放置自転車を削減していくことから、放置自転車台数を指標とします。

放置自転車の削減数については、撤去方法の改善等により毎年度100台の削減を目指し、道路の安全性・快適性の向上を図ります。

4 将来像の実現に向けた、今後3か年の計画事業

| 番号 | 区分 | 事業名 | 事業概要 | 所管部 |
|-----|----|----------------|---|-------|
| 204 | レ | 安全対策推進 | 文京区安全・安心まちづくり条例に基づき、協働・協治の考えの下、安全・安心まちづくり協議会における推進地区の指定や、防犯パトロール、メール等による情報発信など、地域の安全対策を推進します。 | 総務部 |
| 205 | | 文京区空き家等対策事業 | 管理不全の空き家等について、所有者等の申請に基づく区の助成により除却等を行い、区が跡地を原則として10年間借り受け、行政目的で使用します。 また、継続して使用できる空き家等については、所有者の意向を確認し、地域課題に取り組むNPO等へ物件情報を提供します。 | 都市計画部 |
| 206 | | 交通安全普及広報活動 | 交通安全意識の一層の普及を図るため、警察等の関係機関と協力しながら、自転車利用者のマナー向上などの各種講習会を実施するとともに、区民のつどいなどを通じて、交通安全の普及広報活動を展開します。 | 土木部 |
| 207 | レ | 総合的な自転車対策の推進 | 自転車を主要な交通手段と位置付け、放置自転車の警告・撤去、自転車駐車場の整備等の総合的な自転車対策を推進し、放置自転車を削減させます。 | 土木部 |
| 208 | | コミュニティ道路整備 | 幹線道路等に囲まれた地区ごとに、地域住民等からなる協議会にて整備計画を検討し、面的かつ総合的な交通安全対策を行います。 | 土木部 |
| 209 | レ | 橋梁アセットマネジメント整備 | 橋梁アセットマネジメント基本計画に基づき、予防保全的な橋梁の点検、修繕、架け替え等を行います。 | 土木部 |
| 210 | 新 | 自転車走行空間整備 | 歩行者、自転車、自動車それぞれの安全・安心を確保するため、自転車走行空間を整備します。 | 土木部 |

Ⅲ 行財政運営

行財政運営

1 将来像

(1) 区民サービスの向上

心の行き届いたサービスを受けられるまち

だれもが文京区に「住み続けたい」、「住んでみたい」と思えるように、区民の満足度や信頼感を一層高める心の行き届いたサービスを受けられるまちを目指します。

(2) 開かれた区役所

だれもが区政を身近に感じ、参画できるまち

だれにでもわかりやすく、区政情報を正確かつ迅速に提供し、説明責任を果たすことにより、区にかかわるすべての人・団体が、情報を交換しながら、同じ目線で語り合い、それぞれの持ち味を存分に発揮し、よりよいまちづくりを進めていきます。

(3) 区の公共施設

だれもが使いやすい公共施設のあるまち

将来的な財政負担や必要性を考慮し、施設全体を有効活用するとともに、地域による自主運営や、区立以外の施設と連携・協力による運営を進めることにより、地域の特性や利用者の利便を考えた公共施設を目指します。

(4) 行財政運営

信頼される行財政運営を推進するまち

歳入の安定確保に努めながら、限りある財源を真に必要な事業に充てていくとともに、職員一人ひとりが、創意工夫を凝らし、多様化・複雑化する区民ニーズに迅速かつ柔軟に対応していくことで、区民に信頼される行財政運営を推し進めます。

2 将来像の実現に向けた、現状と今後3か年の方向性

本区は、現在、特別区税や特別区交付金などの一般財源の増に支えられ、区民サービスの向上に適切に対応しています。しかし、一般財源は、社会経済の動向や税制改正等の影響を受けやすいものであり、また、少子高齢化の進展に伴い、引き続き社会保障関係経費の増加は続くことが想定され、将来的には、生産年齢人口の減少による税収の減少が懸念されます。これらのことから、区では、引き続き、自主財源を始めとする財源の積極的な確保と、事務事業の不断の見直しを行っていきます。

また、税負担の公平性やサービス間の公平性の確保の観点から、受益者負担の適正化に取り組むとともに、世代間の負担の公平性の観点から、基金と起債の適切な活用などにより、安定的な財政基盤を構築し、将来にわたって持続可能な財政運営を図ります。

一方、人口構成の変化に伴い、求められるサービスの内容も変化し、より個に応じたサービスが求められています。そのため、事務事業の選択と集中に取り組むことにより、限られた資源（ヒト・モノ・カネ）をより効果的に活用し、多様化する区民ニーズに対応するとともに、区民サービスの向上を図ります。

さらに、審議会における区民委員の拡充等により、引き続き、区政への区民参画を推進するほか、新たな行政評価の仕組みの構築や区政情報のオープンデータ化を進めるとともに、現場主義の職員育成や職員の仕事の進め方（働き方）の見直しを行うことで、「品質志向の区政運営」の更なる推進を図っていきます。

今後、公共施設やインフラの老朽化に伴う維持管理コストの増加や、人口構成の変化に伴う公共施設やインフラの利用需要の変化が見込まれます。これらのことに対応するため、中長期的な視点で、維持管理や運営に掛かるコストの平準化や抑制に取り組むほか、公有地及び区有施設の有効活用を図ります。

3 分野横断的な行財政運営の視点

(1) 区民サービスの向上

ア 職員育成

① *現場主義の職員育成

現状と課題

多様化する行政課題や区民ニーズに的確に対応するためには組織力の更なる強化が必要です。

「職員育成基本方針」では、本区が目指すべき職員の行動様式として「現場主義」を掲げ、様々な研修の中で現場主義の職員育成の取組を進めています。

基本的な考え方

「*品質志向の区政運営」を進めていくためには、区民生活が営まれる地域（現場）から課題を発見し、そこで体得した知見や自ら省察して構築した方法論を職場で共有しながら、これまでの取組や考え方など行政実務を客観的に捉え直していく一連のサイクルを確立することが重要です。

*政策創生塾の成果を施策に反映させるなど、職員一人ひとりの政策形成能力や、管理監督者の組織マネジメント能力の向上に向けた取組について、一層の充実を図っていきます。

② 事務改善・仕事の進め方（働き方）の見直し

現状と課題

限られた人員で、多様化する区民ニーズや増大する業務量に対応していくためには、より一層の事務改善に取り組み、効率的・効果的な業務運営を図っていくことが必要です。

平成 27 年度に実施した「職員の働き方に関するアンケート調査」の結果からは、勤務時間内で業務を効率的に進めていくためのスケジュール管理や組織内の情報・業務内容の共有など、職員や組織としての仕事の進め方（働き方）に関する課題が明らかになりました。

「品質志向の区政運営」を推進する観点からも、限られた時間で成果を出す働き方の改革や職場風土づくりについて、組織全体で取り組むことが求められます。

基本的な考え方

事務改善の取組や長時間労働の改善など、仕事の進め方（働き方）の見直しは、

* 現場主義 現場で様々な事態に直面し、悩む中で考え抜き、そこから得た知恵や理屈、経験を自治体経営の方法論に昇華させ、試行錯誤を経ながら洗練された実践につなげる行動

* 品質志向の区政運営 限られた経営資源のもとで、区民ニーズにかなったサービスを効果的に実施するために、個々のサービスに求められる品質を高めることで、本区の現在と未来に責任を持つ区政運営を行い、区民からの長期的な信頼を得ること。

* 政策創生塾 主任主事昇任 1 年目を対象とした職層研修で、実務の中心となる主任主事の政策形成能力の向上をテーマとした研修。研修成果を以降の区の施策として活用することを目標としている。

業務効率の向上、経費の節減、職員の健康維持などにつながります。

タイムマネジメント（時間管理）や情報共有、効率的な働き方等についてのスキルやノウハウを習得する職員研修を実施するほか、ワークライフバランスを意識したマネジメントスキルに関する管理職研修などを実施し、ワークライフバランスの推進と合わせて、さらに効果を上げていく取組を推進していきます。

これらを通じて、職員一人ひとりが業務の目的や方向性を正しく認識し、優先順位を付けた仕事の進め方をすることで、業務の効率化を図るとともに、業務内容を共有するための仕組みづくりや時間の使い方の工夫により、長時間労働の改善を図り、質の高い行政サービスの創出につなげていきます。

③ 実践的なOJT

現状と課題

OJT（On-the-Job Training（職場内教育））は、日々の仕事を通じて、職員個人の特性に応じたきめ細やかな個別指導が可能であることから、職員育成の面で効果的な手法です。各職場では、管理監督者を中心に職員の指導・育成体制を構築するとともに、職員一人ひとりが職場で人を育てる意識を持ち、互いに職務に関する知識や能力の習得などに努めていくことが重要です。

基本的な考え方

ベテラン職員の退職による世代交代が進む中、ノウハウの継承、業務の安定的な継続が不可欠であり、OJTの需要は更に高まっています。OJTの取組を推進するとともに、現場における研修の充実を図るため、OJTをも包含する「*ワークプレイスラーニング（Workplace Learning）」の考え方について、職員育成の手法として研究していきます。

イ ワンストップサービス化（児童手当等の電子申請の拡大）

現状と課題

国は、平成29年7月に予定されている地方の情報提供ネットワークシステムの運用開始等を見据え、各種検討・整理を行い、個人番号カードを用いてオンラインで一括して手続きが行える「子育てワンストップサービス」の検討を進めています。

これまでの面談による世帯の状況把握や他の部署支援との必要な連携などについて、対面手続としている趣旨を十分に踏まえた上で、オンライン化が適当と認められる申請等手続を電子的に行う事務処理体制を確立する必要があります。

基本的な考え方

マイナポータルの利用により、請求者の利便性や安全性の向上が期待できます。「子育てワンストップサービス」の制度設計が明らかになった段階で、十分に内容を確認しながら対応を検討していきます。

* ワークプレイスラーニング 「現場の学び」に焦点を当てたもので、日常的な仕事の進め方や人事制度を含めた職場全体の人材育成機能を総合的に捉え、トータルな立場から効果的な人材育成手法を探求していく学習や教育

ウ 多様な主体との協働（新たな公共の担い手）

現状と課題

平成 25 年度からの 3 か年事業として取り組んだ「新たな公共プロジェクト」は、3 年間の成果検証と今後の方向性を検討するための成果検証会議を設置し、報告書のとりまとめを行いました。

社会において、複雑化・多様化した課題はますます増加しており、福祉・子育て、防災等の様々な分野における住民主体の取組も盛んになってきています。

また、町会・自治会等の既存の地域活動団体、NPO 及び企業と新たな公共の担い手との更なる協働が求められることから、区全体での幅広い連携や協働の基盤を整えることが必要です。

基本的な考え方

成果検証会議の検証結果を踏まえ、事業の再構築を検討し、社会福祉協議会が運営する「フミコム（中間支援施設）」との有機的な連携を図りながら、引き続き担い手の創出育成に取り組んでいきます。また、地域活動センターを活用し、町会・自治会等の既存組織やNPO、企業等の多様な主体との幅広い連携や協働を推進する中で様々な地域課題の解決に取り組んでいきます。

エ 区民サービスの向上と効率的な施設の運営（指定管理者制度、業務委託等）

現状と課題

指定管理者制度は、平成 15 年の地方自治法の一部改正により創設された制度です。この改正により、公の施設の管理運営について、民間事業者等の幅広い団体に委ねることができるようになりました。これまで、区は様々な行政サービスの分野において、業務の民間委託や指定管理者制度を導入し、民間活力の活用を推進してきており、28 年度現在、体育施設や集会施設等の計 51 施設で指定管理者が管理運営を行い、区民サービスの向上を図っています。

複雑化・多様化する区民ニーズに的確に対応するために、よりきめ細かなサービスや、より柔軟なサービスの提供が求められています。そのため、公共サービスにおける民間活力の更なる活用を進め、効率的な施設の運営を図るとともに、品質の高いサービスを、安定的に提供していく必要があります。

基本的な考え方

基本構想に掲げる「みんなが主役のまち」を実現するため、区だけで公共サービスを提供するだけでなく、業務委託等によるサービスの提供など、民間活力の一層の活用や、区民や地域活動団体の自主的な活動が求められます。

公共サービスにおける行政の役割を認識した上で、区が実施すべきサービスについては、その水準を確保するために最も適したサービスの提供主体や手法を選択していきます。

① 指定管理者・委託事業等の管理・監督

現状と課題

これまで区では、区民サービス向上と経費削減を図ることに適した施設への指定管理者制度の導入を進めてきています。

平成 26・27 年度は、指定管理者において、安定的なサービスの提供が確保されるように、労働条件モニタリングのモデル実施を行いました。

基本的な考え方

指定管理者、日々履行型業務委託、プロポーザルにより事業者を選定した委託については、業務実績等の評価を行い、サービスの維持・向上を図ってきました。こうした取組を補完し、サービスの質をより担保するため、労働条件モニタリングを、指定管理者において、平成 28 年度から本格実施しました。

また、委託事業等においても、28 年度のモデル実施を踏まえ、29 年度以降の本格実施につなげていきます。

② 福祉サービス事業者の検査・指導監督等

現状と課題

区への権限移譲が進む中、介護保険、障害福祉、保育等の各種福祉サービス事業に関する指定業務及び検査・指導監督等の業務について、都と連携しながらノウハウの取得や人材の育成を図っていく必要があります。

また、検査・指導監督等に係る基準・指針・マニュアル等について整備し、検査率の向上と福祉サービスの質の確保に努める必要があります。

基本的な考え方

各種福祉サービス事業に関する指定業務及び検査・指導監督等の業務について、組織横断的な仕組みづくりを検討していきます。

検査・指導監督等に係る基準・指針・マニュアル等について、都から情報提供を受けるとともに、体制を整備した上で対応します。

③ 保育園調理の業務委託と栄養士の配置

現状と課題

区立保育園の給食調理については、これまで区の栄養士、調理職員、保育士等の連携と工夫により、安全・安心な給食を提供するとともに、積極的に食育を推進してきました。今後も正規職員の退職等の状況や職員配置、経験年数等に左右されない継続的かつ安定的な給食サービスを提供できるよう、円滑な移行を考慮した上で、計画的に保育園給食調理の業務委託を行っていく必要があります。

基本的な考え方

調理職員の定年退職が続くことが見込まれる中、将来にわたって継続的かつ安定的な保育園給食を提供していくため、定年退職者の状況をみながら調理業務の委託化を進めるとともに、現在、栄養士の配置されていない1歳児園にも栄養士を配置し食育の向上を図ります。

委託に当たっては、委託の効果・課題の検証、委託事業者への円滑な業務移行

及び食育や栄養管理の充実の観点から、定員数が少なく、現在栄養士が配置されていない1歳児園から委託を開始し、各年度1園から2園のペースで委託化を進め、いっそう良質な給食提供を図ります。

④ 健康センター

現状と課題

文京シビックセンター3階の健康センターでは、医学的なデータを踏まえたトレーニングを通じて、区民の健康づくりを推進しています。

近年、民間事業者により、様々なトレーニングメニューが提供されている中、区として提供すべき事業の範囲について検討する必要があります。

基本的な考え方

メディカルチェック機能を前提とした上で、健康づくりを支援するトレーニングメニューについて、民間事業者による実施の可能性について検討を行います。

⑤ 学校用務職員の配置計画（委託化・非常勤化の検討）

現状と課題

学校用務職員は、子どもたちや教職員が快適で安全・安心な学校生活を送る環境を維持していく役割を担っています。現在、正規職員と非常勤職員が配置されていますが、今後の正規職員退職等の状況を踏まえ、業務の執行体制を検討する必要があります。

基本的な考え方

継続的かつ安定的な用務業務が担えるように、用務職員の配置計画を立て、一部委託化や非常勤職員の対応等の可否について検討します。

(2) 開かれた区役所

ア わかりやすいホームページの構築

現状と課題

インターネットの普及により、ホームページによる情報発信が一般的となる中、文京区においても区政情報が集約されたホームページは、区の情報発信・広報活動において重要なものと位置付けられています。

文京区ホームページは、平成26年12月の全面リニューアルにより、サイト構造の再構築や*ウェブアクセシビリティ対応等を行い、探しやすさとわかりやすさの更なる向上を図りました。

高齢者や障害者を含む誰もが区政情報を正確かつ迅速に取得することができるよう、アクセスしやすく、使いやすいホームページ運営を図る必要があります。また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催等に向け、国内外からの来訪者の増加が見込まれる中、情報発信基盤の拡充を図る必要があります。

基本的な考え方

ウェブアクセシビリティの確保は一過性とするものではなく、ホームページ全体の品質管理の中で、永続的に取り組んでいく必要があります。そのための適正な運用を図るため、ページを作成する職員に対し「文京区ホームページアクセシビリティガイドライン」に基づくルールを徹底するとともに、JIS規格に基づく定期的な検証等を通じて、ウェブアクセシビリティの確保・向上につなげていきます。

また、ホームページの多言語対応の拡充を図るとともに、国内外からの観光客などに対し、区の観光情報や災害時の情報などの区政情報を、広く発信する基盤として、区有施設等に無料公衆無線LAN環境を整備します。

イ 有線テレビ広報活動

現状と課題

都市型有線テレビの区民チャンネルを活用した広報を展開し、広報機能の強化を図っています。また、番組制作を通じて、地域コミュニティの活性化を図るとともに、区内在住・在勤・在学者から選任したメディアパートナーが番組の企画等に参加し、区民との協働での番組の制作を行っています。

区民が必要とする情報を必要なときに提供できるよう、メディアパートナー会議等での受け手の評価も踏まえながら、引き続き番組内容の充実に努める必要があります。

基本的な考え方

テレビのメディア特性をいかした広報活動を強化するため、区民との協働で番組内容の充実に努めるとともに、インターネットによる動画配信にも引き続き取り組ん

* ウェブアクセシビリティ ホームページを利用する全ての人が、心身の機能や利用する環境に関係なく、ホームページで提供されている情報やサービスを利用できること。

でいきます。

また、災害時等の緊急対応の情報提供媒体としての整備を進めます。

ウ オープンデータの推進

現状と課題

オープンデータとは、区が保有する公共データを区民及び法人その他の団体が利活用しやすいようにするため、機械判読性が高く、二次利用可能なルールの下で公開すること、又はそのように公開されたデータを指します。公共データを利活用することで、経済の活性化や区民参画の推進などを図るため、各自治体では、国が策定した「*電子行政オープンデータ戦略」や「*世界最先端 I T 国家創造宣言」等を踏まえ、オープンデータを推進しています。

本区においてもオープンデータの更なる推進を図る必要があることから、平成 28 年度は、「文京区オープンデータ推進ガイドライン」を作成し、全庁的に周知するとともに、試行を開始しました。

基本的な考え方

区が保有する公共データを、様々な地域課題を解決するための貴重な社会的資源として捉え、誰もが、自由に使用・編集・共有ができるように、それらのデータをオープンデータとして、ホームページ上で積極的に公開します。

「文京区オープンデータ推進ガイドライン」に基づき、全庁的な体制により以下のことを目指していきます。

- ① 経済の活性化、新事業の創出
- ② 区民参画の推進
- ③ 行政の透明性・信頼性の向上

データの活用は官民の連携や協働を深めることで、より効果的になることから、運用に当たっては、先進事例の研究などを通じて、区民等のオープンデータに関するニーズの把握に努めます。

また、職員の意識向上や理解促進に向けた研修等を実施するとともに、他の自治体等の動向も踏まえ、広域的な連携について調査・研究を進め、オープンデータの更なる推進を図っていきます。

エ 財政状況等の公表

現状と課題

予算編成過程の公表、当初予算及び補正予算に係る資料、財政指標等の決算に係

* 電子行政オープンデータ戦略 公共データの活用促進に集中的に取り組むため、平成 24 年 7 月に、I T 戦略本部により決定された、オープンデータに関する基本戦略

* 世界最先端 I T 国家創造宣言 世界最高水準の I T 利活用社会の実現に向けて、I T ・情報資産の利活用により未来を創造する国家ビジョンとして、平成 25 年 6 月に閣議決定した。その中でオープンデータの推進は重要な施策として位置付けられている。

る資料、財務諸表など、区の財政に係る資料を継続的にわかりやすく公表しています。

区財政に係る情報を網羅的に把握できるよう様々な視点から積極的に開示していく必要があります。

基本的な考え方

新公会計制度を導入に伴い、財務諸表から得られる各種財政指標の分析や他自治体との比較を行うことによって、区民の方により分かりやすく、理解してもらうよう改善を図っていきます。

(3) 区の公共施設

ア 多様な行政需要への対応

特別養護老人ホーム、認可保育所、認定こども園、育成室や児童相談所、建て替えに伴う仮設施設、自転車駐車場等、様々な行政課題を解決するために、これらの施設の整備が必要となります。

高齢者施策、子育て支援施策など、主要な施策に必要な施設を整備する際に、区が設置場所を確保する場合には、原則として新たな用地取得を行わず、既存の区有地及び区有施設を積極的に活用します。

しかしながら、多様な行政需要への対応のため、未利用の国有地や都有地等が活用できる場合には、土地の取得又は定期借地制度を活用した貸付け等についても検討します。

なお、活用にあたり、施設の建設や管理運営については、*P F I (Public Finance Initiative) や*P P P (Public Private Partnership) などの手法も参考としながら、積極的に民間活力の活用を検討するとともに、社会経済情勢、区民ニーズ、地域特性等に的確に対応し、機能水準の高度化を図り、より利用しやすく、地域に貢献できる施設とします。

① 新たな活用を図る区有地及び区有施設

| | 現況建物等 | 所在地 | 土地数量 (㎡) | 建物延床 面積(㎡) |
|---|-------------------------|---------------|-------------|---------------|
| a | 旧アカデミー向丘 | 向丘 2-5-7 | 472.96 | 661.88 |
| b | 音羽地域活動センター敷地 | 目白台 3-4-11 | 942.35 | 414.16 |
| c | 旧水道交流館 | 水道 2-9-6 | 316.52 | 317.55 |
| | 水道二丁目児童遊園 | 水道 2-9 | 166.91 | — |
| d | 旧元町小学校 (元町公園) | 本郷 1-1-19 | 4,143.81 | 4,878.89 |
| | | (本郷 1-1) | (3,519.50) | — |
| e | 旧岩井学園(グラウンド及び教職員住宅を含む。) | 千葉県南房総市久枝 500 | 7,377.88 | 3,117.99 |
| f | 柳町遊び場 | 小石川 1-23 | 274.91 | — |

* P F I P F I法(民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律)に基づき、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法

* P P P 公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図るもの。

a 旧アカデミー向丘

| 現況(29~31年度予定) | 新たな活用の方向性 |
|-----------------------------|-------------------------|
| 誠之小学校育成室開設までの間、育成室として活用します。 | 中長期的な活用については、引き続き検討します。 |

b 音羽地域活動センター敷地

| 現況(29年度) | 新たな活用の方向性 |
|---------------------------------|--|
| 音羽地域活動センター移転後、育成室としての使用等を検討します。 | 育成室としての使用と併せて、敷地の一部を活用した自転車保管所やサイクルポートの使用を検討します。 |

c 旧水道交流館、水道二丁目児童遊園敷地

| 現況(29~31年度予定) | 新たな活用の方向性 |
|---|---|
| 旧水道交流館と水道二丁目児童遊園敷地の一体的な使用により、青柳保育園の改築期間中の仮園舎を設置します。 | 青柳保育園の仮園舎としての使用終了後、当該園舎を活用して、私立認可保育所を誘致し、開設します。 |

d 旧元町小学校(元町公園)

| 現況(29年度) | 新たな活用の方向性 |
|---|---|
| 区の整備方針等を検討し、まとめ、プロポーザル方式により、設計等の業者を選定します。 | 設置する施設等について、民間活力の活用を含めた検討を行い、保全・利活用を図ります。 |

e 旧岩井学園(グラウンド及び旧教職員住宅を含む。)

| 現況(29年度) | 新たな活用の方向性 |
|---|--|
| 旧岩井学園については、園舎を文化財収蔵庫として活用し、グラウンド及び旧教職員住宅については、売却を進めていきます。 | 旧岩井学園の園舎については、引き続き文化財収蔵庫として活用します。グラウンド及び旧教職員住宅については、引き続き、売却を推進します。 |

f 柳町遊び場

| 現況(29年度) | 新たな活用の方向性 |
|---|---|
| 平成元年に、小石川一丁目児童遊園(小石川1-24)が整備されたため、現在は、「遊び場」として暫定利用されています。 | 隣接する柳町こどもの森(柳町幼稚園、柳町保育園)及び柳町小学校等の改築に当たり、暫定利用の「遊び場」を、学校敷地として有効活用を図ります。 |

② 国有地や都有地の活用

〔国有地の状況〕

これまでも、国（関東財務局）と、未利用国有地の処分等に際して、公用・公共用のための国有地の活用にあたっての優先的な売却や定期借地制度を活用した貸付けについて、適宜、情報交換をしてきました。

国では、平成 25 年 4 月に、「待機児童解消加速化プラン」を策定し、29 年度末までに 40 万人分の受皿を確保することを目標として、様々な支援策を実施する中で、保育所施設を整備するに当たり、国有地を活用する場合には優先的売却や定期借地制度を利用した貸付けを積極的に行う方針が出されました。

26 年 8 月には、「国と地方公共団体が連携した地域の国公有財産の最適利用について」の通知があり、地域における公的施設の国と地方公共団体が連携した国公有財産の最適利用を図る取組（エリアマネジメント）について、情報提供がありました。具体例としては、国と地方公共団体の双方が管理する施設の空きスペースの活用、庁舎等の合築、土地・建物の交換等が挙げられています。

また、27 年 11 月に、「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」が取りまとめられ、介護施設整備のための更なる活用を進めるため、28 年 1 月には、国（関東財務局）から、定期借地権設定契約による減額貸付け等を実施する旨の通知がありました。

〔都有地の状況〕

都では、都有地を活用した地域の福祉インフラ整備事業を実施しており、区に対して、適宜、未利用の都有地の状況についての情報提供が行われています。

また、平成 28 年 9 月に、「待機児童解消に向けた緊急対策」がまとめられ、認可保育所や小規模保育等の様々な保育サービスの整備を進めるため、都独自の整備費補助を拡充するほか、建物の賃借料補助を創設するなど、新たな対策が提示されました。

こうした国や都の動きを踏まえ、区では、多様な行政需要への対応のため、区有地の活用だけでは賅えない場合であって、適する未利用の国・都有地等があるときには、土地の取得又は定期借地制度を活用した貸付け等を検討します。

イ 公共施設マネジメントの取組

現状と課題

限られた財源の中で公共施設等を有効に活用していくためには、従来の考え方や手法からの転換を図り、サービスの質を維持しながら財政負担の軽減を実現する対策に取り組んでいく必要があります。

施設を現状のまま維持するだけでなく、コストを最少に抑えながら効果が最大となるよう、施設を最適な状態で保有し、運営し、維持していく必要があります。

また、施設の建築・整備にあたっては、設計段階から施工、さらには竣工段階ま

で、それぞれの段階において、区が求める施設として適切な内容となっているかを、事務的な見地と技術的な見地との両面から確認・検査を行う仕組みづくりが必要です。

基本的な考え方

経営的視点から、施設の最適化を図るため、平成 29 年 3 月策定の「公共施設等総合管理計画」に基づく、公共施設マネジメントの取組を推進していきます。

ウ 施設の機能向上 / 区民サービス向上

① シビックセンターの機能向上

文京シビックセンターは、庁舎棟が築 22 年、ホール棟が築 17 年となり、設備等の耐用年数から大規模修繕・改修等が必要な時期を迎えつつあり、竣工時から変化してきた社会情勢や区民ニーズ等を踏まえた「社会的劣化」や建物の経年劣化による「物理的劣化」を解消するために、施設全体としての計画的な取組が必要となっています。

そのため、平成 28 年度に策定した「文京シビックセンター改修基本計画」に基づき、必要な改修を行います。

なお、改修に当たっては、以下の五つの基本的な視点を定め、様々な来庁者が訪れる複合施設として、利用者の利便を第一に考え、だれもが使いやすい公共施設を目指します。

[a 防災拠点としての機能向上を図ります]

シビックセンターは、防災拠点として、大地震などの災害時には区民の生命と財産を守る中心的機能を果たします。これまでも、東日本大震災発生時に、シビックセンター内に帰宅困難者を受け入れるなどの対応をしていますが、被害の程度によっては、インフラの復旧に長時間を要することを想定しなければなりません。

そのため、非常時の発電機能の強化を図るほか、非構造部材の耐震化、浸水対策等により、帰宅困難者を含めた来庁者の更なる安全確保対策を行います。さらに、災害対策本部を低層階で補完できるよう必要な設備や非常用電源を確保し、区民サービスの継続や災害時の情報収集・発信に支障が出ないよう防災拠点としての機能向上を図ります。

[b 省エネ・CO₂排出量の削減により環境負荷の軽減を図ります]

シビックセンターは、これまでも、空調の運転管理や照明の縮減の徹底、照明器具のLED化などにより、温室効果ガス排出総量の削減に努めていますが、空調設備、給排水衛生設備、電気設備を高効率の機器に更新することで、省エネ・CO₂排出量を削減し、更なる環境負荷の軽減を図ります。

[c ユニバーサルデザインの充実等による来庁者等の利便性を向上させます]

シビックセンターは、年間約 300 万人の様々な人々が訪れる公共性の高い超高層の複合施設です。施設は、福祉整備要綱などで求められる機能を満たしていますが、より利用者の視点を重視して、誰もが安全で快適に利用できるように配慮したユニバーサルデザインの考え方に基づく整備、バリアフリー化を進めます。

具体的には、シビックセンターの誘導・案内サインの見直しと合わせて多言語化対応を進めるほか、公衆無線 LAN の利用可能エリアの拡充、エレベーターの待ち時間の改善を図る運行管理システムの導入、洋式大便器や温水洗浄便座への更新によるトイレの利便性の向上などを順次行います。

[d 行政需要への変化に柔軟に対応できるようにします]

シビックセンターの低層階には、出来る限り区民利用の多い施設を配置するなどの配慮をしていますが、区民の需要や要望の多様化に対応するため、セキュリティ対策・プライバシー保護などを考慮した窓口カウンターへの改善を行うほか、区民需要の変化に応じたフロアの有効活用が図られるよう取り組みます。

[e 計画的・効率的な改修等により経費の縮減を図るとともに建物の健全性を確保します]

空調設備・給排水設備・電気設備等の更新に当たっては、施設利用者への安全・安心の確保、環境負荷の低減にも取り組みます。

また、それぞれの改修費用の縮減や事業予算の平準化を図るため、技術革新の成果やこれまでの維持管理において蓄積されたノウハウなどを積極的に活用し、機器更新経費やランニングコストの縮減を目指します。

② 戸籍住民課における混雑時の窓口増設等

現状と課題

文京区では、シビックセンターにおいて、住民異動に伴う各種届出等の窓口業務を一元的に処理しています。転入届や転出届の集中する時期（3・4月）は、毎年、戸籍住民課窓口が混み合いますが、平成 28 年 3 月と 4 月は、マイナンバー通知カードや個人番号カードの取扱業務が重なったことで、例年以上の混雑が発生しました。

また、マイナンバーカード（個人番号カード）を利用して、コンビニエンスストアで、住民票の写し、印鑑登録証明書や住民税納・課税証明書を取得できるサービス（コンビニ交付）が、28 年 10 月から運用を開始しました。

なお、22 年度から、地域活動センター（礪川を除く 8 か所）に併設されている区民サービスコーナーでは、住民票の写し、印鑑登録証明書、個人住民税の課税・納税証明書や母子健康手帳の発行等を平日の午前 9 時から午後 8 時までと土日休日の午前 9 時から午後 5 時まで行っています。

マイナンバーカードの発行状況やコンビニ交付サービスの利用動向を踏まえ、区民サービスコーナーのあり方について検討していく必要があります。

基本的な考え方

シビックセンターの戸籍住民課窓口の混雑緩和策として、シビックセンター内での、住民異動届（転入届、転出届、印鑑登録届の各種手続）の受付窓口の増設について、設置場所や開設時間等を含め検討します。

また、区民サービスコーナーは、マイナンバーカードの発行状況やコンビニ交付の利用状況を踏まえ、開設時間の短縮や今後のあり方について検討していきます。

③ 四季の郷薬師温泉やまびこ荘

現状と課題

新潟県魚沼市にある「四季の郷薬師温泉やまびこ荘」は、平成 23 年 4 月から民間事業者（湯之谷薬師スキー場管理組合）に運営を委託し、施設の維持管理のほか、山村体験施設としての特徴をいかし、田植え・稲刈り体験や尾瀬ハイキング等の山村体験交流事業を実施しています。

魚沼市と文京区は、災害時の相互協力のほか、教育・観光分野などにおいても、両都市のそれぞれの特徴をいかした事業連携の拡大を図っていくため、25 年 4 月に相互協力協定を締結しました。

現在、四季の郷薬師温泉やまびこ荘は、建物使用貸借契約により貸付けを行っており、施設の管理及び運営に関する協定を締結し、山村体験宿泊施設として、湯之谷薬師スキー場管理組合が運営しています。建築後 30 年以上が経過している施設は、老朽化に伴う各種設備等の改修が必要となっており、施設のあり方等を踏まえた検討が必要となっています。

基本的な考え方

当分の間、魚沼市との交流と区民の山村体験施設の拠点としていくことを踏まえ、運営のあり方と老朽化に伴う各種設備の改修について検討します。

また、相互協力協定の趣旨を踏まえ、山村体験交流事業については、魚沼市観光協会等の地域関係団体との連携を図りながら、更なる充実した事業となるような取組を展開していきます。

なお、建物使用貸借契約の期間は、3 年ごとに更新を行うため、次期更新の時期（平成 31 年度末）までに、今後の施設の維持方針等の抜本的な検討を行っていきます。

④ ふるさと歴史館

現状と課題

ふるさと歴史館は、文京区の歴史や文化財をあらゆる世代の方に伝え、触れてもらうことで、郷土に対する愛着や関心を深めるため、平成 3 年に開館しました。

開館から 25 年以上経過し、空調設備や給排水設備等が老朽化しており、設備等改修が必要となるほか、歴史資料等の保管場所が不足しています。

また、入館者数の漸減傾向への対応を検討していく必要があります。

基本的な考え方

施設のあり方を見直すとともに集客力のアップに向けた検討を進めます。

⑤ 児童発達支援センター

現状と課題

児童発達支援センターで行っている児童発達支援事業は、心身の発達になんらかの遅れや偏りのある幼児を対象に、通所による療育指導を行うもので、遊びを通じて豊かな発達を促すよう、専門スタッフと連携をとりながら、社会生活・集団生活などへの適応能力の向上を図っています。

また、児童発達支援センターで行っている放課後等デイサービスは、心身の発達になんらかの遅れや偏りのある就学児を対象に、放課後や土曜日、夏休み等の長期休業中において、生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流の促進等を行っています。

平成 27 年度の教育センター開所時から、児童発達支援事業（そよかぜ）及び放課後等デイサービス（ほっこり）は、区直営により運営しています。

放課後等デイサービスについては、サービスを提供している民間事業者も多くなってきました。

基本的な考え方

放課後等デイサービス（ほっこり）については、運営方法も含め、より効果的な事業のあり方について検討していきます。

エ 施設の効果的・効率的な活用

施設を効果的・効率的に活用するため、老朽化が進んでいる施設の改築に併せて、地域の特性や区民ニーズを踏まえ、他の施設との複合化や集約化、より行政需要の高い施設への転換等を進め、公共施設の最適配置の実現を目指します。

① 文京清掃事務所

現在、廃棄物の収集・運搬・処分や作業用自動車の運営管理等を行っている文京清掃事務所（後楽一丁目）及び本郷分室（湯島四丁目）の庁舎は、いずれも築 35 年以上経過し、老朽化が進んでいます。

そのため、ごみ収集・運搬作業の一層の効率化を図るため、文京清掃事務所と本郷分室を統合し、施設の効果的・効率的な活用の考え方を踏まえた改築等を検討していきます。

② 湯島総合センター

湯島総合センターは、地上 5 階建て（地階及び屋階あり）の建物に、幼稚園、福祉センター、図書館、児童館、育成室、保育園（私立認可保育所分園）等が入る複合施設です。

建物は、築 36 年が経過し、老朽化が進んでおり、改築又は大規模な改修が必要な時期を迎えております。

改築等に当たっては、施設の効果的・効率的な活用を踏まえた検討を行います。

(4) 行財政運営

ア 新たな行政評価

現状と課題

区ではこれまで、基本構想の実現に向け、政策・施策、事務事業の効果的な*PDCAサイクルを実行するため、「基本構想実現度評価」や「事務事業評価」、「行政評価手法を用いた事務事業の見直し」を行ってきました。

限られた資源（ヒト・モノ・カネ）で、増加する行政サービスの質を向上させ、「品質志向の区政運営」を更に推進していくためには、政策・施策が目指す方向性と、それを実現するための事務事業とを有機的に結び付ける、総合的な視点に立った行政評価の仕組みが必要です。

また、評価に当たっては、根拠となる関連データを多角的に活用することで、区民等にも分かりやすく、客観的な評価結果を示すとともに、行政評価が組織マネジメントに資するよう、職員の実践的な取組が必要です。

基本的な考え方

政策・施策、事務事業を総合的に評価する手法のほか、区職員や学識経験者の専門性と区民の視点を効果的に活用する評価体制などについて、基本構想推進区民協議会に設置した「政策・施策評価部会」の知見も踏まえて検討します。

なお、新たな行政評価は、平成 29 年度に試行後、事務事業のフルコスト情報の活用が可能となる新公会計制度の導入に合わせ、30 年度から本格実施します。

イ 新たな歳入の確保

現状と課題

将来的には、生産年齢人口の減少による税収の減少等が懸念される中で、安定した財政基盤の確立の一助となる税収以外の歳入の確保が求められます。

区では、区ホームページへの*バナー広告の掲載等、区が有する有形、無形の財産を活用し、新たな歳入の確保に努めていますが、更なる歳入の確保が求められます。

また、自動販売機の設置方法の見直しにより、設置者を原則として公募による入札で決定することで歳入の確保を行っています。

基本的な考え方

広告収入については、これまでも印刷物だけではなく、区ホームページのバナー広告などの導入等を進めてきました。区有施設や車両、区道等、有形無形の資産を問わず、広告料収入の対象とし、指定管理者や委託事業者等が維持管理を行う施設の広告導入も検討し、更なる広告収入の確保を図ります。

また、「ふるさと納税」（自治体への寄附）の仕組みを活用するなど、様々な手法を研究し、歳入の確保につなげていきます。

* PDCAサイクル Plan（計画）、Do（実行）、Check（点検・評価）、Action（見直し）の活動を継続的に行うことで、プロセスの改善を図ること。

* バナー広告 ウェブページ上に、画像やテキストを貼り付けるタイプのインターネット広告

① ふるさと納税を活用した取組

現状と課題

「ふるさと納税」は、自治体への寄附金税制が拡充されたもので、寄附金とほぼ同額（制限あり）の税額控除を行うことで、自治体への寄附を促すものです。

「生まれ育ったふるさとに貢献できる」、「自分の意思で応援したい自治体を選ぶことができる」など、自分の生まれ故郷に限らず、どの自治体にでも「ふるさと納税」（寄附）を行うことができます。

「ふるさと納税」（寄附）を行うと、税金が控除されますが、平成27年4月からは、確定申告を行う必要がなかった給与所得者等については、ふるさと納税を行う際に申請することで確定申告が不要になる「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が始まり、28年度住民税からは控除限度額が拡大しました。こうしたことから、ふるさと納税の使途をPRしながら、ふるさと納税を活用して地域の実情に応じた事業に積極的に取り組んでいる自治体が増えています。

文京区では、「ふるさと納税」の仕組みを活用して、文京区ゆかりの文人である森鷗外、石川啄木、樋口一葉の基金を設け、それぞれの顕彰事業に役立てています。

また、文京区の姉妹都市ドイツ連邦共和国カイザースラウテルン市が受け入れている難民のうち同伴保護者がいない12歳から17歳までの若者に対するドイツ語の教育や生活支援のための寄附金を募集しています。

基本的な考え方

ふるさと納税については、過剰な返礼品による見返りを受けた住民のみが、実質的に税の負担を軽減されるという恩恵を受け、その他の住民は、税収の減少による行政サービスの低下を甘受しなければならないという不公平が生じるなどの課題も含んでいます。区では、区の施策に共感し、ご賛同いただいた方々の社会貢献の思いを実現するといった視点を大切にしながら、ふるさと納税の仕組みを活用していきます。

その取組の一つとして、貧困状態にある子どもたちへの支援メニューに対して、*クラウドファンディングの手法等を活用した取組を幅広く検討していきます。

② 公園遊具等への寄附募集

現状と課題

公園遊具等の整備に当たっては、地域住民のご意見を取り入れ、公園の再整備と合わせて行っており、クジラ公園や船公園といった、地域に根ざした愛称をモチーフとした遊具を設置している例もあります。

基本的な考え方

公園は、誰もが憩い、又は遊びを楽しむための場所です。より親しみやすく、

* クラウドファンディング 不特定多数の人が通常インターネット経由で他の人々や組織に財源の提供や協力などを行うこと。

より愛着の持てる場となるよう、公園遊具等の整備に当たり、区民や企業などからの寄附を募ります。

③ 有料広告付施設案内板等の設置による収入

現状と課題

区役所では、インフォメーションによる案内のほか、庁舎案内図や案内表示サイン等により、来庁する区民等利用者の利便性を図っています。

これまで、サイン計画等に基づき、各種案内表示等を設置してきましたが、民間事業者には、企業広告の入った案内板を作成し、設置から表示の更新等のメンテナンス、広告の入替えまでを担う他の自治体でも実績のある事業者があります。

基本的な考え方

区が、区役所庁舎案内や会議室案内等のタッチディスプレイ式表示案内板等の設置場所を提供し、民間事業者が、表示板の作成や設置、各種メンテナンスを有料広告収入により賄うことで、無償で区民への情報提供サービスの充実を図るとともに、施設案内板等の設置料収入を確保します。

ウ 行政コストの明確化

現状と課題

財務諸表の中で行政コスト計算書等を公表しています。

新公会計制度の導入に伴うセグメント分析で得られたデータ等の行財政運営への活用が課題となります。

基本的な考え方

基本構想実施計画事業を対象として、セグメント別行政コスト計算書等を作成し、事務事業評価に活用していきます。

このほかにも事業別、施設別の行政コスト計算書を作成し、予算編成、受益者負担の適正化等への活用を図っていきます。

エ 受益者負担の適正化

現状と課題

行政が提供するサービスを利用する人と利用しない人との間における負担の公平性を考え、公費で賄う部分と受益者が負担する部分とのバランスを適正に保つことが必要です。これを「受益者負担の適正化」といいます。

行財政改革推進計画（平成24年度～28年度）に基づき、公の施設等に係る使用料等の算定において、対象とするコストの範囲や施設の性質に基づく負担割合を定めて原価を算出するといった共通ルールを明らかにした上で、平成25年度と28年度に、使用料等の改定を行ってきました。

使用料等の算定の対象となるコストの明確化や施設の性質に基づく負担割合等の考え方について整理する必要があります。

基本的な考え方

使用料等の算定の対象となるコストをより明確にするとともに、施設ごとの負担割合等の考え方についての検討を踏まえ、受益者負担の適正化を図っていきます。

なお、幼稚園保育料については、子ども・子育て支援新制度の導入により、公定価格（利用者負担限度額）の考え方が示されたことから、この「受益者負担の適正化」の考え方とは切り離して、国が示す公定価格等を踏まえた観点から、別に検討していきます。

あわせて、子育て施設である育成室等についても、別に検討します。

オ 保育所・幼稚園・認定こども園・育成室の保育料の体系的見直し / 減額・免除規定の見直し

現状と課題

- ① 公定価格を踏まえた適正な保育料設定
公定価格（利用者負担限度額）と現状の保育所保育料の負担水準に大きな乖離（かいり）があるため、利用者負担の見直しが必要です。
- ② 保育所保育料の階層区分のフラット化
国の保育料の階層区分が8階層に対し、本区は29階層と細分化されており、区民の生活実態を十分に反映しているとは言えない状況です。
- ③ 認定区分間の負担水準の適正化
長時間の預かり保育を利用する1号認定（保育を必要としない満3歳以上児）の児童と2号認定（保育を必要とする満3歳以上児）の児童の負担水準の適正化を図っていく必要があります。
- ④ 育成室保育料の検討
育成室保育料は、幼稚園保育料と共に、行財政改革推進計画（平成24年度～28年度）における受益者負担の考えの下で、適正化を図ってきましたが、子ども・子育て支援新制度の導入に伴う子育て施策に係る保護者負担のあり方と整合を図りながら、見直しを検討していく必要があります。

基本的な考え方

保育所保育料については、公定価格を踏まえた保育料に設定するとともに階層区分についても国基準を踏まえたフラット化を目指しますが、保護者からの理解が不可欠であるため、丁寧な説明を行いながら検討を進めていきます。

また、公定価格を踏まえた保育所・幼稚園・認定こども園の保育料と育成室保育料の見直しとともに、低所得者等への減額・免除規定の見直しについても検討していきます。

カ 補助金のあり方

現状と課題

行財政改革推進計画（平成24年度～28年度）に基づき、「補助金に関するガイド

ライン」を策定し、全ての補助金についてチェックシートを活用した検証を行うとともに、ホームページに公開することにより透明性を高めました。

補助金に関するガイドラインに基づく検証結果について、補助金ごとに差が生じないよう検証結果の平準化を図る必要があります。

基本的な考え方

補助金に関するガイドラインの継続的かつ適正な運用を行い、必要性、公平性等の十分な検証を行うとともに、課題と今後の方向性を明確にし、事業の改善・見直しにつなげていきます。

キ 職員定数の適正化の推進

現状と課題

人口の増加や区民ニーズの多様化、さらには国等の制度改正により業務量は増加傾向にあります。こうした中、事務事業の見直し等により、ここ数年の職員定数は横ばいとなっています。

基本的な考え方

多様化する区民ニーズに的確に対応していくため、新たな行政評価等を通じ事務事業の徹底した見直しを行い、引き続き職員数の適正化に努めていきます。

なお、こうした見直し等によっても対応が難しい、新たな業務が生じる場合などにあっては、その事務量や運営方法等を十分精査した上で、必要な人員配置について検討していきます。また合わせて、業務量の著しい変化や新たな制度に対応するため、外部人材の活用等も含め、迅速かつ柔軟な人事制度についても検討を進めていきます。

ク 組織

これまでも、効率的かつ効果的な施策や事業を展開する観点から、社会経済状況に即した組織改正に取り組み、一定の成果を上げてきました。

しかし、社会状況や価値観の変化に伴う区民ニーズの多様化・高度化が進む一方で、地域主権改革等、区政を取り巻く状況は大きく変化しています。

また、地域の課題を地域で解決する責任ある自治の実現のためには、既存の地域活動団体や新たな公共の担い手との協働等により、区政運営を進めていかなければなりません。

このような点を踏まえた上で、更なる行政課題の解決を図るため、基本構想に掲げる「簡素で効率的な組織体制の構築」の実現に向け、区として今後どうあるべきか、長期的な視点から組織のあり方、見直しの方向性について検討を進めていく必要があります。

① 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会への対応組織

現状と課題

平成 25 年 9 月に開催都市が東京に決定したことを受けて、26 年度からアカデミー推進部にオリンピック・パラリンピック推進担当課長を設置し、気運醸成等の取組を行っています。

リオデジャネイロ 2016 オリンピック・パラリンピック競技大会後、東京 2020 大会に向けて限られた期間で準備をしていくに当たり、開催都市の一翼を担うため、区もホストシティとしての独自施策を展開するとともに、大会組織委員会や都と連携し的確に対応していくため、全庁横断的な体制をもって取り組んでいく必要があります。

基本的な考え方

平成 29 年度から 32 年度までの間、準備から本番、大会後までの各段階に応じた組織体制が求められることから、計画的な組織や人事配置を検討します。

② 福祉部のあり方

現状と課題

福祉部は、所掌事務が広範に及んでおり、スパン・オブ・コントロールの点で、適正な規模についての検討が必要となります。

また、国民健康保険制度の広域化を平成 30 年に控えていることや、国において「地域包括ケアシステム」の考え方が高齢者福祉にとどまらず、共生社会の視点から議論されるようになっていきます。

基本的な考え方

医療と介護を過不足なく受けながらその地域で暮らしていきける、「地域包括ケアシステム」の確立が急務となっています。また、健康の推進や維持に資する取組の充実が重要な課題となっているため、こうした状況に対応できる組織づくりの検討を行います。

③ 空き家対策の推進組織

現状と課題

これまで、本区の空き家等対策事業は、管理不全な状態にある老朽空き家を対象に、除却及び跡地の有効活用等を行うことを主な目的としてきました。危機管理課では、管理不全な空き家等に関する情報の収集・整理や助言・指導を行うとともに、「空き家等対策事業」として、空き家等の建物除却費用を助成し、区が跡地を 10 年間無償で借り受け、行政利用を行う事業を実施しています。

「空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）」が、平成 27 年 5 月に施行されたことに伴い、庁内関係部署で構成する「空き家対策庁内検討会」において、区内の空き家対策全般について、検討を進めるとともに、専門家等の意見を聴くための「空家等対策審議会」を設置しました。空家等に関する対策を総合的かつ計画的に検討する必要があります。

基本的な考え方

平成 29 年度からは都市計画部に関連事務を移管し、「空家等対策計画」の策定など、組織横断的に空き家に関する対策を実施します。

④ 施設管理部のあり方

現状と課題

行財政改革推進計画（平成 13～15 年度）に基づき、公共施設の施設管理の一元化を図るため、維持管理、修繕業務、改築・新築工事を受け持つ組織として、14 年度に施設管理部を設置し、施設の効率的かつ計画的な維持保全業務を進めるとともにライフサイクルコストの削減を図ってきました。

あわせて、この間、業務の委託内容の見直しや同種の業務委託を統合することなどにより、効率化やコスト縮減に寄与してきました。

15 年の地方自治法改正により、公の施設の管理について、指定管理者制度が導入できることとなり、本区でも 18 年度から、体育施設や集会施設等に順次、指定管理者制度を導入するなど、業務の民間委託以外の民間活力の活用手法が拡大してきています。

また、老朽化施設の大規模改修や改築、近年の待機児童対策や超高齢社会への対応等に伴う新たな施設整備などの急増する課題があり、その解決には、区有施設整備の体制や維持保全体制を見直していく必要があります。

基本的な考え方

平成 29 年 3 月策定の「公共施設等総合管理計画」に基づき、これまでの「維持保全」の考え方と合わせて、今後も急増する新たな行政需要に柔軟に対応していくため、施設管理部のあり方について検討していきます。